

## 託送供給等約款申請内容（現行規定との比較）

東京電力パワーグリッド株式会社

平成 28 年 10 月 31 日申請

託送供給等約款（H29.4 実施予定）	託送供給等約款（H28.4 実施）
<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適用</p> <p>当社が、当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第 2 条第 1 項第 7 号に定める電力量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。</p> <p>なお、この約款において託送供給および電力量調整供給とは、次のものをいいます。</p> <p>(1) 託送供給</p> <p>次の接続供給および振替供給をいいます。</p> <p>イ 接続供給</p> <p>当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神</p>	<p style="text-align: center;">I 総 則</p> <p>1 適用</p> <p>当社が、当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業もしくは電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロにもとづき行なわれる電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給または電気事業法第 2 条第 1 項第 7 号に定める発電量調整供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給等約款（以下「この約款」といいます。）によります。</p> <p>なお、この約款において託送供給および発電量調整供給とは、次のものをいいます。</p> <p>(1) 託送供給</p> <p>次の接続供給および振替供給をいいます。</p> <p>イ 接続供給</p> <p>当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神</p>

奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕をいいます。)内の場所(会社間連系点を除きます。)において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ 振替供給

当社が契約者から当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) 電力量調整供給

次の発電量調整供給および需要抑制量調整供給をいいます。

イ 発電量調整供給

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

ロ 需要抑制量調整供給

当社が需要抑制契約者から、電気事業法第2条第1項第7号ロに定める特定卸供給(以下「特定卸供給」といいます。)

奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕をいいます。)内の場所(会社間連系点を除きます。)において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

ロ 振替供給

当社が契約者から当社以外の小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

(2) ~~発電量調整供給~~

当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、需要抑制契約者に、需要抑制契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

## 2 託送供給等約款の認可および変更

- (1) この約款は、電気事業法附則第3条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

## 3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### (1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

### (2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

## 2 託送供給等約款の認可および変更

- (1) この約款は、電気事業法附則第~~9~~条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給等約款によります。

## 3 定義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### (1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する小売電気事業者、一般送配電事業者、特定送配電事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

### (2) 発電契約者

この約款にもとづいて当社と発電量調整供給契約を締結する者をいいます。

(3) 需要抑制契約者

この約款にもとづいて当社と需要抑制量調整供給契約を締結する者をいいます。

(4) 発電者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する者で当社以外の者をいいます。

(5) 需要者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(6) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(7) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(8) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(9) 受電地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点，発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点または需要抑制量調整供給に係る電気を需要抑制契約者から受電する地点をいいます。

(10) 発電場所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電する場所をい

(3) 発電者

小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する者で当社以外の者をいいます。

(4) 需要者

契約者が小売電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる者をいいます。

(5) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(6) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(7) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(8) 受電地点

当社が，託送供給に係る電気を契約者から受電する地点~~または~~発電量調整供給に係る電気を発電契約者から受電する地点をいいます。

(9) 発電場所

発電者が，発電量調整供給に係る電気を発電する場所をい

ます。

(11) 供給地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(12) 需要場所

需要者が、契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(13) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(14) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(16) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(17) 発電量調整受電電力量

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(18) 発電量調整受電計画電力

ます。

(10) 供給地点

当社が、託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(11) 需要場所

需要者が、契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(12) 会社間連系点

当社以外の一般送配電事業者が維持および運用する供給設備と当社が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(13) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(14) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(15) 発電量調整受電電力

発電量調整供給の場合で、受電地点において、当社が発電契約者から受電する電気の電力をいいます。

(16) 発電量調整受電電力量

受電地点において、当社が発電契約者から受電する発電量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(17) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(19) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(20) 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(21) 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(22) 振替受電電力

振替供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

(23) 振替受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(24) 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(25) 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

発電量調整受電電力の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

~~(18)~~ 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

~~(19)~~ 接続受電電力

接続供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

~~(20)~~ 接続受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

~~(21)~~ 振替受電電力

振替供給の場合で、受電地点において、当社が契約者から受電する電気の電力をいいます。

~~(22)~~ 振替受電電力量

受電地点において、当社が契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

~~(23)~~ 接続供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

~~(24)~~ 接続供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(26) 振替供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

(27) 振替供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(28) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(29) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(30) 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(31) 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(32) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整供給の場合で、受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する電気の電力をいいます。

(33) 需要抑制量調整受電電力量

受電地点において、当社が需要抑制契約者から受電する需要抑制量調整供給に係る電気の電力量をいいます。

(34) 需要抑制量調整受電計画電力

~~(25)~~ 振替供給電力

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

~~(26)~~ 振替供給電力量

供給地点において、当社が契約者に供給する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

~~(27)~~ 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

~~(28)~~ 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

~~(29)~~ 接続対象計画電力

接続対象電力の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

~~(30)~~ 接続対象計画電力量

接続対象電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

需要抑制量調整受電電力の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(35) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電電力量の計画値で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(36) ベースライン

需要抑制量調整供給を行なう場合の基準となる電力量で、需要抑制契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

(37) 通告電力量

接続供給の場合は、会社間連系点において当社が契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

振替供給の場合は、当社があらかじめ契約者に通知する振替受電電力量および振替供給電力量の計画値をいいます。

(38) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(39) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)であって、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力、振替送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(40) 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)であって、接続送電サ

~~(31)~~ 通告電力量

接続供給の場合は、会社間連系点において当社が契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知するものをいいます。

振替供給の場合は、当社があらかじめ契約者に通知する振替受電電力量および振替供給電力量の計画値をいいます。

~~(32)~~ 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

~~(33)~~ 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)であって、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力、振替送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

~~(34)~~ 契約電流

契約上使用できる最大電流(アンペア)であって、接続送電サ

ービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(41) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(42) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力，振替受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(43) 最大需要電力等

低圧で供給する場合は，接続供給電力の最大値をいいます。

高圧または特別高圧で供給する場合は，30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。

(44) 発電バランシンググループ

30（電力および電力量の算定）(22)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または30（電力および電力量の算定）(23)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(45) 需要バランシンググループ

30（電力および電力量の算定）(24)に定める接続対象計画差

ービス契約電流および臨時接続送電サービス契約電流をいいます。

(25) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）であって、接続送電サービス契約容量および臨時接続送電サービス契約容量をいいます。

(26) 契約受電電力

受電地点における接続受電電力，振替受電電力または発電量調整受電電力の最大値（キロワット）で，契約者または発電契約者と当社との協議によりあらかじめ定めた値をいいます。

(27) 最大需要電力等

低圧で供給する場合は，接続供給電力の最大値をいいます。

高圧または特別高圧で供給する場合は，30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。

(28) 発電バランシンググループ

29（電力および電力量の算定）(17)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応補給電力量または29（電力および電力量の算定）(18)イもしくはロに定める発電量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で，発電契約者があらかじめ発電量調整供給契約において設定するものをいいます。

(29) 需要バランシンググループ

29（電力および電力量の算定）(19)に定める接続対象計画差

対応補給電力量または30（電力および電力量の算定）(25)に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

(46) 需要抑制バラシンググループ

30（電力および電力量の算定）(26)に定める需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または30（電力および電力量の算定）(27)に定める需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、需要抑制契約者があらかじめ需要抑制量調整供給契約において設定するものをいいます。

(47) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(48) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(49) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(50) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(51) 契約主開閉器

対応補給電力量または~~29~~（電力および電力量の算定）~~(29)~~に定める接続対象計画差対応余剰電力量を算定する対象となる単位で、契約者があらかじめ接続供給契約において設定するものをいいます。

~~(40)~~ 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

~~(41)~~ 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

~~(42)~~ 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

~~(43)~~ 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

~~(44)~~ 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(52) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(53) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(54) 給電指令

発電者の発電機もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(55) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(56) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 託送供給等に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または電力量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需要者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(45) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項に定められた検査をいいます。

(46) 定期補修

一定期間を限り定期的に行なわれる補修をいいます。

(47) 給電指令

発電者の発電機もしくは会社間連系点の運用または需要者の電気の使用について、当社から指令することをいいます。

(48) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

(49) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5 託送供給等に関する取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、当社の専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給または発電量調整供給の申込みおよび実施に際して得た情報

については、託送供給、電力量調整供給または再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづく再生可能エネルギー電気卸供給を実施する目的以外に使用いたしません。

## 6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、振替受電電力、接続供給電力、振替供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、需要抑制量調整受電電力、需要抑制量調整受電計画電力、契約電力、契約受電電力、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イを適

については、託送供給~~または発電量調整供給~~を実施する目的以外に使用いたしません。

## 6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 発電量調整受電電力、発電量調整受電計画電力、接続受電電力、振替受電電力、接続供給電力、振替供給電力、接続対象電力、接続対象計画電力、契約電力、契約受電電力、最大需要電力等およびその他の電気の電力の単位は、次の場合を除き、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イまたは20（臨時接続送電サービス）(2)イ(ロ)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

ロ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イを適

用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

(4) 発電量調整受電電力量, 発電量調整受電計画電力量, 接続受電電力量, 振替受電電力量, 接続供給電力量, 振替供給電力量, 接続対象電力量, 接続対象計画電力量, 需要抑制量調整受電電力量, 需要抑制量調整受電計画電力量, ベースライン, 通告電力量, 発電量調整受電計画差対応補給電力量, 発電量調整受電計画差対応余剰電力量, 接続対象計画差対応補給電力量, 接続対象計画差対応余剰電力量, 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量, 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量, 給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし, 低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は, 最小位までといたします。

(5) 力率の単位は, 1パーセントとし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は, 1円とし, その端数は, 切り捨てます。

## 7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は, そのつど契約者, 発電

用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。

(4) 発電量調整受電電力量, 発電量調整受電計画電力量, 接続受電電力量, 振替受電電力量, 接続供給電力量, 振替供給電力量, 接続対象電力量, 接続対象計画電力量, 通告電力量, 発電量調整受電計画差対応補給電力量, 発電量調整受電計画差対応余剰電力量, 接続対象計画差対応補給電力量, 接続対象計画差対応余剰電力量, 給電指令時補給電力量およびその他の電気の電力量の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし, 低圧で受電する場合の30分ごとの接続受電電力量および30分ごとの発電量調整受電電力量ならびに低圧で供給する場合の30分ごとの接続供給電力量の単位は, 最小位までといたします。

(5) 力率の単位は, 1パーセントとし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(6) 料金その他の計算における合計金額の単位は, 1円とし, その端数は, 切り捨てます。

## 7 実施細目

この約款の実施上必要な細目的事項は, そのつど契約者~~または~~

契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者および需要者と別途協議を行なうことがあります。

## II 契約の申込み

### 8 契約の要件

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が電力量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ 接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ 振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ 需要者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者および需要者と別途協議を行なうことがあります。

## II 契約の申込み

### 8 契約の要件

(1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気が発電量調整供給に係るものまたは当社が供給する託送供給に供する電気であること。

ロ 接続供給の場合，契約者が需要者の需要の計画値に応じた電気の供給が可能であること。

ハ 振替供給の場合，契約者が営む小売電気事業，一般送配電事業，特定送配電事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

ニ 需要者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり，電気設備に関する技術基準，その他の法令等にしたがい，かつ，別冊に定める系統連系技術要件を遵守して，当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ 契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

ホ 高圧または特別高圧で供給する場合は、契約者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ 契約者が、需要者にこの約款における需要者に関する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

ト 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。

チ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。

(ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。

(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ 発電者が発電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

(3) 需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要抑制契約者が特定卸供給を行なう事業を営む者で、次のいずれにも該当すること。

(i) 需要者に対して、次のaおよびbの事項を定めた需要抑制に関する計画を適時に策定し、当該計画にしたがって適切な需要抑制の指示を適時に出すことができること。

(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 発電契約者が発電量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ロ 発電者が発電する電気が当社が行なう託送供給に係るものであること。

ハ 発電者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしたがい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

ニ 高圧または特別高圧で受電する場合は、発電契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ホ 発電契約者が、発電者にこの約款における発電者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者がこの約款における発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

a 需要抑制量 (1キロワットをこえる電気を抑制しようとするものに限ります。)

b 需要抑制の実施頻度および時期

(a) (イ)によってえられた100キロワットをこえる電気を供給しようとするものであること。

(b) 電気の安定かつ適正な供給を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。

(c) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し、実施および維持できること。

(d) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が供給力を確保するよう、当該契約者と需要抑制契約者との間または当該契約者と需要者との間で適切な契約がなされていること。

ロ 需要抑制契約者が需要抑制量調整受電計画電力量に応じて電気を供給すること。

ハ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

ニ 需要抑制量調整受電電力量の算定上、需要場所が29 (計量) (3)に該当しないこと。

ホ 需要抑制契約者が、需要者にこの約款における需要者に関

する事項を遵守させ、かつ、需要者がこの約款における需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。

## 9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約もしくは振替供給契約を希望される場合、発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合または需要抑制契約者が新たに需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み、発電契約者から発電量調整供給の申込みまたは需要抑制契約者から需要抑制量調整供給の申込みをしていただきます。

なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

### (1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場に限り。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限り。）するにあ

## 9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約~~または~~振替供給契約を希望される場合~~または~~発電契約者が新たに発電量調整供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から託送供給の申込み~~または~~発電契約者から発電量調整供給の申込みをしていただきます。

なお、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とする電気については、その容量を明らかにしていただき、21（予備送電サービス）の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

### (1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者または発電契約者から小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電（原則として高圧または特別高圧で受電する場に限り。また、接続供給または振替供給の場合は、受電地点が会社間連系点のときに限り。）するにあ

たり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

たり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者または発電契約者は、接続供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）もしくは振替供給契約（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）または発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 契約者の名称
- b 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）
- c 当該接続供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容
- d 接続受電電力の最大値および最小値
- e 接続供給の開始希望日

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者の名称
- b 当該振替供給に必要となる当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容

- c 振替受電電力の最大値および最小値
- d 供給地点
- e 振替供給の開始希望日
- f 振替供給の希望契約期間
- (ハ) 発電量調整供給の場合
  - a 発電契約者の名称
  - b 発電者の名称, 発電場所および受電地点
  - c 発電設備の発電方式, 発電出力および系統安定上必要な仕様
  - d 発電量調整受電電力の最大値および最小値
  - e 受電地点における受電電圧
  - f 発電場所における負荷設備および受電設備
  - g 発電量調整供給の開始希望日
  - h 発電量調整供給の希望契約期間

ハ 検討期間および調査料

- (イ) 当社は, 原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。
- (ロ) 当社は, 1受電地点1検討につき21万6千円を調査料として, 受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし, 検討を要しない場合には, 調査料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

- イ 当社は, 契約者が希望される場合に, 契約者に小売電気事

- c 振替受電電力の最大値および最小値
- d 供給地点
- e 振替供給の開始希望日
- f 振替供給の希望契約期間
- (ハ) 発電量調整供給の場合
  - a 発電契約者の名称
  - b 発電者の名称, 発電場所および受電地点
  - c 発電設備の発電方式, 発電出力および系統安定上必要な仕様
  - d 発電量調整受電電力の最大値および最小値
  - e 受電地点における受電電圧
  - f 発電場所における負荷設備および受電設備
  - g 発電量調整供給の開始希望日
  - h 発電量調整供給の希望契約期間

ハ 検討期間および調査料

- (イ) 当社は, 原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。
- (ロ) 当社は, 1受電地点1検討につき21万6千円を調査料として, 受電側接続検討の申込み時に発電契約者から申し受けます。ただし, 検討を要しない場合には, 調査料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

- イ 当社は, 契約者が希望される場合に, 契約者に小売電気事

業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ロ) 契約電力，契約電流または契約容量

(ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ニ) 負荷設備または主開閉器

(ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ 負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ 当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。

業，特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり，工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 契約者は，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により，供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合，契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

(ロ) 契約電力，契約電流または契約容量

(ハ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧

(ニ) 負荷設備または主開閉器

(ホ) 接続供給の開始希望日および使用期間

ハ 負荷設備，契約電力，契約電流または契約容量については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，契約者から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ニ 当社は，原則として供給側接続事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(3) 需要抑制量調整供給事前検討の申込み

イ 当社は、需要抑制契約者が希望される場合に、特定卸供給の用に供する電気を受電するにあたり、工事の要否および工事が必要な場合の当該工事の種別についての検討（以下「需要抑制量調整供給事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 需要抑制契約者は、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、需要抑制量調整供給事前検討の申込みをしていただきます。この場合、需要抑制契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によります。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要抑制契約者の名称

(ロ) 需要者の名称, 需要場所 (供給地点特定番号を含みます。)

(ハ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

ハ 当社は、原則として需要抑制量調整供給事前検討の申込みから2週間以内に検討結果をお知らせいたします。

(4) 契約の申込み

契約者は、(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を、需要抑制契約者は、二の事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者

(2) 契約の申込み

契約者は、(1)ロ(イ)または(ロ)の事項およびイまたはロの事項を、発電契約者は、(1)ロ(ハ)の事項およびハの事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8（契約の要件）(1)へおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する需要者の契約者に対する承諾書の写し~~または~~8（契約の要件）(2)ホに定める

に対する承諾書の写し、8（契約の要件）（2）ホに定める発電者の発電契約者に対する承諾書の写しまたは8（契約の要件）（3）ホおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を当社が需要抑制契約者に対し提供することに関する需要者の需要抑制契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合または需要抑制契約者と需要者との間で締結する需要抑制に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび需要抑制量調整供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が需要抑制契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断するときは、当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。

なお、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）（1）チに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

発電者の発電契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし、発電契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等において、発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、~~また~~は、~~契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等~~において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断するときは、当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。

~~また~~、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）（1）チに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。

また、需要抑制量調整供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）(3)イに定める要件を満たすことを証明する文書を提出していただきます。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備
- (ニ) 契約電力，契約電流または契約容量
- (ホ) 契約受電電力
- (ヘ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 電気の調達先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者，発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ス) 連絡体制
- (ル) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間  
なお，受電地点が会社間連系点となる場合には，37（託送供給等の実施）(1)ロに準じて連系線利用計画を当社所定の様式

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称，用途，需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電気方式および供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備，主開閉器，受電設備および発電設備
- (ニ) 契約電力，契約電流または契約容量
- (ホ) 契約受電電力
- (ヘ) 希望される接続送電サービス，臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別
- (ト) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値
- (チ) 電気の調達先となる契約者~~または~~発電契約者の名称および調達量の計画値
- (リ) 電気の販売先となる契約者~~または~~発電契約者の名称および販売量の計画値
- (ス) 連絡体制
- (ル) 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には，契約使用期間  
なお，受電地点が会社間連系点となる場合には，~~36~~（託送供給等の実施）(1)ロに準じて連系線利用計画を当社所定の様式

により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。また、契約者が、振替供給契約によらず受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、37（託送供給等の実施）(5)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

また、負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ 振替供給の場合

- (イ) 契約電力
- (ロ) 契約受電電力
- (ハ) 振替受電電力の計画値
- (ニ) 電気の調達先となる発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (ホ) 連絡体制
- (ヘ) 当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。また、契約者が、振替供給契約によらず受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、~~36~~（託送供給等の実施）(4)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

また、負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。

ロ 振替供給の場合

- (イ) 契約電力
- (ロ) 契約受電電力
- (ハ) 振替受電電力の計画値
- (ニ) 電気の調達先となる発電契約者の名称および調達量の計画値
- (ホ) 連絡体制
- (ヘ) 当社が小売電気事業、一般送配電事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約等の内容または申込内容

なお、37（託送供給等の実施）(2)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

ハ 発電量調整供給の場合

- (イ) 契約受電電力
- (ロ) 発電量調整受電計画電力
- (ハ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値
- (ニ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値
- (ホ) 連絡体制

なお、発電契約者が、契約者の振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、37（託送供給等の実施）(5)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

ニ 需要抑制量調整供給の場合

- (イ) 需要抑制契約者の名称
- (ロ) 需要抑制量調整受電計画電力
- (ハ) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの需要抑制量調整受電計画電力量に対応する、需要抑制の予定電力量（1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合で、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量を設定すると

なお、~~36~~（託送供給等の実施）(2)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

ハ 発電量調整供給の場合

- (イ) 契約受電電力
- (ロ) 発電量調整受電計画電力
- (ハ) 電気の調達先となる契約者~~または~~発電契約者の名称および調達量の計画値
- (ニ) 電気の販売先となる契約者~~または~~発電契約者の名称および販売量の計画値
- (ホ) 連絡体制

なお、発電契約者が、契約者の振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、~~36~~（託送供給等の実施）(4)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

きは、需要場所ごとの需要抑制量調整供給に係る需要抑制の予定電力量といたします。)の最小値

(二) 需要抑制を行なう場合の30分ごとの販売計画の最小値

(ホ) 需要者の名称および需要場所（供給地点特定番号を含みます。）

(ハ) 需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者の名称

(ト) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる30（電力および電力量の算定）(18)イまたはロ

(チ) 電気の調達先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および調達量の計画値

(リ) 電気の販売先となる契約者、発電契約者または需要抑制契約者の名称および販売量の計画値

(ヌ) 需要抑制量調整供給の開始希望日

(ル) 連絡体制

なお、需要抑制契約者が、契約者の振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、37（託送供給等の実施）(5)イに準じて連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。

また、需要抑制バランシンググループごとの(ト)の算定方法となる30（電力および電力量の算定）(18)イまたはロのいづ

れかの適用を開始した後1年間は同一の算定方法の適用を継続していただくものといたします。

(5) 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、小売電気事業、一般送配電事業および特定送配電事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分限り、(4)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

(6) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当

(4) 当社は、接続供給契約（受電地点〔会社間連系点の場合に限ります。〕に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、小売電気事業、一般送配電事業および特定送配電事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分限り、(3)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「契約者に係る基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、契約者に係る基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

(5) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当

社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にもなって必要となる事項に関する契約(以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

(7) 当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項(当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指定した方法により需要抑制契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にもなって必要となる事項に関する契約(以下「需要抑制契約者に係る基本契約」といいます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、需要抑制契約者に係る基本契約の契約期間は、需要抑制契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。)について、当社が指定した方法により発電契約者に提出していただくことがあります。この場合、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にもなって必要となる事項に関する契約(以下「発電契約者に係る基本契約」といいます。)を当社とあらかじめ締結していただきます。

なお、発電契約者に係る基本契約の契約期間は、発電契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

また、発電契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

また、需要抑制契約者に係る基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。

#### 10 契約の成立、契約期間および振替送電サービス契約電力

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、需要抑制量調整供給契約は、需要抑制量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

##### イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の場合

#### 10 契約の成立、契約期間および振替送電サービス契約電力

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、発電量調整供給契約は、発電量調整供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

##### イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、20（臨時接続送電サービス）を利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）を利用される場合の契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 振替供給~~または~~発電量調整供給の場合

契約期間は、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が成立した日から、契約者、発電契約者または需要抑制契約者の申込みにもとづき、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給、発電量調整供給または需要抑制量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

- (3) 振替送電サービス契約電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。
- (4) (2)および(3)の協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、契約期間および振替送電サービス契約電力を制限していただくことがあります。

#### 11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ託送供給または電力量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または電力量調整供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または電力量調

契約期間は、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約が成立した日から、契約者~~または~~発電契約者の申込みにもとづき、契約者~~または~~発電契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給~~または~~発電量調整供給の開始日から起算して1年未満とならないものといたします。

- (3) 振替送電サービス契約電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。
- (4) (2)および(3)の協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、契約期間および振替送電サービス契約電力を制限していただくことがあります。

#### 11 託送供給等の開始

- (1) 当社は、接続供給契約、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約の申込みを承諾したときには、契約者~~または~~発電契約者と協議のうえ託送供給または発電量調整供給の開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに託送供給または発電量調整供給を開始いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた託送供給または発電量調

整供給の開始日に託送供給または電力量調整供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせし、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と協議のうえ、託送供給または電力量調整供給の開始日を定めて託送供給または電力量調整供給を開始いたします。

## 12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者は、当該託送供給または電力量調整供給の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

## 15 供給および契約の単位

(1) 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 接続送電サービスまたは1 臨時接続送電サービスを適用し、1 電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって託送供給を行ない、1 発電場所につき、1 電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ 1 需要場所につき、次の2 臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の臨時接続送電サービスとこれ以外の1 接続送電サービス（ロの場合は、2 接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

~~整供給~~の開始日に託送供給または~~発電量調整供給~~ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者~~または~~発電契約者にお知らせし、あらためて契約者~~または~~発電契約者と協議のうえ、託送供給または~~発電量調整供給~~の開始日を定めて託送供給または~~発電量調整供給~~を開始いたします。

## 12 供給準備その他必要な手続きのための協力

契約者、発電契約者、発電者または需要者は、当該託送供給または~~発電量調整供給~~の実施にともない当社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

## 15 供給および契約の単位

(1) 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 接続送電サービスまたは1 臨時接続送電サービスを適用し、1 電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって託送供給を行ない、1 発電場所につき、1 電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって発電量調整供給を行ないます。

イ 1 需要場所につき、次の2 臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の臨時接続送電サービスとこれ以外の1 接続送電サービス（ロの場合は、2 接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

(ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス

(ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス

ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、1接続供給契約を結び、1需要バランシンググループを設定いたします。この場合、それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則とし

(イ) 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

(ロ) 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスのうちの1臨時接続送電サービス

ロ 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合

(イ) 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス

(ロ) 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスのうちの1接続送電サービス

ハ 共同引込線による引込みで託送供給または発電量調整供給を行なう場合

ニ 予備送電サービスをあわせて契約する場合

ホ その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合

(2) 接続供給の場合、当社は、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者および需要場所について、1接続供給契約を結び、1需要バランシンググループを設定いたします。この場合、それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則とし

て、1契約者に対して1接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望される場合は、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

(3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものいたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について、1振替供給契約を結びます。

(4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものいたします。）および発電バランスンググループについて、1発電量調整供給契約を結びます。

なお、低圧の受電地点に係る発電場所および当社が指定する系統運用上必要な調整機能を有する発電設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）に該当する発電場所は、原則として1発電バランスンググループに属するものいたします。この場合、調整電源に該当する発電場所は、原則として発電場所ごとに発電バランスング

て、1契約者に対して1接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望される場合は、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

(3) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電契約者または電力広域的運営推進機関が定めた発電契約者（発電契約者が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものいたします。）および1供給地点（当社以外の一般送配電事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）について、1振替供給契約を結びます。

(4) 発電量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものいたします。）および発電バランスンググループについて、1発電量調整供給契約を結びます。なお、低圧の受電地点に係る発電場所は、1発電バランスンググループに属するものいたします。

グループを設定していただきます。

また、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。）の受電地点に係る発電場所が発電バランスグループに含まれる場合は、次のとおりといたします。

イ 回避可能費用単価（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める回避可能費用単価をいいます。）が卸電力取引所が公表する額となる再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランスグループを設定していただきます。また、附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(4)ホで適用されるインバランスリスク単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の再生可能エネルギー特別措置法第2条第5項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）に係って受電する電気のみに係る発電バランスグループ（以下「特例発電バランスグループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用される

また、再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法〔以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。〕第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備をいいます。）の受電地点に係る発電場所が発電バランスグループに含まれる場合は、次のとおりといたします。

イ 回避可能費用単価（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕に定める回避可能費用単価をいいます。）が卸電力取引所が公表する額となる再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランスグループを設定していただきます。また、附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(4)ホで適用されるインバランスリスク単価（再生可能エネルギー特別措置法施行規則に定めるインバランスリスクに係る単価をいいます。）が異なる再生可能エネルギー発電設備をあわせて使用されるときは、同一の再生可能エネルギー特別措置法第4条第1項に定める特定契約（以下「特定契約」といいます。）に係って受電する電気のみに係る発電バランスグループ（以下「特例発電バランスグループ」といいます。）に含まれる再生可能エネルギー発電設備に適用される

インバランリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ 附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(4)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ハ 再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき受電する場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき受電する再生可能エネルギー発電設備とそれ以外の再生可能エネルギー発電設備とが共に含まれないように発電バランシンググループを設定していただきます。この場合、再生可能エネルギー電気卸供給約款に係る発電場所は、1 発電量調整供給契約に属するものといたします。

(5) 需要抑制量調整供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた需要場所（需要場所が複数ある場合は、同一の一般送配電事業者の供給設備に接続するものといたします。）および需要抑制バランシンググループについて、1 需要抑制量調整供給契約を結びます。

なお、低圧で電気の供給を受ける需要場所および当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整負荷」といいます。）に該当する需要場所は、1 需要抑制バランシンググル

インバランリスク単価が同一となるように特例発電バランシンググループを設定していただきます。

ロ 附則6（発電量調整供給契約についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕）(4)の適用を受ける再生可能エネルギー発電設備の受電地点に係る発電場所は、発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等が異なる複数のバランシンググループに属することはできないものといたします。

ープに属するものといたします。

また、需要抑制契約者が1需要抑制バランシンググループに係る需要場所を複数とすることを希望される場合は、需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者が同一で、かつ、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法となる30（電力および電力量の算定）（18）イまたはロが同一となるように需要抑制バランシンググループを設定していただきます。この場合、当該需要場所は複数の需要抑制バランシンググループに属することはできないものといたします。

#### 16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお知らせいたします。

#### 17 契約書の作成

当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との間で、原則として託送供給または電力量調整供給の開始前に、託送供給または電力量調整供給に関する必要な事項について、契約書を作成

#### 16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者または発電契約者にお知らせいたします。

#### 17 契約書の作成

当社は、契約者または発電契約者との間で、原則として託送供給または発電量調整供給の開始前に、託送供給または発電量調整供給に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。

いたします。

### Ⅲ 料 金

#### 18 料金

料金は、次のとおりといたします。

##### (1) 契約者に係る料金

イ 契約者に係る料金は、ロによって算定された日程等別料金、23（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに25（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ 日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)または(ヘ)に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）を合計して算定（近接性評価割引を行なう場合は、近接性評価割引額を差し引いたものといたします。）といたします。

(イ) 検針日

(ロ) 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サー

### Ⅲ 料 金

#### 18 料金

料金は、次のとおりといたします。

##### (1) 契約者に係る料金

イ 契約者に係る料金は、ロによって算定された日程等別料金、23（接続対象計画差対応電力）によって算定された接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金ならびに24（給電指令時補給電力）(1)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

ロ 日程等別料金は、19（接続送電サービス）によって算定された接続送電サービス料金、20（臨時接続送電サービス）によって算定された臨時接続送電サービス料金および21（予備送電サービス）によって算定された予備送電サービス料金（以下「送電サービス料金」といいます。）のうち、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)または(ヘ)に定める日が同一となるもの（この場合、当該同一となる日を以下「料金算定日」といいます。）を合計して算定（近接性評価割引を行なう場合は、近接性評価割引額を差し引いたものといたします。）といたします。

(イ) 検針日

(ロ) 電灯定額接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サー

ビスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または30（電力および電力量の算定）（29）の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ニ) 27（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ヘ) 30（電力および電力量の算定）（33）の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

#### ハ 近接性評価割引

(イ) 適用

契約者が，近接性評価地域（別表2〔近接性評価地域および近接性評価割引額の算定〕(1)に定める地域といたします。）に立地する発電場所における発電設備（以下「近接性評価対象発電設備」といいます。）を維持し，および運用する発電契約者から，当該発電設備に係る電気を受電し，接続供給を利用する場合に適用いたします。

なお，契約者が，近接性評価対象発電設備を維持し，およ

ビスおよび動力臨時定額接続送電サービス（以下「定額接続送電サービス」といいます。）の場合または~~29~~（電力および電力量の算定）（~~29~~）の場合，その供給地点の属する検針区域の検針日

(ハ) 電灯臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時定額接続送電サービスで応当日（その供給地点を新たに設定した日に対応する日をいいます。）にもとづき料金算定期間を定める場合，応当日

(ニ) ~~26~~（検針日）(5)の場合，実際に検針を行なった日

(ホ) 契約者が供給地点を消滅させる場合，消滅日（特別の事情があり，その供給地点の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。）

(ヘ) ~~29~~（電力および電力量の算定）（~~26~~）の場合，電力量または最大需要電力等が協議によって定められた日

#### ハ 近接性評価割引

(イ) 適用

契約者が，近接性評価地域（別表2〔近接性評価地域および近接性評価割引額の算定〕(1)に定める地域といたします。）に立地する発電場所における発電設備（以下「近接性評価対象発電設備」といいます。）を維持し，および運用する発電契約者から，当該発電設備に係る電気を受電し，接続供給を利用する場合に適用いたします。

なお，契約者が，近接性評価対象発電設備を維持し，およ

び運用する発電契約者以外の事業者等を介して、近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合（再生可能エネルギー電気卸供給約款にもとづき、契約者が、指定した発電設備のうち近接性評価対象発電設備に係る電気を調達するときを除きます。）は、当該電気には近接性評価割引を適用いたしません。

(ロ) 近接性評価割引額の算定および割引の実施

- a 近接性評価割引額は、別表 2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）にもとづき、特別の事情がある場合を除き、算定の対象となる期間の翌々月 1 日に算定いたします。
- b 当社は、近接性評価割引額の算定日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が近接性評価割引額の算定日の直後となる日程等別料金といたします。）において、当該日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上限として割引を行なうものといたします。
- c 近接性評価割引額が割引の対象となる日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上回る場合、その差額を近接性評価割引額として、料金算定日がその直後となる日程等別料金において、b に準じて割引

び運用する発電契約者以外の事業者等を介して、近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合は、当該電気には近接性評価割引を適用いたしません。

(ロ) 近接性評価割引額の算定および割引の実施

- a 近接性評価割引額は、別表 2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）にもとづき、特別の事情がある場合を除き、算定の対象となる期間の翌々月 1 日に算定いたします。
- b 当社は、近接性評価割引額の算定日が料金算定日となる日程等別料金（該当する日程等別料金がない場合は、料金算定日が近接性評価割引額の算定日の直後となる日程等別料金といたします。）において、当該日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上限として割引を行なうものといたします。
- c 近接性評価割引額が割引の対象となる日程等別料金に含まれる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計額を上回る場合、その差額を近接性評価割引額として、料金算定日がその直後となる日程等別料金において、b に準じて割引

を行いません。

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、22（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに25（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

(3) 需要抑制契約者に係る料金

需要抑制契約者に係る料金は、24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）によって算定された需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金といたします。

19 接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は、次によって供給地点ごとに定めます。  
イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。

を行いません。

(2) 発電契約者に係る料金

発電契約者に係る料金は、22（発電量調整受電計画差対応電力）によって算定された発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金ならびに~~24~~（給電指令時補給電力）(2)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。

19 接続送電サービス

(1) 適用範囲

小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力等

電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量は、次によって供給地点ごとに定めます。  
イ 低圧で供給する場合、または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき。

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを使用される場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力等と料金適用開始の日から前月まで（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、料金適用開始の日から前月までの間で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、新たに接続送電サービスを使用される前から引き続き当社の供給設備を利用される場合には、新たに接続送電サービスを使用される前の電気の供給は、接続送電サービス契約電力の決定上、接続送電サービスによって受けた供給とみなします。

b 需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力等の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大

需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。

- c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって

需要電力等のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等の値といたします。

- c 需要場所における受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力等が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力等と前11月（低圧で供給する場合で、特別の事情があるときは、前11月以内で契約者と当社との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力等のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電力といたします。）は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって

定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ロ) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(イ)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a 接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。

定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力等と減少された日から前月までの最大需要電力等のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力等の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力等の値といたします。

(ロ) 低圧で供給する場合で、契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるときは、(イ)にかかわらず、次により、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量（6キロボルトアンペア以上となるときに限ります。）を定め、接続送電サービス契約電力に代えて適用いたします。

a 接続送電サービス契約電流

(a) 接続送電サービス契約電流は、5アンペア、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(b) 当社は、接続送電サービス契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。

ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるとき接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ニ) (イ)の適用後1年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たな

ただし、契約者または需要者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が接続送電サービス契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

b 接続送電サービス契約容量

接続送電サービス契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 低圧で供給する場合で、契約者が動力を使用する需要者に供給し、かつ、契約者が希望されるとき接続送電サービス契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表3（契約電力および契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ニ) (イ)の適用後1年に満たない場合は、(ロ)または(ハ)を適用いたしません。また、(ロ)または(ハ)の適用後1年に満たな

い場合は、(イ)を適用いたしません。

(ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。）、負荷設備または受電設備を変更される場合は、50（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、適当と認められるときは、使用開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供

い場合は、(イ)を適用いたしません。

(ホ) 需要場所における主開閉器（低圧で供給する場合に限ります。）、負荷設備または受電設備を変更される場合は、~~49~~（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力が500キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを使用される場合等で、適当と認められるときは、使用開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ハ イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定めている供給地点について、最大需要電力等が500キロワット以上となる場合は、接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の接続送電サービス契約電力は、イ(イ)によって定めます。

ニ 高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をあわせて供

給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、50(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

### (3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

#### イ 低圧で供給する場合

##### (イ) 電灯定額接続送電サービス

###### a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量(入力といたします。なお、出力

給するときの接続送電サービス契約電力は、イ、ロまたはハにかかわらず、当該供給分以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値に、原則として需要者の発電設備の容量を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値を加えたものといたします。

また、当該供給分以外の供給分についてイ(イ)に準ずる場合で、需要場所における負荷設備または受電設備を変更されるときは、49(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

なお、この場合、当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

### (3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、供給電圧および接続送電サービスの種別に応じて、次の各項により算定いたします。ただし、1供給地点につき2以上の接続送電サービスをあわせて契約する場合または1接続送電サービスにつき2以上の供給地点となる場合の接続送電サービス料金は、接続送電サービスごとに算定いたします。

#### イ 低圧で供給する場合

##### (イ) 電灯定額接続送電サービス

###### a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、その総容量(入力といたします。なお、出力

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するもの（といたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a) 電灯料金

i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	34円89銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	69円80銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	139円60銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	209円40銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	349円00銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでご	349円00銭

で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するもの（といたします。）が400ボルトアンペア以下であるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。ただし、特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

d 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、電灯料金および小型機器料金の合計といたします。

(a) 電灯料金

i 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	34円89銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	69円80銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	139円60銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	209円40銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	349円00銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでご	349円00銭

とに

- ii ネオン管灯, けい光灯, 水銀灯等は, 管灯および付属装置を一括して容量 (入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) を算定し, その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- iii 多灯式けい光灯等は, その合計によって容量 (入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) を算定し, その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は, 各契約負荷設備ごとにその容量 (入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	104円24銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	208円48銭

とに

- ii ネオン管灯, けい光灯, 水銀灯等は, 管灯および付属装置を一括して容量 (入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) を算定し, その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- iii 多灯式けい光灯等は, その合計によって容量 (入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) を算定し, その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(b) 小型機器料金

小型機器料金は, 各契約負荷設備ごとにその容量 (入力といたします。なお, 出力で表示されている場合等は, 別表 4 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。) に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	104円24銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	208円48銭

100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100  
ボルトアンペアまでごとに

208円48銭

e その他

- (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。
- (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によつて、(ロ) a (c), (ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ) 電灯標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(2)イ(ロ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サー

100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100  
ボルトアンペアまでごとに

208円48銭

e その他

- (a) 当社は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。
- (b) 特別の事情がある場合は、契約者と当社との協議によつて、(ロ) a (c), (ハ) a または(ニ) a にかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス（自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。）を適用することがあります。

(ロ) 電灯標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が電灯または小型機器を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

- (a) (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合は接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であり、(2)イ(ロ) b により接続送電サービス契約容量を定める場合は接続送電サービス契約容量が原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サー

ビス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ビス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

(c) 電灯定額接続送電サービスを適用できないこと。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)および(c)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	210円60銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	140円40銭
---------------------------	---------

ただし、(2)イ(ロ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	210円60銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キロボルトアンペアにつき	140円40銭
---------------------------	---------

ただし、(2)イ(ロ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送

電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流5アンペア	70円20銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	210円60銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円31銭
------------	-------

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金

電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペアの場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流5アンペア	70円20銭
接続送電サービス契約電流15アンペア	210円60銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円31銭
------------	-------

(ハ) 電灯時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ロ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金

の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき	210円60銭
---------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キ ロボルトアンペアにつき	140円40銭
-------------------------------	---------

ただし、(2)イ(ロ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペア

の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき	210円60銭
---------------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ロ)により接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を定める場合

接続送電サービス契約容量1キ ロボルトアンペアにつき	140円40銭
-------------------------------	---------

ただし、(2)イ(ロ) aにより接続送電サービス契約電流を定める場合は、基本料金の算定上、10アンペアを1キロボルトアンペアとみなします。また、接続送電サービス契約電流が5アンペアまたは15アンペア

の場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	70円20銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	210円60銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	8円05銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	6円43銭
------------	-------

(c) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(v) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただ

の場合の基本料金は、次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電流 5 アンペア	70円20銭
接続送電サービス契約電流 15 アンペア	210円60銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	8円05銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	6円43銭
------------	-------

(c) 電灯従量接続送電サービス

a 適用範囲

(v) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただ

し、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	10円77銭
------------	--------

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済

し、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	10円77銭
------------	--------

(ホ) 動力標準接続送電サービス

a 適用範囲

契約者が動力を使用する需要者に供給する場合で、次のいずれにも該当するときに適用いたします。

(a) 接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスとあわせて契約する場合は、接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済

上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定め

上低圧での電気の供給が適当と認めた場合は、(a)に該当し、かつ、(b)の接続送電サービス契約電力の合計または接続送電サービス契約電力と接続送電サービス契約電流もしくは接続送電サービス契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定め

る場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	691円20銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	437円40銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	5円08銭
------------	-------

- (c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないこと

る場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	691円20銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	437円40銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	5円08銭
------------	-------

- (c) その他

接続供給電力量が僅少であるため計量できないこと

が見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が  
適当と認めるときは、基本料金のみといたします。

d その他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を  
使用することはできません。

(ハ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に  
適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準  
電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえな  
い場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは  
200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよ  
び200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金  
の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。  
ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，  
半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定め

が見込まれる場合等特別の事情がある場合で，当社が  
適当と認めるときは，基本料金のみといたします。

d その他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を  
使用することはできません。

(ハ) 動力時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(ホ) a の適用範囲に該当し，契約者が希望される場合に  
適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準  
電圧200ボルトといたします。ただし，技術上やむをえな  
い場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは  
200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよ  
び200ボルトとすることがあります。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金  
の合計といたします。

(a) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。  
ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，  
半額といたします。

i (2)イ(イ)により接続送電サービス契約電力を定め

る場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	691円20銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	437円40銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

- i 昼間時間

1キロワット時につき	5円58銭
------------	-------

- ii 夜間時間

る場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	691円20銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- ii (2)イ(ハ)により接続送電サービス契約電力を定める場合

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	437円40銭
-----------------------	---------

ただし、接続送電サービス契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、接続送電サービス契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

- (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

- i 昼間時間

1キロワット時につき	5円58銭
------------	-------

- ii 夜間時間

1キロワット時につき	4円48銭	1キロワット時につき	4円48銭
<p>(c) その他  接続供給電力量が僅少であるため計量できないこと  が見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が  適当と認めるときは、基本料金のみといたします。</p> <p>d その他  変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を  使用することはできません。</p> <p>(ト) 動力従量接続送電サービス</p> <p>a 適用範囲  (ホ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用  に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに  適用いたします。</p> <p>b 供給電気方式および供給電圧  供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準  電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえな  い場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは  200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよ  び200ボルトとすることがあります。</p> <p>c 接続送電サービス料金  接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量  によって算定いたします。</p>		<p>(c) その他  接続供給電力量が僅少であるため計量できないこと  が見込まれる場合等特別の事情がある場合で、当社が  適当と認めるときは、基本料金のみといたします。</p> <p>d その他  変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を  使用することはできません。</p> <p>(ト) 動力従量接続送電サービス</p> <p>a 適用範囲  (ホ) a の適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用  に供する接続供給の場合で、契約者が希望されるときに  適用いたします。</p> <p>b 供給電気方式および供給電圧  供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準  電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえな  い場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは  200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよ  び200ボルトとすることがあります。</p> <p>c 接続送電サービス料金  接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量  によって算定いたします。</p>	

1キロワット時につき	16円41銭	1キロワット時につき	16円41銭
<p>d その他</p> <p>変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。</p> <p>ロ 高圧で供給する場合</p> <p>(イ) 高圧標準接続送電サービス</p> <p>a 適用範囲</p> <p>接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。</p> <p>b 供給電気方式および供給電圧</p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。</p> <p>c 接続送電サービス料金</p> <p>接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は，1月につき次のとおりといたします。</p>		<p>d その他</p> <p>変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。</p> <p>ロ 高圧で供給する場合</p> <p>(イ) 高圧標準接続送電サービス</p> <p>a 適用範囲</p> <p>接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であり，かつ，2,000キロワット未満である場合に適用いたします。ただし，特別の事情がある場合で，契約者の希望があるときは，接続送電サービス契約電力が50キロワット未満である場合についても適用することがあります。</p> <p>b 供給電気方式および供給電圧</p> <p>供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。</p> <p>c 接続送電サービス料金</p> <p>接続送電サービス料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，基本料金は，ニによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。</p> <p>(a) 基本料金</p> <p>基本料金は，1月につき次のとおりといたします。</p>	

ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	545円40銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円30銭
------------	-------

ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	545円40銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	2円30銭
------------	-------

(p) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

(p) 高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) a の適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトといたします。

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	545円40銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	2円53銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	2円00銭
------------	-------

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月におけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	545円40銭
-----------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	2円53銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	2円00銭
------------	-------

(ハ) 高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

- b 供給電気方式および供給電圧  
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。
- c 接続送電サービス料金  
接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円24銭
------------	--------

ハ 特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

- a 適用範囲  
接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。
- b 供給電気方式および供給電圧  
供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上50,000 キロワット未満	標準電圧60,000ボルト
接続送電サービス契約電力	標準電圧140,000ボルト

- b 供給電気方式および供給電圧  
供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトといたします。
- c 接続送電サービス料金  
接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	11円24銭
------------	--------

ハ 特別高圧で供給する場合

(イ) 特別高圧標準接続送電サービス

- a 適用範囲  
接続送電サービス契約電力が原則として2,000キロワット以上である場合に適用いたします。
- b 供給電気方式および供給電圧  
供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上50,000 キロワット未満	標準電圧60,000ボルト
接続送電サービス契約電力	標準電圧140,000ボルト

50,000キロワット以上

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月に

50,000キロワット以上

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月に

おけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき	372円60銭
---------------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円27銭
------------	-------

(ロ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上50,000 キロワット未満	標準電圧60,000ボルト
接続送電サービス契約電力	標準電圧140,000ボルト

おけるものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき	372円60銭
---------------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円27銭
------------	-------

(ロ) 特別高圧時間帯別接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、契約者が希望される場合に適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト
接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上50,000 キロワット未満	標準電圧60,000ボルト
接続送電サービス契約電力	標準電圧140,000ボルト

50,000キロワット以上

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月における

50,000キロワット以上

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ニによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

(a) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において電気を使用された場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該供給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の当該電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の供給は、前月における

ものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき	372円60銭
---------------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	1円36銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	1円14銭
------------	-------

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト
-------------------------------	---------------

ものとみなします。

接続送電サービス契約電力1キ ロワットにつき	372円60銭
---------------------------	---------

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

i 昼間時間

1キロワット時につき	1円36銭
------------	-------

ii 夜間時間

1キロワット時につき	1円14銭
------------	-------

(ハ) 特別高圧従量接続送電サービス

a 適用範囲

(イ) aの適用範囲に該当し、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給の場合で、契約者が希望されるときに適用いたします。

b 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式は、交流3相3線式とし、供給電圧は、接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト
-------------------------------	---------------

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上50,000 キロワット未満	標準電圧60,000ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円39銭
------------	-------

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備

接続送電サービス契約電力 10,000キロワット以上50,000 キロワット未満	標準電圧60,000ボルト
接続送電サービス契約電力 50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

c 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円39銭
------------	-------

ニ 力率割引および割増し

高圧または特別高圧で供給する場合の力率割引および割増しは、次のとおりといたします。

(イ) 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備

の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス(以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。)の適用後1年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス(以下「標準接続送電サービス」といいます。)または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電

の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該供給分以外の供給分に相当する基本料金といたします。)を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

- (イ) 接続送電サービス料金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (ロ) 電灯時間帯別接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、高圧時間帯別接続送電サービスまたは特別高圧時間帯別接続送電サービス(以下「時間帯別接続送電サービス」といいます。)の適用後1年に満たない場合は、電灯標準接続送電サービス、動力標準接続送電サービス、高圧標準接続送電サービスもしくは特別高圧標準接続送電サービス(以下「標準接続送電サービス」といいます。)または電灯従量接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、高圧従量接続送電サービスもしくは特別高圧従量接続送電

サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電

サービス（以下「従量接続送電サービス」といいます。）を適用いたしません。また、従量接続送電サービスの適用後1年に満たない場合は、標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスを適用いたしません。

(ハ) 時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスから標準接続送電サービスに変更された後1年に満たない場合は、時間帯別接続送電サービスまたは従量接続送電サービスを適用いたしません。

(ニ) (2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。

(ホ) 当社は、必要に応じて、需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。

(4) 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱い

高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電

サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

$$\text{ピークシフト割引額} = \text{次に定める割引単価} \times \text{ロのピークシフト電力}$$

ピークシフト 電力1キロワ ットにつき	高圧で供給する場合	463円32銭
	特別高圧で供給する場合	316円44銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めま

サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、契約者と当社との協議が整ったときのその供給地点の各月の接続送電サービス料金は、(3)によって算定された金額からイによって算定された金額（以下「ピークシフト割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

イ ピークシフト割引額

ピークシフト割引額は、1月につき次の式により算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備送電サービスによって電気を使用した場合を除きます。）のピークシフト割引額は、半額といたします。

$$\text{ピークシフト割引額} = \text{次に定める割引単価} \times \text{ロのピークシフト電力}$$

ピークシフト 電力1キロワ ットにつき	高圧で供給する場合	463円32銭
	特別高圧で供給する場合	316円44銭

ロ ピークシフト電力

ピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めま

す。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

## 22 発電量調整受電計画差対応電力

### (1) 適用

発電バランシンググループにおいて、38（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

### (2) 発電量調整受電計画差対応電力

#### イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

##### (イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給

す。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ 1年を通じて夜間時間に最大需要電力等が発生しないことが明らかになった場合等については、本取扱いの適用をただちに解消いたします。

なお、それが本取扱い適用後1年に満たない場合は、既に適用したピークシフト割引額の合計金額を本取扱いの適用が解消された月の接続送電サービス料金に加算したものをその月の接続送電サービス料金として算定いたします。

## 22 発電量調整受電計画差対応電力

### (1) 適用

発電バランシンググループにおいて、~~37~~（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

### (2) 発電量調整受電計画差対応電力

#### イ 発電量調整受電計画差対応補給電力

##### (イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給

にあてるための電気に適用いたします。

(㉓) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定に基づき一般送配電事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（以下「託送供給等約款料金算定省令」といいます。）第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(㉔) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

にあてるための電気に適用いたします。

(㉓) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金

発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価

発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、~~電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（以下「託送供給等約款料金算定省令」といいます。）~~第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 発電量調整受電計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの発電量調整受電電力量が、その30分の発電量調整受電計画電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(㉔) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

## 23 接続対象計画差対応電力

(1) 適用

38（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの発電量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

## 23 接続対象計画差対応電力

(1) 適用

~~37~~（給電指令の実施等）(4)により補給される電気を使用されていないときに適用いたします。

(2) 接続対象計画差対応電力

イ 接続対象計画差対応補給電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を上回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応補給電力料金

接続対象計画差対応補給電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応補給電力量に(ハ)の接続対象計画差対応補給

電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応補給電力料金単価

接続対象計画差対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応余剰電力

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続対象電力量が、その30分の接続対象計画電力量を下回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 接続対象計画差対応余剰電力料金

接続対象計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの接続対象計画差対応余剰電力量に(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 接続対象計画差対応余剰電力料金単価

接続対象計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

## 24 需要抑制量調整受電計画差対応電力

### (1) 適用

需要抑制バラシググループに適用いたします。

### (2) 需要抑制量調整受電計画差対応電力

#### イ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力

##### (イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の  
需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に生じた不  
足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。

##### (ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金は、30分  
ごとの需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量に(ハ)  
の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価を適  
用してえられる金額のその1月の合計といたします。

##### (ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価は、  
託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバラ  
ンス料金として算定される金額に消費税等相当額を加え  
た金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたしま  
す。

#### ロ 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力

##### (イ) 適用範囲

30分ごとの需要抑制量調整受電電力量が、その30分の

需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合の抑制超過分電力について、当社が購入する電気に適用いたします。

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金は、30分ごとの需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量に(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

(ハ) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

**25 給電指令時補給電力**

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

38 (給電指令の実施等) (4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

**24 給電指令時補給電力**

(1) 契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

~~37~~ (給電指令の実施等) (4)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、30（電力および電力量の算定）（24）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

38（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、30（電力および電力量の算定）（22）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、~~29~~（電力および電力量の算定）（~~19~~）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。

(2) 発電契約者に係る給電指令時補給電力料金

イ 適用範囲

~~37~~（給電指令の実施等）(5)または(6)により補給される電気を使用されているときに、補給される電気を使用する発電バランシンググループに適用いたします。

ロ 給電指令時補給電力料金

給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ハ 給電指令時補給電力量

給電指令時補給電力量は、給電指令の間、~~29~~（電力および電力量の算定）（~~17~~）により30分ごとに算定された値といたします。

ニ 給電指令時補給電力料金単価

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものいたします。

#### IV 料金の算定および支払い

##### 26 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用し、需要抑制量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の準備着手前に接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定められた接続供給、発電量調整供給

給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものいたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備については、当該契約によるものいたします。

#### IV 料金の算定および支払い

##### 25 料金の適用開始の時期

接続供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された接続供給の開始日から適用し、発電量調整供給に係る料金は、当社所定の様式に記載された発電量調整供給の開始日から適用いたします。ただし、~~接続供給もしくは発電量調整供給の準備着手前に接続供給もしくは発電量調整供給の開始延期の申入れがあった場合または契約者、発電契約者、発電者もしくは需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給もしくは発電量調整供給が開始されない場合は、あらためて契約者または発電契約者と当社との協議によって定められた接続供給または発電量調整供給の開始日から適用いたします。~~

または需要抑制量調整供給の開始日から適用いたします。

## 27 検針日

### 28 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の計量日（当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 定額接続送電サービスの料金または30（電力および電力量の算定）(29)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

## ~~26~~ 検針日

### ~~27~~ 料金の算定期間

(1) 送電サービス料金の算定期間は、次によります。

イ 前月の計量日（当社があらかじめ契約者にお知らせする電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

ロ 定額接続送電サービスの料金または~~29~~（電力および電力量の算定）(~~29~~)の場合の送電サービス料金の算定期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日といたします。ただし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスの料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金，需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし，接続供給，発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し，または接続供給契約，発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

## 29 計量

(1) 当社は，次の場合を除き，発電量調整受電電力量は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量，振替供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

イ 受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金，発電量調整受電計画差対応余剰電力料金，接続対象計画差対応補給電力料金，接続対象計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の算定期間は，毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし，~~接続供給もしくは発電量調整供給~~を開始し，または~~接続供給契約もしくは発電量調整供給契約~~が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間（ただし，特別の事情がある場合は，契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

## 28 計量

(1) 当社は，次の場合を除き，発電量調整受電電力量は，原則として，受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で，接続供給電力量，振替供給電力量および最大需要電力等は，原則として，供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

イ 受電地点において他の発電量調整供給契約等と同一計量する場合は，30分ごとに，受電地点において計量された電力量

を37（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、30（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ 供給地点が会社間連系点の場合で、当該振替供給に係る電力量を区分して計量できないときには、37（託送供給等の実施）(2)トで定めたその30分の供給地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を供給地点で計量された電力量とみなします。

(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとによりみやかに契約者または発電契約者にお知らせいたします。

(3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

### 30 電力および電力量の算定

#### (1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

#### (2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場

を~~36~~（託送供給等の実施）によりあらかじめ定められたその30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、~~29~~（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ 供給地点が会社間連系点の場合で、当該振替供給に係る電力量を区分して計量できないときには、~~36~~（託送供給等の実施）(2)トで定めたその30分の供給地点における通告電力量（通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。）を供給地点で計量された電力量とみなします。

(2) 受電地点または供給地点ごとの計量の結果は、各月ごとによりみやかに契約者または発電契約者にお知らせいたします。

(3) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。

### ~~29~~ 電力および電力量の算定

#### (1) 発電量調整受電電力

発電量調整受電電力は、発電量調整供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

#### (2) 発電量調整受電電力量

発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が、~~当社が指定する系統安~~

合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、(4)の発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(1)のとおりといたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の

~~定上必要な調整機能を有する発電設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備（以下「調整電源」といいます。）~~に該当する場合、受電地点ごとに、30分ごとに、受電地点で計量された電力量といたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

(3) 発電量調整受電計画電力

発電量調整受電計画電力は、(4)の発電量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(4) 発電量調整受電計画電力量

発電量調整受電計画電力量は、次のとおりといたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合、受電地点ごとに当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合、受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の

30分ごとの電力量の計画値(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する発電計画といたします。ただし、別表11(発電計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い)(1)のとおりといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、(6)の接続受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとの(16)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 振替受電電力

振替受電電力は、振替供給の場合で、(8)の振替受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(8) 振替受電電力量

振替受電電力量は、37(託送供給等の実施)(2)トで定めたその30分の受電地点における通告電力量(通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。)といたします。

(9) 接続供給電力

接続供給電力は、(10)の接続供給電力量の値を2倍した値と

30分ごとの電力量の計画値(受電地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、発電契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

(5) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、(6)の接続受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続受電電力量

接続受電電力量は、30分ごとの(16)の接続対象計画電力量といたします。

(7) 振替受電電力

振替受電電力は、振替供給の場合で、(8)の振替受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(8) 振替受電電力量

振替受電電力量は、~~36~~(託送供給等の実施)(2)トで定めたその30分の受電地点における通告電力量(通告変更が行なわれた場合は変更後の値といたします。)といたします。

(9) 接続供給電力

接続供給電力は、(10)の接続供給電力量の値を2倍した値と

し、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(10) 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、19（接続送電サービス）(3) イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(11) 振替供給電力

し、供給地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。

(10) 接続供給電力量

接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用される電圧と同位の電圧にするために修正したものといたします。

また、料金の算定期間の接続供給電力量は、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

なお、時間帯別接続送電サービスを適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、供給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、19（接続送電サービス）(3) イ(ハ)および(ヘ)の場合におけるその1月の夜間時間帯の接続供給電力量は、その1月の接続供給電力量からその1月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

(11) 振替供給電力

振替供給電力は、(12)の振替供給電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(12) 振替供給電力量

振替供給電力量は、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。

(13) 接続対象電力

接続対象電力は、(14)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(14) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、イまたはロによって算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

イ 需要場所が需要抑制バランシンググループに属さない場合  
または需要場所が需要抑制バランシンググループに属する場合  
で需要抑制契約者があらかじめ通知した(20)の需要抑制量調整受電計画電力量が零となるときは、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (31 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

ロ 需要抑制契約者があらかじめ通知した(20)の需要抑制量調整受電計画電力量が零をこえる場合は、あらかじめ定めた(イ)

振替供給電力は、(12)の振替供給電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(12) 振替供給電力量

振替供給電力量は、30分ごとに、供給地点で計量された電力量といたします。

(13) 接続対象電力

接続対象電力は、(14)の接続対象電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(14) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、~~次の式により~~算定された値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (30 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

または(ロ)により算定された値といたします。

(イ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(18)イを適用している場合は、次の a または b によって算定された値

a 1 ベースラインに係る需要場所を単一とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインを上回るとき。

$$\left\{ \text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \frac{\text{損失率 (31 [損失率] に定める損失率といたします。)} }{1}} \right\}$$

- 需要抑制量調整受電計画電力量

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致または需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン - 需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (31 [損失率] に定める損失率といたします。)}}$$

b 1 ベースラインに係る需要場所を複数とする場合

(a) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインを上回るとき。

当該需要場所に係る (d) によって算定された値の合計値  
－ 需要抑制量調整受電計画電力量

(b) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインと一致またはベースラインを下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回るとき。

ベースライン－需要抑制量調整受電計画電力量

(c) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るとき。

当該需要場所に係る(d)によって算定された値の合計値

(d) (a)および(c)にいう(d)によって算定された値とは、次の式により算定された値といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \frac{\text{損失率 (31 [損失率] に定める損失率といたします。)}}{1}}$$

(ロ) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定方法として、(18)ロを適用している場合は、次の式によって算定された値

ベースラインー需要抑制量調整受電計画電力量

(15) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(16)の接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(16) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値

(15) 接続対象計画電力

接続対象計画電力は、(16)の接続対象計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(16) 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値

(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要想定値といたします。ただし、別表9(需要計画・調達計画・販売計画)に定める当日計画の需要想定値に対する取引計画(調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。)が30分ごとに需要想定値と一致しない等の場合は、別表7(発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い) (2)のとおりといたします。

(17) 需要抑制量調整受電電力

需要抑制量調整受電電力は、(18)の需要抑制量調整受電電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(18) 需要抑制量調整受電電力量

需要抑制量調整受電電力量は、当社が需要抑制契約者から受電する30分ごとの電力量で、需要場所ごとに、あらかじめ定めたいまたは口によって算定された値といたします。

イ 需要抑制量調整受電計画電力量を上限として、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量および需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量を算定する場合は、次の式によって算定された値

(イ) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値(1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量

(供給地点が複数ある場合はその合計といたします。)で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値とい  
たします。)が、ベースラインを上回る場合

需要抑制量調整受電電力量 = 0

(p) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力  
量を損失率で修正した値 (1 ベースラインに係る需要場所  
を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量  
された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値とい  
たします。)がベースラインと一致またはベースラインを  
下回り、かつ、ベースラインから需要抑制量調整受電計画  
電力量を差し引いた値と一致またはベースラインから需要  
抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を上回る場合

需要抑制量調整受電電力量

= ベースライン

$$= \left\{ \begin{array}{l} \text{接続供給} \\ \text{電力量} \end{array} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (31 [損失率] に定める)}} \right\}$$

損失率といたします。)

(h) 当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力  
量を損失率で修正した値 (1 ベースラインに係る需要場所  
を複数とする場合は、当該需要場所に係る供給地点で計量  
された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値とい

たします。)が、ベースラインから需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回る場合

需要抑制量調整受電電力量  
= 需要抑制量調整受電計画電力量

ロ イ以外の場合は、次の式によって算定された値（1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合、ベースラインから差し引く値は、当該需要場所に係る供給地点で計量された接続供給電力量を損失率で修正した値の合計値といたします。）

需要抑制量調整受電電力量  
= ベースライン

$$- \left\{ \begin{array}{l} \text{接続供給} \\ \text{電力量} \end{array} \times \frac{1}{1 - \text{損失率 (31 [損失率] に定める)}} \right\}$$

損失率といたします。)

ただし、上式の値が負となる場合、需要抑制量調整受電電力量は零といたします。

(19) 需要抑制量調整受電計画電力

需要抑制量調整受電計画電力は、(20)の需要抑制量調整受電計画電力量の値を2倍した値とし、30分ごとに算定いたします。

(20) 需要抑制量調整受電計画電力量

需要抑制量調整受電計画電力量は、当社が需要抑制契約者か

ら受電する電気の30分ごとの電力量の計画値で、需要場所ごとに、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知する需要抑制計画値といたします。ただし、1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該ベースラインにもとづく需要抑制量調整受電計画電力量といたします。また、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致しない等の場合は、別表7（発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量調整受電計画電力量に関する取扱い）(3)のとおりといたします。

(21) ベースライン

ベースラインは、需要抑制量調整供給に係る需要抑制を行わない場合の需要場所に係る供給地点で計量される接続供給電力量を損失率で修正した電力量の計画値で、需要場所ごと（15〔供給および契約の単位〕(1)イまたはロの場合は1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスごとといたします。）に、需要抑制契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。ただし、需要抑制契約者が1ベースラインに係る需要場所を複数とする場合は、当該複数の需要場所に対して1ベースラインといたします。

(22) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バラnsingグループごとにイまたはロによって算定された値の合計といた

(17) 発電量調整受電計画差対応補給電力量

発電量調整受電計画差対応補給電力量は、発電バラnsingグループごとにイまたはロによって算定された値の合計といた

します。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で、(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整

します。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で、(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を下回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整

受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バラnsingグループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

$$\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

(23) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バラnsingグループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応余剰電力量}$$

受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バラnsingグループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。

$$\begin{aligned} & \text{発電量調整受電計画差対応補給電力量} \\ & = \text{発電量調整受電計画電力量} - \text{発電量調整受電電力量} \end{aligned}$$

(18) 発電量調整受電計画差対応余剰電力量

発電量調整受電計画差対応余剰電力量は、発電バラnsingグループごとにイまたはロによって算定された値の合計といたします。

イ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合で、(2)イにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)イにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整電源の故障等が発生した場合を除き、(2)イにかかわらず、その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

$$\text{発電量調整受電計画差対応余剰電力量}$$

$$= \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で、(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスグループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、(22)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

$$= \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

(24) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接

$$= \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

ロ 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当しない場合で、(2)ロにより計量された30分ごとの発電量調整受電電力量が(4)ロにより通知されたその30分における発電量調整受電計画電力量を上回るときに、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、当社が指定する要件を有する発電設備であって別途当社と給電指令時補給電力料金に関する契約を締結する設備に対して給電指令時補給を行なった場合は、発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、(2)ロにかかわらず、当該発電設備の30分ごとの発電量調整受電計画電力量を当該受電地点における30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。この場合、当該発電設備の給電指令時補給に係る発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定上、当該受電地点のみによる発電バランスグループが設定されているとみなし、その発電量調整受電計画差対応補給電力量の算定は、(17)ロによるものといたします。

発電量調整受電計画差対応余剰電力量

$$= \text{発電量調整受電電力量} - \text{発電量調整受電計画電力量}$$

(19) 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接

続対象計画差対応補給電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{接続対象計画差対応補給電力量} \\ & = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量} \end{aligned}$$

(25) 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

続対象計画差対応補給電力量の算定上、~~当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備~~の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{接続対象計画差対応補給電力量} \\ & = \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量} \end{aligned}$$

~~(20)~~ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、~~当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備~~の使用に係る調整を行なった場合は、(10)にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応余剰電力量

$$= \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

(26) 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量は、30分ごとの(18)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(20)の需要抑制量調整受電計画電力量を下回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

$$- \text{需要抑制量調整受電電力量}$$

ただし、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量の算定方法として(18)ロを適用している場合で、30分ごとの(18)の需要抑制量調整受電電力量が零となる時の上式は、次のとおりといたします。

需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量

$$= \text{需要抑制量調整受電計画電力量}$$

$$+ \left\{ \frac{\text{接続供給電力量}}{1 - \frac{\text{損失率 (31 [損失率] に定める損失率といたします。)}}{1}} \right\}$$

接続対象計画差対応余剰電力量

$$= \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量}$$

ベースライン

(27) 需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量は、30分ごとの(18)の需要抑制量調整受電電力量がその30分における(20)の需要抑制量調整受電計画電力量を上回る場合に、需要抑制バランシンググループごとに、30分ごとに、次の式により算定された値の合計といたします。ただし、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、調整負荷の使用に係る調整を行なった場合は、(18)ロにかかわらず、当該需要場所に係る接続供給電力量を損失率で修正した値が、ベースラインの値から需要抑制量調整受電計画電力量を差し引いた値を下回るときは、当該需要場所に係る需要抑制量調整受電計画電力量を当該需要場所に係る需要抑制量調整受電電力量とみなします。

需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量

= 需要抑制量調整受電電力量

- 需要抑制量調整受電計画電力量

(28) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表8（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。

(29) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を

~~(21)~~ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合の電力量は、別表~~7~~（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量といたします。

~~(22)~~ 定額接続送電サービスの適用を受ける場合を除き、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合で、計量器を

取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表8（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(30) 27（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの電力量または最大需要電力等は、別表8（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(31) 15（供給および契約の単位）(1)において、1 需要場所または1 発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

(32) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者、発電契約者または需要抑制契約者と当社との協議によって定めます。

(33) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量または最大需要電力等は、別表8（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値

取り付けないときの電力量または最大需要電力等は、別表~~7~~（電力量の協定）を基準として、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(~~23~~) ~~26~~（検針日）(2)または(4)の場合で、検針を行なわなかったときの電力量または最大需要電力等は、別表~~7~~（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。

(~~24~~) 15（供給および契約の単位）(1)において、1 需要場所または1 発電場所につき、複数計量をもって託送供給または発電量調整供給を行なう場合で、特別の事情があるときは、その需要場所または発電場所における30分ごとの電力および電力量の算定は、計量器ごとに計量された電力および電力量をそれぞれ30分ごとに合計することがあります。

(~~25~~) その他、電力量の算定を行なうために必要な事項については、あらかじめ契約者~~または~~発電契約者と当社との協議によって定めます。

(~~26~~) 計量器の故障等により電力量または最大需要電力等を正しく計量できない場合には、電力量または最大需要電力等は、別表~~7~~（電力量の協定）を基準として、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、協議により定めた値

を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できなときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表8（電力量の協定）(3)を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

### 31 損失率

### 32 料金の算定

(1) 送電サービス料金、発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 接続供給、発電量調整供給もしくは需要抑制量調整供給を開始し、または接続供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約が消滅した場合

ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合

を、受電地点または供給地点で計量された電力量または最大需要電力等といたします。ただし、その1月の電力量の合計が計量できている場合で、30分ごとの電力量を正しく計量できなときまたは計量情報等を伝送することができないときは、30分ごとの電力量は、原則として、別表~~7~~（電力量の協定）(3)を基準として定め、定めた値を、受電地点または供給地点で計量された電力量といたします。

### ~~30~~ 損失率

### ~~31~~ 料金の算定

(1) 送電サービス料金、発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ ~~接続供給~~もしくは発電量調整供給を開始し、または接続供給契約もしくは~~発電量調整供給契約~~が消滅した場合

ロ 契約者が供給地点を新たに設定し、供給地点への接続供給を再開し、もしくは停止し、または供給地点を消滅させる場合

ハ 接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、予備送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ニ 28 (料金の算定期間) (1)イの場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 当社は、(1)ロ、ハまたはニの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。

イ 基本料金、定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

ハ 接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、予備送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力、予備送電サービス契約電力、ピークシフト電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ニ ~~27~~ (料金の算定期間) (1)イの場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 当社は、(1)ロ、ハまたはニの場合は、基本料金、定額接続送電サービスの料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。

イ 基本料金、定額接続送電サービスの料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(4) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

供給地点を新たに設定した日の直前のその供給地点の属する検針区域の計量日から、その供給地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数といたします。

といたします。

ロ ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

ただし、(1)ニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(3) (1)ロの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には契約者が供給地点を新たに設定する日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ハの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(4) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

供給地点を新たに設定した日の直前のその供給地点の属する検針区域の計量日から、その供給地点を新たに設定した直後の計量日の前日までの日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

消滅日の直前の計量日から、当社が次回の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(5) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または30（電力および電力量の算定）(29)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、(4)に準ずるものといたします。この場合、(4)にいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の計量日といたします。

(6) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点を新たに設定した日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる計量期間の始期に対応するものといた

ロ 供給地点を消滅させる場合

消滅日の直前の計量日から、当社が次回の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(5) 定額接続送電サービスの適用を受ける場合または~~29~~（電力および電力量の算定）(~~29~~)の場合は、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させるときの(2)イおよびロにいう計量期間の日数は、(4)に準ずるものといたします。この場合、(4)にいう計量日は、その供給地点の属する検針区域の計量日とし、当社が次回の計量日として契約者にあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のその供給地点の属する検針区域の計量日といたします。

(6) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(2)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 供給地点を新たに設定した場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（その供給地点を新たに設定した日が含まれる計量期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 供給地点を消滅させる場合

その供給地点の属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる計量期間の始期に対応するものといた

します。)の属する月の日数といたします。

(7) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(2)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(8) 供給地点への接続供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(2)イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

### 33 支払義務の発生および支払期日

(1) 日程等別料金の支払義務は、18(料金)(1)ロに定める料金算定日に発生いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金

します。)の属する月の日数といたします。

(7) 高圧または特別高圧で供給する場合で、力率に変更があるときは、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(2)イにより日割計算をいたします。

ロ 負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(8) 供給地点への接続供給の停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(2)イおよびロの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、接続供給を停止した日を含み、接続供給を再開した日は含みません。また、停止日に接続供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

### 32 支払義務の発生および支払期日

(1) 日程等別料金の支払義務は、18(料金)(1)ロに定める料金算定日に発生いたします。

(2) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金および給電指令時補給電力料金の支払義務は、料金の算定期間の翌々月~~1日~~に発生いたします。

および給電指令時補給電力料金の支払義務は、特別の事情がある場合を除き、料金の算定期間の翌々月の第5営業日（営業日は当社が定めます。）に発生いたします。ただし、27（検針日）（5）の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に実際に検針を行なった場合、30（電力および電力量の算定）（33）の場合で、料金の算定期間の翌々月の第5営業日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。

(3) (1)の日程等別料金または(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ 54（解約等） (1)により解約となった場合

ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ただし、~~26~~（検針日）（5）の場合で、料金の算定期間の翌々月~~1~~日以降に実際に検針を行なった場合、~~または29~~（電力および電力量の算定）（~~26~~）の場合で、料金の算定期間の翌々月~~1~~日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。

(3) (1)の日程等別料金または(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応補給電力料金、接続対象計画差対応補給電力料金もしくは給電指令時補給電力料金は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

イ ~~53~~（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者~~または~~発電契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者~~または~~発電契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者、発電契約者または需要抑制契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者に通知した場合

(4) 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料

ニ 契約者~~または~~発電契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者~~または~~発電契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者~~または~~発電契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者~~または~~発電契約者に通知した場合

(4) 契約者~~または~~発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当する場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。

イ 契約者~~または~~発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日までに支払義務が発生した料金で、かつ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を超過していない料金に限ります。）については、契約者~~または~~発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日を支払期日といたします。ただし、契約者~~または~~発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

ロ 契約者~~または~~発電契約者が(3)イからへまでのいずれかに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料

務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- (5) 当社は、(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金、接続対象計画差対応余剰電力料金または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

#### 34 料金その他の支払方法

- (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
- イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。  
なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
  - ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
  - ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）

金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- (5) 当社は、(2)の料金のうち発電量調整受電計画差対応余剰電力料金~~または~~接続対象計画差対応余剰電力料金を、支払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。

#### 33 料金その他の支払方法

- (1) 契約者の料金その他の支払方法は、次によります。
- イ 契約者の料金および工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により契約者から支払っていただきます。  
なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
  - ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
  - ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）

の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切

の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

ニ 契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(2) 発電契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 発電契約者の料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、発電契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、発電契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を発電契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切

り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(3) 需要抑制契約者の料金その他の支払方法は、次によります。

イ 需要抑制契約者の料金については毎月、当社が指定した金融機関を通じて払い込み等により需要抑制契約者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、需要抑制契約者の負担といたします。

ロ イの当社が指定した金融機関を通じた払い込みによる支払いは、需要抑制契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。

ハ 料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10 パーセント（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）の延滞利息を需要抑制契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、需要抑制契約者が延滞利息

り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、発電契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて発電契約者から支払っていただきます。

ニ 発電契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて需要抑制契約者から支払っていただきます。

ニ 需要抑制契約者の料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 当社の料金の支払方法は、次によります。

イ 当社の料金については毎月、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。

ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者、発電契約者または需要抑制契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

(4) 当社の料金の支払方法は、次によります。

イ 当社の料金については毎月、契約者~~または~~発電契約者が指定する金融機関の銀行口座に払い込みによってお支払いいたします。

なお、支払いにともなう費用は、当社で負担いたします。

ロ 料金の支払いは、当社がその金融機関に払い込みしたときになされたものといたします。

ハ 当社が料金を支払期日までに支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者~~または~~発電契約者にお支払いいたします。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる料金をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。

### 35 保証金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ハ 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

### 34 保証金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ハ 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(2) 発電契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった発電契約者、または新たに発電量調整供給を開始される発電契約者から、発電量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

(3) 需要抑制契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった需要抑制契約者、または新たに需要抑制量調整供給を開始される需要抑制契約者から、需要抑制量調整供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- ハ 当社は、需要抑制量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を需要抑制契約者の支払額に充当することがあります。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需要抑制量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたしま

- ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
- ハ 当社は、発電量調整供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を発電契約者の支払額に充当することがあります。
- ニ 当社は、保証金について利息を付しません。
- ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても発電量調整供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

す。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

## 36 連帯責任

### V 供給

## 37 託送供給等の実施

### (1) 接続供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。

(イ) 契約者は、別表9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにさせていただきます。

(ロ) 契約者は、別表9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにさせていただきます。

ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画、販売計画および連系線利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、

## ~~35~~ 連帯責任

### V 供給

## ~~36~~ 託送供給等の実施

### (1) 接続供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。

(イ) 契約者は、別表~~9~~（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値が30分ごとに接続対象電力量と一致するようにさせていただきます。

(ロ) 契約者は、別表~~9~~（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値に対する取引計画（調達計画から販売計画を差し引いたものといたします。）が30分ごとに別表~~9~~（需要計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の需要想定値と一致するようにさせていただきます。

ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、需要計画、調達計画、販売計画および連系線利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、

当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画、販売計画または連系線利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表9（需要計画・調達計画・販売計画）、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表10（連系線利用計画）のとおりといたします。

ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者がロまたはニで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、別表10（連系線利用計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ヘ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給す

当社は、契約者が通知した需要計画、調達計画、販売計画または連系線利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、需要計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表~~9~~（需要計画・調達計画・販売計画）、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表~~10~~（連系線利用計画）のとおりといたします。

ニ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者がロまたはニで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、別表~~10~~（連系線利用計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ヘ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で供給す

る場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、38（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ 契約者は、振替供給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した連系線利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表10（連系線利用計画）のとおりといたします。

ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者がイまたはハで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者がイ、ハまたはニにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に当社に通知した連系線利用計画の値

る場合を除き、契約者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、~~37~~（給電指令の実施等）および~~74~~（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、需要者と別途申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の場合

イ 契約者は、振替供給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者が通知した連系線利用計画が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表~~9~~（連系線利用計画）のとおりといたします。

ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者がイまたはハで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者がイ、ハまたはニにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に当社に通知した連系線利用計画の値

を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。

へ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 別表10（連系線利用計画）に定める翌日計画の通知およびへにもとづき、当社は、30分ごとの振替受電電力量および振替供給電力量を決定し、原則として振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知（この振替受電電力量および振替供給電力量を「通告電力量」といいます。）いたします。

チ 契約者または当社が、それぞれ予測しがたい事由により通告電力量を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、相手方に通知し、協議によってこれを行なうことができるものといたします。ただし、この場合、さかのぼって通告電力量を変更することはできません。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

リ 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、

を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。

へ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 別表9（連系線利用計画）に定める翌日計画の通知およびへにもとづき、当社は、30分ごとの振替受電電力量および振替供給電力量を決定し、原則として振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知（この振替受電電力量および振替供給電力量を「通告電力量」といいます。）いたします。

チ 契約者または当社が、それぞれ予測しがたい事由により通告電力量を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、相手方に通知し、協議によってこれを行なうことができるものといたします。ただし、この場合、さかのぼって通告電力量を変更することはできません。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電契約者について、発電契約者または発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

リ 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、

契約者が連系線利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

又 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。

(イ) 発電契約者は、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ロ) 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

契約者が連系線利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

又 当社は、系統運用上の制約その他によって、契約者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

(3) 発電量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。

(イ) 発電契約者は、別表~~10~~（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と調達計画の合計値が30分ごとに販売計画の値と一致するようにしていただきます。

(ロ) 発電契約者は、発電量調整受電電力量を、30分ごとに別表~~10~~（発電計画・調達計画・販売計画）に定める翌日計画および当日計画の発電計画と一致するようにしていただきます。

ロ 発電契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、発電計画、調達計画および販売計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、発電契約者が通知した発電計画、調達計画または販売計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表11（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト 発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表11（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ

ハ 原則として、発電計画、調達計画および販売計画の通知の期限および通知の内容は別表10（発電計画・調達計画・販売計画）のとおりといたします。

ニ 発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ 発電契約者は、受電地点において他の発電量調整供給等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト 発電契約者がロもしくはニで通知した計画またはへで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

なお、発電契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ

め発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、38（給電指令の実施等）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

#### (4) 需要抑制量調整供給の場合

イ 電力量については、次のとおりにさせていただきます。

(イ) 需要抑制契約者は、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の調達計画が30分ごとに販売計画の値と一致するようにさせていただきます。

(ロ) 需要抑制契約者は、需要抑制量調整受電電力量を、30分ごとに別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める翌日計画および当日計画の需要抑制計画と一致するようにさせていただきます。

ロ 需要抑制契約者は、需要抑制量調整供給の実施に先だち、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインを当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に

め発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

チ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電する場合を除き、発電契約者または発電者に給電指令を行なうことがあります。この場合、発電契約者および発電者は当社の給電指令にしたがっていただきます。

なお、当社は、~~37~~（給電指令の実施等）および~~74~~（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者と別途申合書を作成いたします。

通知していただきます。この場合、当社は、需要抑制契約者が通知した需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインが不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ハ 原則として、需要抑制計画、調達計画、販売計画およびベースラインの通知の期限および通知の内容は別表12(需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン)のとおりといたします。

ニ 需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてハに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 当社は、供給設備の状況その他によって、需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ヘ 需要抑制契約者は、需要抑制を行なう需要場所において他の需要抑制量調整供給とあわせて需要抑制を行なう場合は、需要者と協議のうえ、ロの需要抑制計画の通知にあわせて、需要抑制量調整受電電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ト 需要抑制契約者がロもしくはニで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

(5) 接続供給の場合で、契約者が振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するとき、発電量調整供給の場合で、発電契約者が受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するときまたは需要抑制量調整供給の場合で、需要抑制契約者が受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するとき。

イ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、電力受給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が通知した連系線利用計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表10（連系線利用計画）に準ずるものといたします。

ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者がイもしくはハで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者がイ、ハまたはニにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に

(4) 接続供給の場合で、契約者が振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するとき~~または~~発電量調整供給の場合で、発電契約者が受給契約等にもとづき連系線の利用を希望するとき。

イ 契約者~~または~~発電契約者は、電力受給の実施に先だち、連系線利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契約者~~または~~発電契約者が通知した連系線利用計画が不適当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきます。

ロ 原則として、連系線利用計画の通知の期限および通知の内容は別表~~9~~（連系線利用計画）に準ずるものといたします。

ハ 契約者~~または~~発電契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ニ 契約者~~または~~発電契約者がイもしくはハで通知した計画を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。

ホ 契約者~~または~~発電契約者がイ、ハまたはニにより当社に通知した連系線利用計画の値が、それ以前に当社に通知した連

当社に通知した連系線利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。

へ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者、発電契約者または需要抑制契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が連系線利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

### 38 給電指令の実施等

(1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、37（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえな

系統利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて当該計画を変更していただく場合があります。

へ 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者~~または~~発電契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。

ト 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者~~または~~発電契約者が連系線利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

### 37 給電指令の実施等

(1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、~~36~~（託送供給等の実施）(3)ホにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。

(2) 当社は、低圧で受電または供給する場合を除き、次の場合には、契約者、発電契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。ただし、緊急やむをえな

い場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は、低圧で受電または供給する場合で、(2)イ、ロまたはホのときには、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(4) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則と

い場合は、当社は、給電指令を行なうことなく、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ニ 振替供給の場合で、当社の供給区域内の需要に対する電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。

ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(3) 当社は、低圧で受電または供給する場合で、(2)イ、ロまたはホのときには、発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止し、または振替供給もしくは発電量調整供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

なお、この場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によって発電者または需要者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(4) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、原則と

して30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにもなう場合に限ります。）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(5) 当社は、発電量調整供給において、(2)イ、ロまたはホの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合（当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(6) 当社は、発電量調整供給において、(2)ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電

して30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにもなう場合に限ります。）は、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該振替供給等の中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。

(5) 当社は、発電量調整供給において、(2)イ、ロまたはホの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合（当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(6) 当社は、発電量調整供給において、(2)ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電

気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合（当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(7) 当社は、(2)イ、ロ、ハ、ホまたは(3)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき

(イ) 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、32（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。ただし、発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合（当該発電設備に故障等が生じたときを除きます。）は適用いたしません。

(7) 当社は、(2)イ、ロ、ハ、ホまたは(3)によって、需要者の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、その部分については割引いたしません。

イ 低圧で供給する場合または高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満となるとき

(イ) 割引の対象

電灯定額接続送電サービスについては接続送電サービス料金とし、電灯臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時定額接続送電サービスについては臨時接続送電サービス料金とし、その他については当該供給地点の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、~~32~~（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が 500 キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、32 (料金の算定) (1) イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正した

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で、接続送電サービス契約電力もしくは臨時接続送電サービス契約電力が 500 キロワット以上となるときまたは特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、~~32~~ (料金の算定) (1) イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次の算式によって修正した

うえで合計いたします。

(算式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月に

うえで合計いたします。

(算式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times (D - d) / D$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times (A - B) / A$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(8) (7)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月に

つき1日を限って計算に入れません。

なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

- (9) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(7)および(8)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

### 39 適正契約の保持等

(1) 当社は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者との接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が使用状態、発電状態または需要抑制状態に比べて不相当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3) 当社は、30（電力および電力量の算定）(24)もしくは(25)によって算定された値が著しく大きい場合、30（電力および電力量の算定）(22)イもしくは(23)イによって算定された値が著しく大きい場合、30（電力および電力量の算定）(22)ロもしくは(23)ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）、30（電力および電力量の算定）(26)もしくは(27)によって算定

つき1日を限って計算に入れません。

なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

- (9) 予備送電サービスの使用を制限し、または中止した場合には、(7)および(8)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

### 38 適正契約の保持等

(1) 当社は、契約者~~または~~発電契約者との接続供給契約、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約が使用状態~~または~~発電状態に比べて不相当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(2) 当社は、発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。

(3) 当社は、~~29~~（電力および電力量の算定）~~(19)~~もしくは~~(20)~~によって算定された値が著しく大きい場合、~~29~~（電力および電力量の算定）~~(17)~~イもしくは~~(18)~~イによって算定された値が著しく大きい場合~~または~~~~29~~（電力および電力量の算定）~~(17)~~ロもしくは~~(18)~~ロによって算定された値が著しく大きい場合（いずれの場合も、給電指令時補給電力量として算定された値を除きます。）等、契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不相当と

された値が著しく大きい場合または30（電力および電力量の算定）（21）のベースラインが著しく不相当と認められる場合等、  
契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不相当と認められる場合、発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電状態が不相当と認められる場合または需要抑制契約者との需要抑制量調整供給契約に比べて需要抑制状態が不相当と認められる場合には、使用状態、発電状態または需要抑制状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

#### 40 契約超過金

#### 41 力率の保持

##### (1) 低圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける

~~認められる場合または~~発電契約者との発電量調整供給契約に比べて発電状態が不相当と認められる場合には、使用状態~~または~~発電状態をすみやかに適正なものに修正していただきます。

#### ~~30~~ 契約超過金

#### 40 力率の保持

##### (1) 低圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として、電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービス、電灯従量接続送電サービス、電灯臨時定額接続送電サービスまたは電灯臨時接続送電サービスの適用を受ける供給地点については90パーセント以上、その他の供給地点については85パーセント以上に保持していただきます。

ロ 進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける

場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表13（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該供給地点の1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

**42 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施**

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表14（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

(2) 高圧または特別高圧で供給する場合

イ 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

ロ 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお、この場合の当該供給地点の1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

**44 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施**

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査
- (2) 75（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 44（託送供給等の停止），52（契約の廃止）または54（解約等）により必要な処置
- (6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約および発電量調整供給契約の成立，変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

#### 43 託送供給等にもなう協力

#### 44 託送供給等の停止

- (1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

- (1) 受電地点に至るまでの当社の供給設備および供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工（取付けおよび取外しを含みます。），改修または検査
- (2) ~~74~~（保安等に対する発電者および需要者の協力）によって必要な発電者または需要者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用の防止等に必要，発電者もしくは需要者の電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または発電者もしくは需要者の電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) ~~43~~（託送供給等の停止），~~51~~（契約の廃止）または~~53~~（解約等）により必要な処置
- (6) その他この約款によって，接続供給契約，振替供給契約および発電量調整供給契約の成立，変更もしくは終了等に必要業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

#### 42 託送供給等にもなう協力

#### 43 託送供給等の停止

- (1) 契約者，発電契約者，発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には，当社は，当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 61 (引込線の接続) に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 42 (発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理

イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ ~~60~~ (引込線の接続) に反して、当社の供給設備と発電者の電気設備または需要者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその旨を警告しても改めない場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 契約者、発電契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービス、動力従量接続送電サービス、動力臨時定額接続送電サービスまたは動力臨時接続送電サービスの場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用されたとき。

~~ホ 8 (契約の要件) を欠くに至った場合~~

△ 44 (発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施) に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理

由なく拒否された場合

△ 43（託送供給等にもなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者または発電契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその改善を求めた場合で、39（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合

ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）

由なく拒否された場合

➤ 42（託送供給等にもなう協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者または発電契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその改善を求めた場合で、38（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを使用される場合

ロ 臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを使用される場合

ハ 予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを使用される場合

ニ 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合

ホ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（19〔接続送電サービス〕(3)イ(ニ)に定める電灯従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕(3)イ(ト)に定める動力従量接続送電サービス、19〔接続送電サービス〕(3)ロ(ハ)に定める高圧従量接続送電サービスまたは19〔接続送電サービス〕(3)ハ(ハ)に定める特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）

へ 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

(4) 発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

#### 45 託送供給等の停止の解除

44 (託送供給等の停止) によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

#### 46 託送供給の停止期間中の料金

44 (託送供給等の停止) によって接続供給を停止した場合には、

へ 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

(4) ~~契約者、発電契約者、~~発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、当該託送供給または発電量調整供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって当該託送供給または発電量調整供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により発電者または需要者にお知らせすることがあります。

#### 44 託送供給等の停止の解除

~~43~~ (託送供給等の停止) によって託送供給または発電量調整供給を停止した場合で、契約者、発電契約者、発電者または需要者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給または発電量調整供給を再開いたします。

#### 45 託送供給の停止期間中の料金

~~43~~ (託送供給等の停止) によって接続供給を停止した場合には、

その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を~~32~~ (料金の算定) により日割計算をして、料金を算定いたします。

#### 47 違約金

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として託送供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から申し受けます。

イ 1 (適用) に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ ~~44~~ (託送供給等の停止) (2)ロ、ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 48 損害賠償の免責

(1) 11 (託送供給等の開始) (2)によって託送供給または電力量調整供給の開始日を変更した場合、~~38~~ (給電指令の実施等) によって発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは

その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を~~31~~ (料金の算定) により日割計算をして、料金を算定いたします。

#### 46 違約金

(1) 契約者、発電契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として託送供給契約については契約者から、発電量調整供給契約については発電契約者から申し受けます。

イ 1 (適用) に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ ~~43~~ (託送供給等の停止) (2)ロ、ハまたはニの場合

(2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

#### 47 損害賠償の免責

(1) 11 (託送供給等の開始) (2)によって託送供給または~~発電量調整供給~~の開始日を変更した場合、~~37~~ (給電指令の実施等) によって発電者の発電または需要者の電気の使用を制限し、もしくは

中止した場合、または発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 44（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または54（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約もしくは需要抑制量調整供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 44（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または54（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が54（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電契約者、需要抑制契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### 49 設備の賠償

中止した場合、または発電者の発電設備に連系する当社の供給設備の事故により発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) ~~43~~（託送供給等の停止）によって託送供給もしくは発電量調整供給を停止した場合または~~53~~（解約等）によって接続供給契約、振替供給契約~~もしくは発電量調整供給契約~~を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) ~~43~~（託送供給等の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合または~~53~~（解約等）によって契約者もしくは発電契約者が~~53~~（解約等）(1)ロに該当する旨を文書等により発電者もしくは需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、契約者、発電契約者、発電者または需要者が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

#### ~~43~~ 設備の賠償

## VI 契約の変更および終了

### 50 契約の変更

- (1) 接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約，発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
- (2) 契約電力等の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。
- イ 契約者は，あらかじめ契約電力等の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者が申し出た契約電力等の減少希望日に契約電力等を減少させるための適当な処置を行いません。
- ロ 契約電力等は，次の場合を除き，契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。
- (イ) 当社が契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等が減少したものといたします。
- (ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きま

## VI 契約の変更および終了

### 49 契約の変更

- (1) 接続供給契約，振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約の内容に変更が生じる場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約，振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約を希望される場合に準じて接続供給契約，振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約を変更するものとし，すみやかに当社に変更を申し出ていただきます。
- (2) 契約電力等の減少を希望される場合の(1)による契約の変更は，次のとおりといたします。
- イ 契約者は，あらかじめ契約電力等の減少希望日を定めて，当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者が申し出た契約電力等の減少希望日に契約電力等を減少させるための適当な処置を行いません。
- ロ 契約電力等は，次の場合を除き，契約者が当社に申し出た減少希望日に減少いたします。
- (イ) 当社が契約者からの申出を減少希望日の翌日以降に受けた場合は，申出を受けた日に契約電力等が減少したものといたします。
- (ロ) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きま

す。)により契約電力等を減少させるための処置ができない場合は、契約電力等を減少させるための処置が可能となった日に減少するものいたします。

(3) 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は、次のとおりいたします。

イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。ただし、廃止申込みが口の開始申込みより先だつて行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込み

す。)により契約電力等を減少させるための処置ができない場合は、契約電力等を減少させるための処置が可能となった日に減少するものいたします。

(3) 低圧で供給する場合で、需要者が小売電気事業者の変更を希望され、契約者が接続供給契約を変更するときの(1)による接続供給契約の変更は、次のとおりいたします。

イ 需要者への電気の供給を廃止される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の廃止希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。ただし、廃止申込みが口の開始申込みより先だつて行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を新たに開始される契約者からの当該供給地点への託送供給の開始の申込みが廃止希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該廃止申込みの承諾を取り消します。

また、廃止日は、当該供給地点への電気の供給を新たに開始される契約者が当社と定めた開始日と同一の日といたします。

ロ 需要者への電気の供給を新たに開始される契約者は、あらかじめ当該需要者に係る供給地点への託送供給の開始希望日を定めて、当社に申し出ていただきます。この場合、当社は、契約者と協議のうえ開始日を定めます。ただし、開始申込み

が廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。

(4) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者を変更されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

#### 51 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者が、それまで託送供給または電力量調整供給を受けていた契約者、発電契約者または需要抑制契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約、発電量調整供給契約また

が廃止申込みより先だって行なわれた場合で、当該需要者への電気の供給を廃止される契約者からの当該供給地点への託送供給の廃止の申込みが開始希望日の2暦日前から起算して8営業日前の日の1暦日前（記録型計量器を取り付けている場合は廃止希望日の2暦日前から起算して1営業日前の日の1暦日前といたします。）までに行なわれなかったときには、当社は、当該開始申込みの承諾を取り消します。

ハ イおよびロにおける営業日は、当社が定めるものとし、契約者にお知らせいたします。

#### 50 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな契約者~~または~~発電契約者が、それまで託送供給または~~発電量調整供給~~を受けていた契約者~~または~~発電契約者の当社に対する接続供給契約もしくは振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継

は需要抑制量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き託送供給または電力量調整供給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者または発電契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約または当該発電量調整供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）(1)チに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。

## 52 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとする場合、発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとする場合または需要抑制契約者が需要抑制量調整供給契約を廃止しようとする場合は、契約者、発電契約者または需要抑制契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行いません。

ぎ、引き続き託送供給または~~発電量調整供給~~を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、新たな契約者~~または~~発電契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、新たな契約者または発電契約者が、それまで託送供給を受けていた契約者の当社に対する自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約もしくは振替供給契約または発電量調整供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き当該接続供給契約もしくは当該振替供給契約または当該発電量調整供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）(1)チに定める要件を満たすことを文書により証明できるときに限り、名義変更の手続きによることができます。

## 54 契約の廃止

(1) 契約者が接続供給契約もしくは振替供給契約を廃止しようとする場合~~または~~発電契約者が発電量調整供給契約を廃止しようとする場合は、契約者~~または~~発電契約者は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。この場合、当社は、原則として、契約者または発電契約者から通知された廃止期日に、当社の供給設備または発電者もしくは需要者の電気設備において、託送供給または発電量調整供給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をさせていただきます。

(2) 接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約は、54（解約等）および次の場合を除き、契約者、発電契約者または需要抑制契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(3) 需要抑制量調整供給契約の場合で、需要者が電力需給に関する契約等を締結している契約者が契約を廃止されたときは、需要抑制契約者からの申出がない場合であっても、当社は、需要者の需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

なお、この場合には、当社が当該需要場所に係る需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に需要抑制量調

なお、この場合には、必要に応じて発電者および需要者に協力をさせていただきます。

(2) 接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約は、53（解約等）および次の場合を除き、契約者または発電契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社が契約者~~または~~発電契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に接続供給契約、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約、振替供給契約または発電量調整供給契約は、託送供給または発電量調整供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

### 53 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

#### イ 接続供給の場合

##### (イ) 低圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービ

### 52 供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を契約者に、発電量調整供給契約の消滅または変更の日に料金および工事費を発電契約者に、それぞれ精算していただきます。

なお、この場合は、受電地点または供給地点ごとに精算するものといたします。

#### イ 接続供給の場合

##### (イ) 低圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービ

スまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続

スまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、~~71~~（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとする場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金について、さかのぼって、減少される接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量分につき、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用し、動力標準接続

送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、aおよびbにかかわらず精算いたしません。

d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a、bおよびcに準ずるものといたします。

(ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金

送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスまたは動力従量接続送電サービスの適用を受けていた場合は該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少に見合う部分について、74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流または接続送電サービス契約容量の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

c 当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、aおよびbにかかわらず精算いたしません。

d 電灯定額接続送電サービスの適用を受ける場合の料金および工事費の精算は、a、bおよびcに準ずるものといたします。

(ロ) 高圧または特別高圧で供給する場合

a 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金

について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分

について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社は、契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、71（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、増加後に消滅させる場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

- b 契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、それまでの期間の接続送電サービス料金または予備送電サービス料金について、さかのぼって、減少契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。また、当社の供給設備のうち接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、71（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分

したものといたします。

(ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。)が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

(イ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たない

したものといたします。

(ハ) 19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める契約者（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について，19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める契約者を含みます。)が，需要場所における受電設備等を新たに設定し，または需要場所における受電設備の総容量等を増加された日以降1年に満たないで接続送電サービス契約電力を消滅させ，または19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少しようとされる場合は，(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。この場合，(イ)または(ロ)にいう接続送電サービス契約電力を新たに設定するとは，需要場所における受電設備等を新たに設定することとし，接続送電サービス契約電力を増加するとは，需要場所における受電設備の総容量等を増加することとし，接続送電サービス契約電力を減少するとは，19（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少することといたします。

ロ 発電量調整供給の場合

(イ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し，または増加された後1年に満たない

でこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ロ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行いません。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

#### 54 解約等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することが

でこれを消滅させる場合は、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(ロ) 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、当社の供給設備のうち契約受電電力または予備送電サービス契約電力の減少に見合う部分について、新たに施設した当社の供給設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を申し受けます。

(2) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または発電量調整供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行いません。

(3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

#### 53 解約等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約を解約することがあります。

あります。

なお、この場合には、その旨を文書により契約者、発電契約者 または需要抑制契約者にお知らせいたします。

また、契約者、発電契約者または需要抑制契約者がロに該当する場合は、その旨を文書等により発電者、需要者または需要者と電力需給に関する契約等を締結している契約者にお知らせすることがあります。

イ 44（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(イ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ロ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）、 発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。） または需要抑制量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ハ) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

なお、この場合には、その旨を文書により契約者~~または~~発電契約者にお知らせいたします。

また、~~契約者または~~発電契約者がロに該当する場合は、その旨を文書等により発電者~~または~~需要者にお知らせすることがあります。

イ ~~43~~（託送供給等の停止）によって託送供給または発電量調整供給を停止された契約者、発電契約者、発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ 契約者~~または~~発電契約者が次のいずれかに該当する場合

(イ) 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ロ) 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）~~または~~ 発電量調整供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

(ハ) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(ニ) 変更賦課金要綱によって発生した債務を履行しない場合  
ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、39（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電状態または需要抑制状態への修正に応じていただけないとき

(イ) 8（契約の要件）を欠くに至った場合

(ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき

(ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき

(ニ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁に需要抑制量調整受電電力量と需要抑制量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき

(ホ) 需要抑制量調整供給の場合で、頻繁にベースラインが著しく不相当と認められるとき

(ヘ) 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合

(ト) 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

(フ) その他この約款に反した場合

(2) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者または需要抑制契約者から

(ニ) 変更賦課金要綱によって発生した債務を履行しない場合  
ハ 契約者または発電契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者または発電契約者にその改善を求めた場合で、~~38~~（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態または発電状態への修正に応じていただけないとき

(ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生じるとき

(ハ) 発電量調整供給の場合で、頻繁に発電量調整受電電力量と発電量調整受電計画電力量との間に著しい差が生じるとき

(ヘ) 発電量調整受電電力が契約受電電力をこえる場合

(ト) 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合

(2) 需要者がその需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、契約者からの申出がない場合であ

の申出がない場合であっても、当社は、当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給および需要抑制量調整供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約および需要抑制量調整供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

#### 55 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

### VII 受電方法および供給方法ならびに工事

#### 56 受電地点、供給地点および施設

##### (1) 受電地点

イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、

っても、当社は、当該需要場所に係る接続供給を終了させるための処置を行なうことがあります。

この場合、当社が当該需要場所に係る接続供給を終了させるための処置を行なった日に接続供給契約は変更され、または消滅するものといたします。

#### 54 契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約期間中の料金その他の債権債務は、接続供給契約、振替供給契約~~または~~発電量調整供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

### VII 受電方法および供給方法ならびに工事

#### 55 受電地点、供給地点および施設

##### (1) 受電地点

イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、

発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めま  
す。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議によ  
り、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(イ) 山間地、離島にある発電場所等、当社の電線路から遠隔  
地であって将来においても周辺地域に他の発電設備の設置  
が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で  
各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を  
通過することとなるとき。

(ニ) 58（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受  
電する場合

(ホ) その他特別の事情がある場合

## (2) 供給地点

### イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接  
続点といたします。

(ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から  
最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議に  
よって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との  
協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることが  
あります。

発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある  
場所を基準として発電契約者と当社との協議によって定めま  
す。ただし、次の場合には、発電契約者と当社との協議によ  
り、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(イ) 山間地、離島にある発電場所等、当社の電線路から遠隔  
地であって将来においても周辺地域に他の発電設備の設置  
が見込まれない発電場所から電気を受電する場合

(ロ) 当社の立入りが困難な発電場所から電気を受電する場合

(ハ) 1建物内の2以上の発電場所から電気を受電する場合で  
各発電場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を  
通過することとなるとき。

(ニ) ~~58~~（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受  
電する場合

(ホ) その他特別の事情がある場合

## (2) 供給地点

### イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は、当社の供給設備と需要者の電気設備との接  
続点といたします。

(ロ) 供給地点は、需要場所内の地点とし、当社の供給設備から  
最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議に  
よって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との  
協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることが  
あります。

- a 山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
- b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- c 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- d 58（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- e その他特別の事情がある場合

ロ 振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびそ

- a 山間地，離島にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
- b 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
- c 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
- d 57（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
- e その他特別の事情がある場合

ロ 振替供給の場合

供給地点は，会社間連系点といたします。

(3) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，発電者または需要者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の発電者または需要者を含みます。）のみのために発電者または需要者の土地または建物に引込線，接続装置等の供給設備を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)により発電者または需要者の土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびそ

の供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものいたします。

- (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

#### 57 架空引込線

#### 58 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接

の供給設備の施設上必要な発電者または需要者の建物に付合する設備をいいます。)は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものいたします。

- (5) 特定送配電事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1)または(2)に準じて契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数の発電場所または複数の需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。

#### ~~56~~ 架空引込線

#### ~~57~~ 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の供給設備と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も当社の供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者が発電場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接

続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。

イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供

続装置の接続点または需要者が需要場所内に施設する開閉器、断路器もしくは接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、発電者または需要者の土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、当社の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、発電場所内または需要場所内の地中引込線は、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。

イ 発電者または需要者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、託送供

給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといえます。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)、(4)または69（供給地点への供給設備の工事

給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといえます。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等発電者または需要者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者または発電契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、託送供給のために施設する場合は、契約者の負担により、契約者で施設していただき、発電量調整供給のために施設する場合は、発電契約者の負担により、発電契約者で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行いません。この場合、当社は、~~65~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)、(4)または~~68~~（供給地点への供給設備の工事

費負担金) (2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

**59 接続引込線等**

**60 中高層集合住宅等における受電方法および供給方法**

**61 引込線の接続**

**62 計量器等の取付け**

(1) 料金の算定上必要な計量器, その付属装置(計量器箱, 変成器, 変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については, 以下のとおりといたします。ただし, 記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器, その付属装置および区分装置は, 原則として, 接続送電サービス契約電力等に依りて当社が選定し, かつ, 当社の所有とし, 当社の負担で取り付けます。ただし, 契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については, 契約者の負担により, 契約者

費負担金) (2)の工事費負担金を契約者または発電契約者から申し受けます。

~~58~~ **接続引込線等**

~~59~~ **中高層集合住宅等における受電方法および供給方法**

~~60~~ **引込線の接続**

~~61~~ **計量器等の取付け**

(1) 料金の算定上必要な計量器, その付属装置(計量器箱, 変成器, 変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については, 以下のとおりといたします。ただし, 記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

イ 接続供給電力量の計量に必要な計量器, その付属装置および区分装置は, 原則として, 接続送電サービス契約電力等に依りて当社が選定し, かつ, 当社の所有とし, 当社の負担で取り付けます。ただし, 契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については, 契約者の負担により, 契約者

で取り付けていただくことがあります。

ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は67（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたし

で取り付けていただくことがあります。

ロ 発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器，その付属装置および区分装置は，原則として，契約受電電力に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社で取り付けます。この場合，当社は66（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を発電契約者から申し受けます。

(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（低圧で受電または供給する場合，原則として屋外といたします。）とし，契約者または発電契約者と当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，契約者または発電契約者と当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，発電者または需要者から無償で提供していただきます。また，(1)により契約者または発電契約者が施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために発電者または需要者の電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたし

ます。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

#### **63 通信設備等の施設**

#### **64 専用供給設備**

(1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については66（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2) または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ 43（託送供給等にもなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電

ます。

(5) 契約者または発電契約者の希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を契約者または発電契約者から申し受けます。

(6) 法令により発電量調整受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には，当社は，低圧で受電するときを除き，実費を発電契約者から申し受けます。

#### **62 通信設備等の施設**

#### **63 専用供給設備**

(1) 当社は，次の場合には，契約者または発電契約者の専用設備として供給設備を施設いたします。この場合，受電地点への供給設備については~~66~~（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2) または(4)の工事費負担金を，供給地点への供給設備については~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金を申し受けます。

イ 契約者または発電契約者がとくに希望され，かつ，当社の供給区域内の需要に対する電気の供給および他の発電者からの受電に支障がないと認められる場合

ロ ~~43~~（託送供給等にもなう協力）の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由，または発電

場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。
- (4) (1)および(2)において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。
- (5) 当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

場所、需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者または発電契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所（受電地点に最も近い変電所が専ら受電のために施設される変電所である場合は、当該変電所から最も近い変電所といたします。）までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までを含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。
- (3) (2)において、開閉所は、変電所とみなします。
- (4) (1)および(2)において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、供給地点とは会社間連系点以外の供給地点をいいます。
- (5) 当社は、供給設備を2以上の契約者または発電契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者または発電契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

#### 65 電流制限器等の取付け

### Ⅷ 工事費の負担

#### 66 受電地点への供給設備の工事費負担金

##### (1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表14（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地

イ 2以上の契約者または発電契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者または発電契約者も、当社が専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望されるとき。

ロ 契約者または発電契約者が、当社が既に施設されている専用供給設備から電気を受電することまたは供給することを希望される場合

#### 64 電流制限器等の取付け

### Ⅷ 工事費の負担

#### 65 受電地点への供給設備の工事費負担金

##### (1) 受電側接続設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、別表12（標準設計）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、受電地

点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ(工事費の負担)の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けません。

(イ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けません。

(ロ) 64（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備

点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線等をいいます。また、Ⅷ(工事費の負担)の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として発電契約者から申し受けません。

(イ) 発電契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けません。

(ロ) ~~63~~（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備

は、64（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、aおよびbの金額

a 当該供給設備の工事費のうち、発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（以下、「指針」といいます。）にもとづき算定した金額

ただし、この約款実施の際現に適用されている託送供給等約款65（受電地点への特別供給設備の工事費負担金）(2)イ(ハ) a ただし書の適用を受ける場合は、ただし書により算定した金額といたします。

b 発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、aにかかわらず、次の金額

新増加契約受電電力1キロワットにつき
--------------------

2,052円00銭
-----------

は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(ハ) 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、aおよびbの金額

a 当該供給設備の工事費のうち、発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（以下、「指針」といいます。）にもとづき算定した金額

ただし、平成27年11月5日以前に、この託送供給等約款実施の際現に適用されている託送供給約款等（以下「旧託送供給約款等」といいます。）にもとづき、旧託送供給約款等における契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加する申込み（発電契約者がその申込みに関する事項を継承しているものに限ります。）を行なわれた場合は、旧託送供給約款等にもとづき算定した金額といたします。

b 発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、aにかかわらず、次の金額

新増加契約受電電力1キロワットにつき
--------------------

2,052円00銭
-----------

ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときは、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、64（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）または63（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ 43（託送供給等にもなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、(2)イ(1)、(ロ)および(3)

ロ 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときは、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、~~63~~（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 発電契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、発電契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、~~60~~（引込線の接続）、~~61~~（計量器等の取付け）または~~62~~（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

ロ ~~42~~（託送供給等にもなう協力）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(4) 発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、(2)イ(1)、(ロ)および(3)

にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1), (2), (3)および(4)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

(イ) 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ロ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架

にかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（(2)イ(ハ)により申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

(5) 工事費の算定

(1), (2), (3)および(4)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。

(イ) 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(ロ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

(ハ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ) 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架

空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ホ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限りに、工事費に含みます。

(ハ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限りに、工事費に含みます。

ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年

空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ホ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限りに、工事費に含みます。

(ハ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限りに、工事費に含みます。

ロ 発電契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年

以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

ホ (2)イ(ハ)の場合、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）とみなします。

へ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし、2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。

ロ 2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電

以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

ホ (2)イ(ハ)の場合、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）とみなします。

へ 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、受電地点ごとに、発電量調整供給契約ごとに算定いたします。

ただし、2以上の発電契約者が受電地点への供給設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上の発電契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の発電契約者のうち1の発電契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の発電契約者による1申込みとみなして算定いたします。

ロ 2以上の発電契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、発電契約者ごとに算定いたします。この場合、発電契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電

力の比であん分した金額または電力広域的運営推進機関業務規程に定める電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定された金額といたします。

**67 受電用計量器等の工事費負担金**

**68 会社間連系設備の工事費負担金**

**69 供給地点への供給設備の工事費負担金**

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ 低圧または高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区分	単位	金額
----	----	----

力の比であん分した金額または電力広域的運営推進機関業務規程に定める電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定された金額といたします。

**66 受電用計量器等の工事費負担金**

**67 会社間連系設備の工事費負担金**

**68 供給地点への供給設備の工事費負担金**

(1) 供給側接続設備の工事費負担金

イ 低圧または高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルをこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

区分	単位	金額
----	----	----

架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,456円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,324円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

- (ロ) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- a 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、(1)イ(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
- b 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除して得た値にその供給地点に係って単

架空供給側接続設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,456円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	27,324円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

- (ロ) 2以上の供給地点に係る供給側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- a 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、(1)イ(イ)の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。
- b 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合、または契約者から2以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、それぞれの供給地点における供給側接続設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除して得た値にその供給地点に係って単

独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに  
施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて  
施設する場合の(イ)の超過こう長は、次により算定いたしま  
す。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続  
設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長  
を差し引いた値といたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続  
設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続  
設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を  
下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

= 架空供給側接続設備の工事こう長

－ (地中供給側接続設備の無償こう長

－ 地中供給側接続設備の工事こう長)

$$\times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サー  
ビス契約電力を増加される場合 (新たに接続供給を開始さ  
れる場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当

独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに  
施設される供給側接続設備の工事こう長といたします。

(ハ) 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて  
施設する場合の(イ)の超過こう長は、次により算定いたしま  
す。

a 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続  
設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長  
を差し引いた値といたします。

b 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続  
設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続  
設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を  
下回る場合は、次によります。

架空供給側接続設備の超過こう長

= 架空供給側接続設備の工事こう長

－ (地中供給側接続設備の無償こう長

－ 地中供給側接続設備の工事こう長)

$$\times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

ロ 特別高圧で供給する場合

(イ) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サー  
ビス契約電力を増加される場合 (新たに接続供給を開始さ  
れる場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当

社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに施設される供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工事費

(a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	572円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	194円40銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	97円20銭

なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに施設される供給側接続設備(専用供給設備および予備供給設備を除きます。)についてaにより算定される工事費がbの当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。

a 工事費

(a) 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	572円40銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	194円40銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	97円20銭

なお、標準電圧20,000ボルトで当社が供給する場合で、支持物に電柱を使用するときには、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の15パーセントといたします。

(b) 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	637円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	583円20銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	259円20銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、(b)にかかわらず、別表15（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------	-----------

(d) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトで供給する場合	637円20銭
	標準電圧60,000ボルトで供給する場合	583円20銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	259円20銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

(c) スポットネットワーク方式で供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、(b)にかかわらず、別表14（スポットネットワーク方式の工事費の算式）により算定いたします。

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、それぞれの回線ごとに施設していただいた変圧器の2次側母線で常時並行して供給を受ける方式をいいます。

b 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------	-----------

(d) 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、使用開始後3年以内の

供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この(1)の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものいたします。

ニ 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設

供給設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

ハ 19（接続送電サービス）(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この(1)の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものいたします。

ニ 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）の各項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(イ) 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る電線および引込線等をいいます。

(ロ) 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(ハ) 工事こう長

標準設計にもとづき算定される供給地点から最も近い供給設備までの供給側接続設備のこう長をいい、実際に施設

されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 低圧で供給する場合、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。

(イ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ロ) 契約電力

(ハ) 契約電流

(ニ) 契約容量

なお、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補

されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 低圧で供給する場合、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合といたします。

(イ) 電灯定額接続送電サービスおよび電灯臨時定額接続送電サービスの場合の契約負荷設備の総容量

(ロ) 契約電力

(ハ) 契約電流

(ニ) 契約容量

なお、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定める場合で、需要場所における主開閉器の定格電流等を増加されるときは、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

また、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、接続送電サービス契約電力等を増加されるものとみなします。

ヘ 高圧で供給する場合で、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めるとき（19〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故〔停電による停止等を含みます。〕により生じた不足電力の補

給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。)には、Ⅷ(工事費の負担)の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 64(専用供給設備)によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、64(専用供給設備)(2)によるものといたします。

ロ 19(接続送電サービス)(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補

給にあてるための電気の供給分以外の供給分について、19〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)に準じて定める場合を含みます。)には、Ⅷ(工事費の負担)の各項において、接続送電サービス契約電力等を増加される場合とは、需要場所における受電設備の総容量を増加される場合といたします。

(2) 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力等を増加される場合(新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、(1)の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) ~~63~~(専用供給設備)によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、~~63~~(専用供給設備)(2)によるものといたします。

ロ 19(接続送電サービス)(2)ニにより接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補

修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、64（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）または65（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ 43（託送供給等にもなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工

修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために接続送電サービスを利用される場合または供給地点において予備送電サービスを利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、供給側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、~~63~~（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(3) 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

イ 契約者が接続送電サービス契約電力等または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給地点への当社の供給設備を変更する場合（新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。）は、~~60~~（引込線の接続）、~~61~~（計量器等の取付け）、~~62~~（通信設備等の施設）または~~64~~（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

ロ ~~42~~（託送供給等にもなう協力）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工

事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

(イ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）

によって算定いたします。

(ロ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ハ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。

なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

また、算定にあたっては、次のとおりといたします。

(イ) 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）

によって算定いたします。

(ロ) 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空供給側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ハ) 架空供給側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空供給側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。

(ニ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含まれます。

(ホ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含まれます。

(ハ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、72（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 低圧または高圧で供給する場合で、(2)イ(イ)に該当し、かつ、その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

(ニ) 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含まれます。

(ホ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含まれます。

(ハ) 契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、71（臨時工事費）に準じて算定いたします。

ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 低圧または高圧で供給する場合で、(2)イ(イ)に該当し、かつ、その工事費を(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、イおよびロにかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ニ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して供給する場合は、新たに施設される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ)aに準じて算定いたします。

へ (2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧で供給する場合

(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、(1)ロ(イ)aおよび(ロ)によって算定いたします。

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路等を利用して電気を受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ホ 当社が特別高圧で供給する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、(1)ロ(イ)aに準じて算定いたします。

へ (2)ロの場合の工事費は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧で供給する場合

(1)イ(イ)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、イまたはロにかかわらず、その工事費を(1)イ(イ)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して算定いたします。

(ロ) 特別高圧で供給する場合

契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、イにかかわらず、(1)ロ(イ)aおよび(ロ)によって算定いたします。

なお、21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ(イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト 低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

#### 70 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

なお、21（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、(1)ロ(イ) a の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

ト 低圧または高圧で供給する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるとき（ハおよびヘ(イ)の場合を除きます。）は、イまたはロにかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

#### 69 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を原則として工事着手前に契約者または発電契約者から申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ ~~68~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空供給側接続設備または地中供給側接続設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 66 (受電地点への供給設備の工事費負担金), 67 (受電用計量器等の工事費負担金), 68 (会社間連系設備の工事費負担金), 69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) (2) (69 [供給地点への供給設備の工事費負担金] (1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は, イに準ずるものいたします。) および69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) (3)にもとづき算定される場合は, 次に該当するとき。

(イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a 設計変更により, 電柱 (鉄塔, 鉄柱を含みます。), 電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合, または主要材料の数量の変更 (低圧引込線を除きます。) の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合 (設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)

c その他特別の事情により, 工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は, 工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

ロ ~~65~~ (受電地点への供給設備の工事費負担金), ~~66~~ (受電用計量器等の工事費負担金), ~~67~~ (会社間連系設備の工事費負担金), ~~68~~ (供給地点への供給設備の工事費負担金) (2) (~~68~~ [供給地点への供給設備の工事費負担金] (1)の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は, イに準ずるものいたします。) および~~68~~ (供給地点への供給設備の工事費負担金) (3)にもとづき算定される場合は, 次に該当するとき。

(イ) 低圧または高圧で受電または供給する場合

a 設計変更により, 電柱 (鉄塔, 鉄柱を含みます。), 電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合, または主要材料の数量の変更 (低圧引込線を除きます。) の差異が5パーセントをこえる場合

b 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合 (設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)

c その他特別の事情により, 工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(ロ) 特別高圧で受電または供給する場合

原則としてすべての場合

(3) 当社は, 工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備または供給側接続設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

(4) 当社は、66 (受電地点への供給設備の工事費負担金) (2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が

なお、当社が特別高圧で受電または供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その受電側接続設備または供給側接続設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

(4) 当社は、~~66~~ (受電地点への供給設備の工事費負担金) (2)イ(ハ)に定める供給設備の全部または一部を他の契約者または発電契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気または特別高圧で供給する電気について、その利用が供給設備の使用開始後3年以内に行なわれる場合で、その供給設備を使用開始したときにさかのぼって2以上の契約者または発電契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

(5) 当社は、契約者または発電契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と、既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(6) 低圧または高圧で供給する場合、居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が

施設される場合で、すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（~~73~~〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

**71 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け**

**72 臨時工事費**

(1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工

施設される場合で、すべての供給地点について2以上の契約者が共同して申込みをされたときまたはすべての供給地点について契約者から申込みがあり、かつ、一括して工事費負担金を算定することを希望されるときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に供給地点の数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される~~69~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書（~~73~~〔工事費等に関する契約書の作成〕に定める工事費等に関する契約書をいいます。）に定める期日に既に供給を開始している供給地点の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされた供給地点の数と供給を開始した供給地点の数とが異なる場合であっても、施設された供給設備に応じたものといたします。

**~~70~~ 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け**

**~~71~~ 臨時工事費**

(1) 20（臨時接続送電サービス）によって供給する場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工

費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、70（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

### 73 工事費等に関する契約書の作成

Ⅸ 保 安

費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、契約者から、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、低圧または高圧で供給する場合、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

また、特別高圧で供給する場合、原則として、撤去後の資材のうち変圧器、開閉器等の機器については、契約使用期間1月（1月未満は、1月といたします。）につきその価額の1パーセントを差し引いた金額を残存価額といたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、~~68~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 低圧または高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、~~69~~（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものといたします。

### 72 工事費等に関する契約書の作成

Ⅸ 保 安

**74 保安の責任**

**75 保安等に対する発電者および需要者の協力**

**76 調査**

**77 調査等の委託**

- (1) 当社は、76（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

**78 調査に対する需要者の協力**

- (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、76（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

**79 検査または工事の受託**

~~73~~ 保安の責任

~~74~~ 保安等に対する発電者および需要者の協力

~~75~~ 調査

~~76~~ 調査等の委託

- (1) 当社は、~~76~~（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。
- (2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、需要者にお知らせいたします。

~~77~~ 調査に対する需要者の協力

- (1) 需要者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、~~76~~（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、需要者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

~~78~~ 検査または工事の受託

## 80 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) ~~76~~ (調査)
- (2) ~~77~~ (調査等の委託)
- (3) ~~78~~ (調査に対する需要者の協力)
- (4) ~~79~~ (検査または工事の受託)

### 附 則

#### 1 実施期日

この約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

#### 4 発電場所および需要場所についての特別措置

##### (1) 適用

イ 14 (発電場所および需要場所) (1)に定める1構内, 14 (発電場所および需要場所) (1)イに定める1建物または14 (発電場所および需要場所) (2)に定める隣接する複数の構内 (以下「原需要場所等」といいます。)において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分 (以下「特例区域等」といいます。)の契約者または発電契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合

## ~~79~~ 自家用電気工作物

需要者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) ~~76~~ (調査)
- (2) ~~76~~ (調査等の委託)
- (3) ~~77~~ (調査に対する需要者の協力)
- (4) ~~78~~ (検査または工事の受託)

### 附 則

#### 1 実施期日

この約款は、平成~~28~~29年4月1日から実施いたします。

#### 4 発電場所および需要場所についての特別措置

##### (1) 適用

イ 14 (発電場所および需要場所) (1)に定める1構内, 14 (発電場所および需要場所) (1)イに定める1建物または14 (発電場所および需要場所) (2)に定める隣接する複数の構内 (以下「原需要場所等」といいます。)において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分 (以下「特例区域等」といいます。)の契約者または発電契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合

で、次のいずれにも該当するときは、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、1 原需要場所等につき、ロ（イ）または（ロ）それぞれ1 特例区域等に限り、1 発電場所または1 需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所等において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ（イ）に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等の契約者または発電契約者から、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1 特例区域等に限り、1 発電場所または1 需要場所といたします。

（イ） 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ（ロ）に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ（ロ）に定める特例設備以外の負荷設備があること。

（ロ） 次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者

で、次のいずれにも該当するときは、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、1 原需要場所等につき、ロ（イ）または（ロ）それぞれ1 特例区域等に限り、1 発電場所または1 需要場所といたします。ただし、電気事業法施行規則附則第17条第2項に定める2のサービスエリア等からなる原需要場所等において、当該それぞれのサービスエリア等に特例区域等がある場合で、ロ（イ）に定める急速充電設備等（以下「急速充電設備等」といいます。）を使用する各特例区域等の契約者または発電契約者から、急速充電設備等を新たに使用する（この特別措置の適用の申出の際現にこの特別措置の適用を受ける特例区域等において急速充電設備等を使用している場合は、新たに使用するものとみなします。）際に、この特別措置の適用の申出があり、かつ、各特例区域等が次のいずれにも該当するときは、急速充電設備等について、14（発電場所および需要場所）にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等につき、それぞれ1 特例区域等に限り、1 発電場所または1 需要場所といたします。

（イ） 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ（ロ）に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ（ロ）に定める特例設備以外の負荷設備があること。

（ロ） 次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者

の承諾をえていること。

a 非特例区域等について、14（発電場所および需要場所）に準じて発電場所または需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、42（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、42（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負

の承諾をえていること。

a 非特例区域等について、14（発電場所および需要場所）に準じて発電場所または需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、~~41~~（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、~~41~~（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負

荷設備その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

イ 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、66 (受電地点への供給設備の工事費負担金) (1)、(2) または(4)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ (工事費の負担) の適用については、66 (受電地点への供給設備の工事費負担金) (2)の場合に準ずるものいたします。

ロ 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合 (新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。) で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) (1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し

荷設備その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

イ 特例区域等の発電契約者が新たに発電量調整供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、~~66~~ (受電地点への供給設備の工事費負担金) (1)、(2) または(4)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として発電契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ (工事費の負担) の適用については、~~66~~ (受電地点への供給設備の工事費負担金) (2)の場合に準ずるものいたします。

ロ 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合 (新たに接続供給を開始される場合で、当該接続供給を開始される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。) で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、~~68~~ (供給地点への供給設備の工事費負担金) (1)または(2)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し

受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものとしたします。

#### 5 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

##### (1) 適用範囲

イ 揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることが

受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、~~68~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものとしたします。

#### 5 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

##### (1) 適用範囲

イ 揚水発電設備または蓄電池（以下「揚水発電設備等」といいます。）が設置された需要場所に供給され揚水または蓄電された接続供給に係る電気が、当該需要場所以外の需要場所に託送供給される場合であること。

ロ イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。）とを、物理的に区分する等、何らかの方法で明確に区分が可能となるよう措置されており、(イ)および(ロ)を明確に区分して定めることが可能であること。ただし、技術上、経済上、やむをえない場合等特別の事情がある場合は、(イ)および(ロ)をあらかじめ契約者と当社との協議により定めることが

あります。

(イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ロ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等に従って揚水または蓄電および発電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) c, (ハ) c, (ニ) c, (ホ) c, (ヘ) c, (ト) c, ロ(イ) c, (ロ) c, (ハ) c, ハ(イ) c, (ロ) cもしくは(ハ) c, または、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ) c, (ニ) c, ロ(ハ)もしくはハ(ハ)の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ(イ)または(ロ)

あります。

(イ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する最大電力（キロワット）、最大電流（アンペア）または最大容量（キロボルトアンペア）（以下「揚水最大電力等」といいます。）およびそれ以外の電気の最大電力、最大電流または最大容量（以下「その他最大電力等」といいます。）

(ロ) 当該供給地点におけるイの接続供給に係る電気に相当する電力量（以下「揚水等接続供給電力量」といいます。）およびそれ以外の電気の電力量（以下「その他接続供給電力量」といいます。）

ハ イおよびロにおける揚水発電設備等については、あらかじめ定められた順序または手続き等に従って揚水または蓄電および発電を制御することが可能なものであること。

(2) 接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金

接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金は、供給地点ごとに、あらかじめ1年ごとに契約者と当社との協議により揚水発電設備等における揚水または蓄電および発電等に係る電気の損失率（以下「揚水等損失率」といいます。）を定め、19（接続送電サービス）(3)イ(ロ) c, (ハ) c, (ニ) c, (ホ) c, (ヘ) c, (ト) c, ロ(イ) c, (ロ) c, (ハ) c, ハ(イ) c, (ロ) cもしくは(ハ) c, または、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ) c, (ニ) c, ロ(ハ)もしくはハ(ハ)の適用にあたっては、接続送電サービス料金または臨時接続送電サービス料金の算定上、イ(イ)または(ロ)

により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、1年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は、19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず、ロといたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、10アンペアを1キロワットと、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

(ロ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率

により、接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量を定め、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量もしくは臨時接続送電サービス契約電力または接続供給電力量に代えて適用いたします。

なお、高圧または特別高圧で供給する場合で、1年を通じて最大需要電力等が夜間時間に発生するときのピークシフト電力は、19（接続送電サービス）(4)ロにかかわらず、ロといたします。

イ 接続供給課金対象電力または接続供給課金対象電力量

(イ) 接続供給課金対象電力

当該供給地点における接続供給課金対象電力（キロワット）は、次のとおりといたします。ただし、接続供給課金対象電力の算定上、10アンペアを1キロワットと、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

接続供給課金対象電力

＝揚水最大電力等×揚水等損失率＋その他最大電力等

(ロ) 接続供給課金対象電力量

当該供給地点における接続供給課金対象電力量は、次のとおりといたします。

接続供給課金対象電力量

＝揚水等接続供給電力量×揚水等損失率

+その他接続供給電力量

ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ その他

(イ) 19(接続送電サービス)(3)イ(イ) aに該当する場合は、19(接続送電サービス)(3)イ(ロ) a, (ハ) aまたは(ニ) aにかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス(自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。)を適用いたします。

(ロ) 20(臨時接続送電サービス)(3)イ(イ) aに該当する場合

+その他接続供給電力量

ロ 1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合のピークシフト電力

高圧または特別高圧で供給する場合のピークシフト電力は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい、その需要者の接続送電サービス契約電力からその需要者の1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量(キロワット)、揚水最大電力等およびその他最大電力等ならびに揚水等損失率等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議によって定めます。

なお、各月の昼間時間における接続供給電力の最大値の実績等から、ピークシフト電力が不相当と認められる場合には、すみやかにピークシフト電力を適正なものに変更していただきます。

ハ その他

(イ) 19(接続送電サービス)(3)イ(イ) aに該当する場合は、19(接続送電サービス)(3)イ(ロ) a, (ハ) aまたは(ニ) aにかかわらず、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスまたは電灯従量接続送電サービス(自己等への電気の供給の用に供する接続供給の場合に限ります。)を適用いたします。

(ロ) 20(臨時接続送電サービス)(3)イ(イ) aに該当する場合

は、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ) aにかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ハ) aに該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ニ) aにかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、30（電力および電力量の算定）(16)，(24) および (25)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあら

は、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ロ) aにかかわらず、電灯臨時接続送電サービスを適用いたします。

(ハ) 20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ハ) aに該当する場合は、20（臨時接続送電サービス）(3)イ(ニ) aにかかわらず、動力臨時接続送電サービスを適用いたします。

(3) 電力および電力量の算定

当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、接続対象計画電力量、接続対象計画差対応補給電力量および接続対象計画差対応余剰電力量は、~~29~~（電力および電力量の算定）(16)，~~(19)~~ および ~~(20)~~にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 接続対象計画電力量

接続対象計画電力量は、30分ごとの接続対象電力量の計画値（供給地点が複数ある場合はその合計といたします。）で、契約者があらかじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

なお、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なうときは、契約者は、別途、当該供給地点における30分ごとの接続対象電力量の計画値をあら

かじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

$$= \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$$

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合

かじめ電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知するものといたします。

ロ 接続対象計画差対応補給電力量

接続対象計画差対応補給電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応補給電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、~~29~~（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力量

$$= \text{接続対象電力量} - \text{接続対象計画電力量}$$

ハ 接続対象計画差対応余剰電力量

接続対象計画差対応余剰電力量は、30分ごとの接続対象電力量がその30分における接続対象計画電力量を下回る場合

に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{接続対象計画差対応余剰電力量} \\ & = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量} \end{aligned}$$

#### (4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、62（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、(1)イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。）とを、(1)ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で

に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、接続対象計画差対応余剰電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する揚水発電設備等であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備が設置された需要場所に接続供給を行なう場合で、電気の使用に係る調整を行なったとき（揚水発電設備等の故障等が発生したときを除きます。）は、~~29~~（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、当該供給地点におけるその30分ごとの接続対象電力量の計画値にもとづき算定される当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量の計画値を当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{接続対象計画差対応余剰電力量} \\ & = \text{接続対象計画電力量} - \text{接続対象電力量} \end{aligned}$$

#### (4) 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器等については、~~61~~（計量器等の取付け）によるものといたします。また、これに加え、(1)イの接続供給に係る電気と、それ以外の電気（揚水発電設備等が設置された需要場所内で使用される電気や揚水発電設備等が設置された需要場所内で発電された電気等をいいます。）とを、(1)ロによって区分する場合には、区分するために必要な計量器およびその付属装置は、原則として、当社の所有とし、当社の負担で

取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、29（計量）および附則 8（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

6 発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]

(1) 契約者が特定契約を締結している場合は、原則として、契約者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランスンググループを設定していただきます。

(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち、契約者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電

取り付けます。

(5) 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

接続供給電力量および最大需要電力等は、~~28~~（計量）および附則 8（受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）にかかわらず、供給電圧と異なった電圧で計量することがあります。この場合、接続供給電力量および最大需要電力等は、計量された接続供給電力量および最大需要電力等を、供給電圧と同位にするために、あらかじめ契約者と当社との協議によって定められた計量損失率によって修正したものといたします。

6 発電量調整供給契約についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]

(1) 契約者が特定契約を締結している場合 ~~（附則12 [契約の要件等についての特別措置] の適用を受ける場合を除きます。）~~は、原則として、契約者との間で発電量調整供給契約を締結し、特例発電バランスンググループを設定していただきます。

(2) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電量調整供給契約（発電者から電気を受電する場合に限ります。）の申込みに先立ち、契約者は、受電地点特定番号を明らかにして、申込書（当社所定の様式によります。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(3) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、発電

者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、50（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が希望される場合は、契約者の指定する発電バランスグループ（当該発電バランスグループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第4項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 8（契約の要件）(2)イは、適用いたしません。

ロ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）(2)にかかわらず、18（料金）(2)に定める料金およびホにより算定されるインバランリスク料といたします。

ハ 特例発電バランスグループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

者が特定契約を締結する電気事業者の変更を希望され、当該発電者に係る発電量調整供給契約を変更するときは、当社は、~~49~~（契約の変更）(3)に準じて契約を変更していただくことがあります。

(4) (1)により発電量調整供給契約を締結する場合において、契約者が希望される場合は、契約者の指定する発電バランスグループ（当該発電バランスグループにおける特定契約が平成28年4月1日以降に締結され、かつ、再生可能エネルギー特別措置法第2条第4項第5号に定めるバイオマスを電気に変換する認定発電設備（以下「バイオマス発電設備」といいます。）であって化石燃料を混焼するもの〔再生可能エネルギー特別措置法施行規則~~第6~~条第~~2~~号ニに定める地域資源バイオマス発電設備を除きます。〕であるときを除きます。）に係る料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。

イ 8（契約の要件）(2)イは、適用いたしません。

ロ 発電量調整供給に係る料金は、18（料金）(2)にかかわらず、18（料金）(2)に定める料金およびホにより算定されるインバランリスク料といたします。

ハ 特例発電バランスグループに係る発電量調整供給の料金単価は、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)およびロ(ハ)にかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限ります。）にもとづき、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、25（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限り、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、25（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ25（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリ

この場合、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)およびロ(ロ)にかかわらず、発電量調整受電計画差対応補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ロ)に準じて算定したものの合計とし、発電量調整受電計画差対応余剰電力料金は、特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給およびその他の発電バランシンググループに係る発電量調整供給について、それぞれ22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ロ)に準じて算定したものの合計といたします。

ニ 特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金単価は、~~24~~（給電指令時補給電力）(2)ニにかかわらず、託送供給等約款料金算定省令第28条（卸電力取引所が公表する額に限り、30分ごとに算定される金額といたします。

この場合、~~24~~（給電指令時補給電力）(2)ロにかかわらず、給電指令時補給電力料金は、特例発電バランシンググループに係る補給およびその他の発電バランシンググループに係る補給について、それぞれ~~24~~（給電指令時補給電力）(2)ロに準じて算定したものの合計といたします。

ホ インバランスリスク料は、特例発電バランシンググループにおける30分ごとの発電量調整受電電力量にインバランスリ

スク単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) 28 (料金の算定期間)
- (ロ) 32 (料金の算定)
- (ハ) 33 (支払義務の発生および支払期日)
- (ニ) 34 (料金その他の支払方法)
- (ホ) 35 (保証金)
- (ヘ) 47 (違約金)
- (ト) 54 (解約等)

ト 当社は、30分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

なお、契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、当該発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

また、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ トで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

スク単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。

ヘ インバランスリスク料について必要となるその他の事項については、発電量調整受電計画差対応補給電力料金に準じて次の各項によるものといたします。

- (イ) ~~27~~ (料金の算定期間)
- (ロ) ~~31~~ (料金の算定)
- (ハ) ~~32~~ (支払義務の発生および支払期日)
- (ニ) ~~33~~ (料金その他の支払方法)
- (ホ) ~~34~~ (保証金)
- (ヘ) ~~46~~ (違約金)
- (ト) ~~53~~ (解約等)

ト 当社は、30分ごとの特定契約に係る発電量調整受電計画電力量を決定し、原則として発電量調整供給実施日の前々日の午後4時までに契約者に通知いたします。

なお、契約者は、発電量調整供給の実施に先だち、当該発電量調整受電計画電力量にもとづき発電計画を所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

また、必要に応じて発電量調整受電計画電力量の決定に必要な事項に関する文書を当社に提出していただきます。

チ トで定めた計画を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

リ この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(5) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、37（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

リ この料金その他の供給条件の適用を開始した後1年間はこの料金その他の供給条件の適用を継続していただきます。また、この料金その他の供給条件の適用を終了した後1年間はこの料金その他の供給条件を適用いたしません。

(5) 契約者が化石燃料を混焼するバイオマス発電設備から特定契約に係る電気を受電する場合、当該バイオマス発電設備に係る発電量調整受電電力量は、次のとおりといたします。

イ 特例発電バランシンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で30分ごとに計量された電力量に、当該バイオマス発電設備のバイオマス比率（発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合をいい、特定契約の料金の算定期間ごとに算定される値といたします。）を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

ロ 契約者は、当該バイオマス発電設備の受電地点において他の特例発電バランシンググループに係る発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、イの電力量の仕訳に係る順位を、~~36~~（託送供給等の実施）(3)へに準じて電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。

ハ イのバイオマス比率は、算定後すみやかに契約者から当社に通知していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、バイオマス比率の算定根拠に関する文書を契約者から提出していただきます。

ニ 特例発電バランスンググループと同一計量する発電バランスンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランスンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

(6) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものいたします。

#### 7 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置

(1) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価、需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)、23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)、24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)、25（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき
------------

47円26銭
--------

(2) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

ニ 特例発電バランスンググループと同一計量する発電バランスンググループに係る発電量調整受電電力量は、当該バイオマス発電設備の受電地点で計量された30分ごとの電力量からイおよびロにより算定された特例発電バランスンググループに係る30分ごとの発電量調整受電電力量を差し引いた値にもとづき、本則に準じて算定いたします。

(6) その他の事項については、発電契約者の場合に準ずるものいたします。

#### 7 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等についての特別措置

(1) 発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価等

電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（以下「離島」といいます。）における発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価、接続対象計画差対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)、23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)、~~24~~（給電指令時補給電力）(1)ニまたは(2)ニにかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき
------------

47円26銭
--------

(2) 発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価等

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、接続対象計画差対応余剰電力料金単価または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価については、22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)、23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)または24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18円25銭
------------	--------

#### 8 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力等は，29（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

#### 9 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については，次のとおりといたします。

イ 料金の算定期間

離島における発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価~~または~~接続対象計画差対応余剰電力料金単価については，22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)ロ(ハ)~~または~~23（接続対象計画差対応電力）(2)ロ(ハ)にかかわらず，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18円25銭
------------	--------

#### 8 受電電圧および供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

発電量調整受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力等は，~~29~~（計量）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，発電量調整受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力等は，計量された発電量調整受電電力量，接続供給電力量および最大需要電力等を，受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

#### 9 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの供給条件については，次のとおりといたします。

イ 料金の算定期間

送電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

ロ 料金の算定

(イ) 送電サービス料金は、32 (料金の算定) (1) ロもしくはハの場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときを除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(ロ) 当社は、32 (料金の算定) (1) ロもしくはハの場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日

送電サービス料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（ただし、料金の算定期間の始期以降当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の翌月の料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌々月以降の料金の算定期間は、本則によるものといたします。以下「検針期間等」といいます。）といたします。ただし、契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の料金の算定期間は、その供給地点を新たに設定した日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間（ただし、契約者が供給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）といたします。

ロ 料金の算定

(イ) 送電サービス料金は、~~32~~ (料金の算定) (1) ロもしくはハの場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときを除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

(ロ) 当社は、~~32~~ (料金の算定) (1) ロもしくはハの場合またはイの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日

を上回り、もしくは下回るときは、基本料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。

a 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

b ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

を上回り、もしくは下回るときは、基本料金、予備送電サービス料金およびピークシフト割引額について、次の式により日割計算をいたします。

a 基本料金または予備送電サービス料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

b ピークシフト割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間等の日数}}$$

ただし、イの場合で検針期間等の日数がその検針期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るときは、

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ハ) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(ロ) a および b にいう検針期間等の日数は、32 (料金の算定) (4)イまたはロに準ずるものといたします。この場合、32 (料金の算定) (4)イまたはロにいう計量期間の日数は、検針期間等の日数といたします。

(2) 低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」といいます。)における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(ハ) 契約者が供給地点を新たに設定し、または供給地点を消滅させる場合の(ロ) a および b にいう検針期間等の日数は、~~32~~ (料金の算定) (4)イまたはロに準ずるものといたします。この場合、~~32~~ (料金の算定) (4)イまたはロにいう計量期間の日数は、検針期間等の日数といたします。

(2) 低圧で供給する場合で、記録型計量器以外の計量器で計量するときの接続供給電力量および接続送電サービス契約電力については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における30分ごとの接続供給電力量

その1月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間(以下「移行期間」といいます。)における30分ごとの接続供給電力量は、移行期間において計量された接続供給電力量を移行期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の接続供給電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の30分ごとの接

#### 続供給電力量

ハ、19（接続送電サービス）(2)イ(ロ), (ハ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

#### ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分

#### 続供給電力量

ハ、19（接続送電サービス）(2)イ(ロ), (ハ)または20（臨時接続送電サービス）(2)イによって、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を定める場合で、移行期間において、接続送電サービスの種別、臨時接続送電サービスの種別、接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電力等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における接続供給電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ接続送電サービス契約電力、接続送電サービス契約電流、接続送電サービス契約容量、臨時接続送電サービス契約電流、臨時接続送電サービス契約容量または臨時接続送電サービス契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の接続供給電力量を、イに準じて、30分ごとの接続供給電力量として均等に配分いたします。

#### ハ 接続送電サービス契約電力

契約者が19（接続送電サービス）(2)イ(イ)によって接続送電サービス契約電力を定めることを希望される場合は、当分

の間、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることがあります。

- (3) 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

#### 10 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合の特別措置

- (1) 1 発電場所において、調整電源に該当する発電設備が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、30（電力および電力量の算定）(22)イおよび(23)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、30（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

- (2) 1 発電場所において、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備を異なる発電バランスグループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契

の間、19（接続送電サービス）(2)イ(イ)にかかわらず、供給地点ごとに、負荷設備の容量等を基準として、契約者と当社との協議によって定めることがあります。

- (3) 発電量調整供給の場合で、当該発電量調整供給に係る発電量調整受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの発電量調整受電電力量の計量値は、当分の間、発電契約者と当社との協議によって定めます。

#### 10 発電量調整供給に係る発電設備が調整電源に該当する場合の特別措置

- (1) 1 発電場所において、調整電源に該当する発電設備が複数存在する場合で、当該複数の調整電源のうち、一部の調整電源の故障等が発生したときは、~~20~~（電力および電力量の算定）(17)イおよび(18)イにおける発電量調整受電計画差対応補給電力量および発電量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、~~20~~（電力および電力量の算定）(2)イにかかわらず、発電契約者と当社との協議によってその30分ごとに定めた値を、当該受電地点におけるその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします。

- (2) 1 発電場所において、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備が混在する場合は、調整電源に該当する発電設備と調整電源に該当しない発電設備を異なる発電バランスグループに設定していただきます。また、当該受電地点における30分ごとの電力量および電力量の計画値は、発電契

約者と当社との協議によって発電バランスンググループごとに定めます。この場合、30（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

#### 11 損害賠償の免責についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]

発電者が再生可能エネルギー特別措置法附則第4条第1項に定める旧特定供給者に該当する場合で、38（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トにおいて特定契約申込者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、48（損害賠償の免責）(1)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第14条第8号トに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

約者と当社との協議によって発電バランスンググループごとに定めます。この場合、29（電力および電力量の算定）の電力および電力量の算定上、協議により定めた値を、当該受電地点において30分ごとに計量された電力量および当該受電地点において当社が発電契約者から受電する電気の30分ごとの電力量の計画値とみなします。

#### 11 損害賠償の免責についての特別措置 [再生可能エネルギー発電設備]

発電者が再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、37（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、47（損害賠償の免責）(1)にかかわらず、発電契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トに定める額を限度として、補償するものといたします。

なお、当社は、同一の原因により発電契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

#### 12 契約の要件等についての特別措置

この約款実施の際現に東京電力株式会社の託送供給約款 [一般

~~電気事業・特定規模電気事業等用】（平成25年12月26日届出。以下「旧託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕」といいます。）または託送供給約款〔特定電気事業用】（平成25年12月26日届出。以下「旧託送約款〔特定電気事業用〕」といいます。）にもとづいて東京電力株式会社と接続供給契約を締結している契約者から、この約款実施に先だつてこの特別措置の適用の申し出がある場合の料金および必要となるその他の供給条件は次のとおりといたします。~~

~~(1) 定義~~

~~発電場所とは、3（定義）(9)にかかわらず、発電者が、託送供給または発電量調整供給に係る電気を発電する場所をいいます。~~

~~(2) 代表契約者の選任~~

~~自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合を除き、1 接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合、4（代表契約者の選任）にかかわらず、この約款に関する当社との協議および接続供給の実施に関する事項についての権限を複数の契約者全員から委任された契約者を、代表契約者としてあらかじめ選任していただき、かつ、契約者が行なう、当社との手続きおよび協議、需要者の需要の変動に応じた発電の調整、ならびにこの約款に定める金銭債務の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます。また、当社は、契約者との協議および契約者への通知を代表契約者に対~~

~~して行ないます。ただし、当社は、必要に応じて、代表契約者以外の契約者と、協議等をさせていただくことがあります。~~

~~(3) 契約の要件~~

~~契約者が接続供給契約を希望される場合は、8（契約の要件）~~

~~(1)にかかわらず、次の要件を満たしていただきます。~~

~~イ 契約者が需要者の需要の変動に応じた電気の供給が可能であること。~~

~~ロ 発電者および需要者が電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、当社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。~~

~~ハ 高圧または特別高圧で受電または供給する場合は、契約者、発電者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。~~

~~ニ 契約者が、発電者および需要者にこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守させ、かつ、発電者および需要者がそれぞれこの約款における発電者および需要者に関する事項を遵守する旨の承諾をすること。~~

~~ホ 需要者が他の契約者から電気の供給を受けることを当社が確認した場合は、契約者が、当社が契約者にあらかじめお知らせすることなく接続供給の実施に必要な需要者の情報を当該他の契約者に対し提供する旨の承諾をすること。~~

~~ヘ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供~~

~~給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。~~

~~(イ) 契約者と同一の者である発電者の発電設備が電気事業法第2条第1項第5号ロに定める非電気事業用電気工作物であること。~~

~~(ロ) 契約者と同一の者でない発電者の発電に係る電気も供給する場合は、当該発電者の発電設備が契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持および運用する非電気事業用電気工作物であること。~~

~~(ハ) 需要者が契約者と同一の者、または契約者と電気事業法第2条第1項第5号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者であること。~~

~~(4) 受電側接続検討の申込み~~

~~イ 契約者は、接続供給契約の申込みに先立ち、9（検討および契約の申込み）(1)ロにかかわらず、次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。~~

~~(イ) 契約者の名称~~

~~(ロ) 代表契約者の名称（契約者が複数の場合に限ります。）~~

~~(ハ) 発電者の名称、発電場所（受電地点特定番号を含みます。）および受電地点~~

~~(ニ) 当該接続供給に必要な当社以外の一般送配電事業者との振替供給契約等の内容または申込内容~~

~~(#) 発電設備の発電方式、発電出力および系統安定上必要な仕様~~

~~(ハ) 接続受電電力の最大値および最小値~~

~~(ト) 受電地点における受電電圧~~

~~(チ) 発電場所における負荷設備および受電設備~~

~~(リ) 接続供給の開始希望日~~

~~なお、受電地点が会社関連系点の場合には、(ハ)、(ホ)、(ト)および(チ)の事項については、省略することができます。~~

~~ロ 検討期間および調査料~~

~~(イ) 当社は、原則として受電側接続検討の申込みから3月以内に検討結果をお知らせいたします。~~

~~(ロ) 当社は、1受電地点1検討につき21万6千円を調査料として、受電側接続検討の申込み時に契約者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合または受電地点が会社関連系点の場合には、調査料を申し受けません。~~

~~(5) 契約の申込み~~

~~契約者は、9（検討および契約の申込み）(3)にかかわらず、(4)イの事項および次の事項を明らかにして、当社所定の様式により、接続供給契約の申込みをしていただきます。この場合、(3)ニおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を当社が契約者に対し提供することに関する発電者および需要者の契約者に対する承諾書の写しをあわせて提出していただきます。ただし、契約者と発電者との間で締結する電力受給に関する契約等~~

~~において、発電者がこの約款に関する事項を遵守することを承諾していることが明らかな場合、または、契約者と需要者との間で締結する電力需給に関する契約等において、需要者がこの約款に関する事項を遵守することおよび接続供給の実施に必要な需要者の情報を、当社が契約者に対し提供することを承諾していることが明らかな場合で、当社が当該承諾書の提出を不要と判断するときは、当該承諾書の提出を省略することができるものといたします。~~

~~また、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を希望される場合は、(3)へに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じて、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行ないます。~~

~~イ 需要者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点~~

~~ロ 供給地点における供給電気方式および供給電圧~~

~~ハ 需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備~~

~~ニ 契約電力、契約電流または契約容量~~

~~ホ 契約受電電力~~

~~ヘ 希望される接続送電サービス、臨時接続送電サービスまたは予備送電サービスの種別~~

~~ト 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値~~

~~キ 電気の調達先となる契約者または発電契約者の名称および  
調達量の計画値~~

~~リ 連絡体制~~

~~ヌ 20（臨時接続送電サービス）を希望される場合には、契約使用期間~~

~~なお、受電地点が会社間連系点となる場合には、(17)ロに準じて連系線等利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。また、契約者が、振替供給契約によらず受給契約等にもとづき連系線の利用を希望する場合には、(17)ハに準じて連系線等利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関を通じて当社に提出していただきます。~~

~~また、負荷設備、契約電力、契約電流または契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、契約者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて接続供給の開始希望日以降1年間の接続供給電力の計画値を当社所定の様式により申し出ていただきます。~~

~~(6) 当日等の利用分および翌日等の利用分の申込み~~

~~当社は、9（検討および契約の申込み）(4)にかかわらず、接続供給契約（受電地点に係る事項に限ります。）または振替供給契約について、小売電気事業または特定送配電事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分に関り、~~

~~(5)に定める様式以外で当社が指定した方法により契約者に申込みをしていただくことがあります。また、当社は、受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項（当社以外の一般送配電事業者の連系線の利用に係る事項を含みます。）について、当社が指定した方法により契約者に提出していただくことがあります。この場合、当該申込み方法による申込みに係る接続供給の実施または受給契約等にもとづく連系線の利用に係る事項の提出にともなって必要となる事項に関する契約（以下「基本契約」といいます。）を当社とあらかじめ締結していただきます。~~

~~なお、基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1年間とし、契約期間満了に先だてて契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。~~

~~また、基本契約で定める事項について、基本契約書を作成いたします。~~

#### ~~(7) 電気方式、電圧および周波数~~

~~受電電圧は、13（電気方式、電圧および周波数）(3)にかかわらず、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、原則として、受電地点（1建物内の2以上の発電場所から共同引込線による1引込みで電気を受電する場合の受電地点は、発電場所ごとに異なる地点とみなします。）における契約受電電力（発電場所における発電設備、受電設備および負荷設備等を基準として、契約者と当社との協議により受電地点ごとに定めます。）に応~~

~~じて、次のとおりといたします。~~

契約受電 電力	<del>50キロワット未満</del>	<del>標準電圧100ボルト または200ボルト</del>
	<del>50キロワット以上 2,000キロワット未満</del>	<del>標準電圧6,000ボルト</del>
	<del>2,000キロワット以上 10,000キロワット未満</del>	<del>標準電圧20,000ボルト</del>
	<del>10,000キロワット以上 50,000キロワット未満</del>	<del>標準電圧60,000ボルト</del>
	<del>50,000キロワット以上</del>	<del>標準電圧140,000ボルト</del>

~~(8) 供給および契約の単位~~

~~イ 当社は、15（供給および契約の単位）(1)にかかわらず、次の場合を除き、1発電場所または1需要場所について1接続送電サービスまたは1臨時接続送電サービスを適用し、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって託送供給を行ないません。~~

~~(イ) 1需要場所につき、次の2臨時接続送電サービスをあわせて契約する場合、または、次の臨時接続送電サービスとこれ以外の1接続送電サービス（(ロ)の場合は、2接続送電サービスといたします。）とをあわせて契約する場合~~

~~α 電灯臨時定額接続送電サービスおよび電灯臨時接続送~~

~~電サービスの中の1臨時接続送電サービス~~

~~b 動力臨時定額接続送電サービスおよび動力臨時接続送電サービスの中の1臨時接続送電サービス~~

~~(n) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要者に供給する場合で、次の2接続送電サービスをあわせて契約する場合~~

~~a 電灯定額接続送電サービス、電灯標準接続送電サービス、電灯時間帯別接続送電サービスおよび電灯従量接続送電サービスの中の1接続送電サービス~~

~~b 動力標準接続送電サービス、動力時間帯別接続送電サービスおよび動力従量接続送電サービスの中の1接続送電サービス~~

~~(v) 共同引込線による引込みで託送供給を行なう場合~~

~~(c) 予備送電サービスをあわせて契約する場合~~

~~(h) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合~~

~~ロ 接続供給の場合、当社は、15（供給および契約の単位）（2）にかかわらず、あらかじめ定めた発電場所および需要場所について、1接続供給契約を結びます。この場合、それぞれの需要場所は原則として1接続供給契約に属するものとし、また、当社は、原則として、1契約者に対して1接続供給契約を結びます。また、低圧の受電地点に係る発電場所は、1接続供給契約に属するものいたします。~~

~~なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。~~

~~(9) 料金~~

~~イ 料金は、18 (料金) にかかわらず、18 (料金) (1)ロによって算定された日程等別料金、(10)によって算定された負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金ならびに(11)によって算定された給電指令時補給電力料金といたします。~~

~~ロ 近接性評価割引~~

~~(イ) 適用~~

~~契約者の接続供給に係る電気の発電場所が近接性評価地域に立地する場合に適用いたします。~~

~~なお、契約者が、近接性評価対象発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して、近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合は、当該電気には近接性評価割引を適用いたしません。~~

~~(ロ) 近接性評価割引電力量~~

~~α 近接性評価割引電力量は、近接性評価地域に立地する発電場所から当社が受電した30分ごとの電力量（近接性評価地域に立地する発電場所が複数ある場合はその合計~~

~~といたします。)といたします。ただし、近接性評価地域に立地する発電場所から当社が受電した電力量が発電量調整供給契約に係るものである場合は、その発電場所に係る近接性評価割引電力量は、別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）(2)ロ(イ)に準じて算定するものといたします。~~

~~b 接続対象電力量が接続受電電力量を下回る場合の近接性評価割引電力量は、別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）(2)ロ(ハ)に準ずるものといたします。この場合、別表2（近接性評価地域および近接性評価割引額の算定）(2)ロ(ハ)にいう接続対象計画電力量は接続受電電力量といたします。~~

~~(ハ) 近接性評価割引に関するその他の事項については、18(料金) (1)ハによるものといたします。~~

#### ~~(10) 負荷変動対応電力~~

##### ~~イ 適用~~

~~37(給電指令の実施等) (4)および(18)により補給される電氣を使用されていない場合(以下「負荷追従運転時」といいます。)に適用いたします。~~

##### ~~ロ 負荷変動対応補給電力~~

###### ~~(イ) 適用範囲~~

~~30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力の補給にあてるための電~~

~~気に適用いたします。~~

~~(n) 負荷変動対応補給電力料金~~

~~負荷変動対応補給電力料金は、30分ごとの負荷変動対応補給電力量に(ハ)の負荷変動対応補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。~~

~~(ハ) 負荷変動対応補給電力料金単価~~

~~負荷変動対応補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。~~

~~ハ 負荷変動対応余剰電力~~

~~(イ) 適用範囲~~

~~30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を上回る場合の送電超過分電力について、当社が購入する電気について適用いたします。~~

~~(ロ) 負荷変動対応余剰電力料金~~

~~負荷変動対応余剰電力料金は、30分ごとの負荷変動対応余剰電力量に(イ)の負荷変動対応余剰電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。~~

~~(ハ) 負荷変動対応余剰電力料金単価~~

~~負荷変動対応余剰電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分~~

~~ごとに設定するものといたします。~~

~~(11) 給電指令時補給電力~~

~~イ 適用範囲~~

~~37（給電指令の実施等）(4)および(18)により補給される電気を使用されているときに適用いたします。~~

~~ロ 給電指令時補給電力料金~~

~~給電指令時補給電力料金は、ハに定める30分ごとの給電指令時補給電力量にニの給電指令時補給電力料金単価を適用してえられる金額のその1月の合計といたします。~~

~~ハ 給電指令時補給電力量~~

~~給電指令時補給電力量は、給電指令の間、(14)ハにより30分ごとに算定された値といたします。~~

~~ニ 給電指令時補給電力料金単価~~

~~給電指令時補給電力料金単価は、託送供給等約款料金算定省令第26条にもとづきインバランス料金として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。~~

~~(12) 料金の算定期間~~

~~負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給を開始し、または接続供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅~~

~~日の前日までの期間（ただし、特別の事情がある場合は、契約が  
消滅した日の属する月の1日から消滅日までの期間といたしま  
す。）といたします。~~

~~(13) 計量~~

~~イ 当社は、次の場合を除き、接続受電電力量は、原則として、  
受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同  
位の電圧で、30分単位で計量いたします。~~

~~(イ) 受電地点が会社間連系点の場合で、当該接続供給に係る  
電力量を区分して計量できないときには、(17)口で定めた  
その30分の受電地点における通告電力量（通告変更が行な  
われた場合は変更後の値といたします。）を受電地点で計量  
された電力量とみなします。~~

~~(ロ) 受電地点において他の接続供給契約、発電量調整供給契  
約等と同一計量する場合は、30分ごとに、受電地点において  
計量された電力量を(17)によりあらかじめ定められたその  
30分に対する電力量の計画値および仕訳に係る順位にもと  
づいて仕訳いたします。この場合、(14)の電力および電力量  
の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量  
とみなします。~~

~~(ハ) 受電地点において託送供給に供する電気の供給を受ける  
場合で、あらかじめその量が確定しているときのその受電  
地点で計量された電力量は、当該供給分を加えたものとい  
たします。~~

~~ロ 接続受電電力量は、28（計量）またはイにかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、接続受電電力量は、計量された接続受電電力量を、受電電圧と同位にするために原則としてパーセントの計量損失率によって修正したものといたします。~~

~~(14) 電力および電力量の算定~~

~~接続受電電力および接続受電電力量は、29（電力および電力量の算定）(5)および(6)にかかわらず、次のイおよびロにより算定いたします。また、この場合の負荷変動対応補給電力量および負荷変動対応余剰電力量は、次のハおよびニにより算定いたします。~~

~~イ 接続受電電力~~

~~接続受電電力は、接続供給の場合で、受電地点で計量された電力量の値を2倍した値とし、受電地点ごとに、30分ごとに、算定いたします。~~

~~ロ 接続受電電力量~~

~~接続受電電力量は、30分ごとに、受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合はその合計といたします。）といたします。~~

~~ハ 負荷変動対応補給電力量~~

~~負荷変動対応補給電力量は、負荷追従運転時において、30分ごとの接続受電電力量がその30分における接続対象電力量を下回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値と~~

~~いたします。ただし、負荷変動対応補給電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であつて別途当社と調整に関する契約を締結する設備の使用に係る調整を行なった場合は、20（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるその30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。~~

~~負荷変動対応補給電力量~~

~~＝接続対象電力量－接続受電電力量~~

~~二 負荷変動対応余剰電力量~~

~~負荷変動対応余剰電力量は、負荷追従運転時において、30分ごとの接続受電電力量がその30分における接続対象電力量を上回る場合に、30分ごとに、次の式により算定された値といたします。ただし、負荷変動対応余剰電力量の算定上、当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であつて別途当社と調整に関する契約を締結する設備の使用に係る調整を行なった場合は、20（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、当該供給地点で計量された30分ごとの電力量に当社が行なった電気の使用に係る調整にもとづきその30分ごとに算定された値を加えた値を、当該供給地点におけるそ~~

~~の30分ごとの接続供給電力量とみなし、接続対象電力量を算定いたします。~~

~~負荷変動対応余剰電力量~~

~~＝接続受電電力量－接続対象電力量~~

~~(15) 料金の算定~~

~~負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金は、接続供給を開始し、または接続供給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。~~

~~(16) 支払義務の発生および支払期日~~

~~イ 負荷変動対応補給電力料金および負荷変動対応余剰電力料金の支払義務は、料金の算定期間の翌々月1日に発生いたします。ただし、26（検針日）(5)の場合で、料金の算定期間の翌々月1日以降に実際に検針を行なった場合、または29（電力および電力量の算定）(26)の場合で、料金の算定期間の翌々月1日以降に電力量を協議によって定めた場合は、その日といたします。~~

~~ロ イの料金のうち負荷変動対応補給電力料金は、32（支払義務の発生および支払期日）(9)イからへまでのいずれかに該当する場合または(26)により解約となった場合を除き、支払期日までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の支払期日は翌営業日といたします。~~

~~ハ 契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イから  
までのいずれかに該当する場合または(26)により解約とな  
った場合の支払期日は、次のとおり取り扱います。~~

~~(イ) 契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イから  
までのいずれかに該当することとなった日または(26)に  
より解約となった日までに支払義務が発生した料金で、か  
つ、当社への支払いがなされていない料金（支払期日を  
超過していない料金に限ります。）については、契約者が32（支  
払義務の発生および支払期日）(3)イからまでのいずれか  
に該当することとなった日または(26)により解約となっ  
た日を支払期日といたします。ただし、契約者が32（支払義務  
の発生および支払期日）(3)イからまでのいずれかに該当  
することとなった日または(26)により解約となった日が支  
払義務発生日から7日を経過していない場合には、支払義  
務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたしま  
す。~~

~~(ロ) 契約者が32（支払義務の発生および支払期日）(3)イから  
までのいずれかに該当することとなった日または(26)に  
より解約となった日の翌日以降に支払義務が発生する料金  
については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を  
支払期日といたします。~~

~~ニ 当社は、イの料金のうち負荷変動対応余剰電力料金を、支  
払期日までにお支払いいたします。ただし、支払義務発生日~~

~~の翌日から起算して30日目の日が金融機関の休業日の場合の  
支払期日は翌営業日といたします。~~

~~(17) 託送供給の実施~~

~~託送供給の実施における接続供給は、36 (託送供給等の実施)~~

~~(1)にかかわらず、次によります。~~

~~イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量（受電  
地点が複数ある場合はその合計といたします。）と、接続対象  
電力量が30分ごとに一致するようにしていただきます。~~

~~ロ 契約者は、接続供給の実施に先立ち、発電計画、需給計画お  
よび連系線等利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限  
ります。）を当社所定の様式により電力広域的運営推進機関  
を通じて当社に通知していただきます。この場合、当社は、契  
約者が通知した発電計画、需給計画または連系線等利用計画  
が不相当と認められる場合には、すみやかに適正なものに修  
正していただきます。~~

~~ハ 契約者は、振替供給契約によらず、受給契約等にもとづき  
連系線の利用を希望する場合には、電力受給の実施に先立ち、  
連系線等利用計画を当社所定の様式により電力広域的運営推  
進機関を通じて当社に提出していただきます。この場合、当  
社は、契約者が通知した連系線等利用計画が不相当と認めら  
れる場合には、すみやかに適正なものに修正していただきま  
す。~~

~~ニ 原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は~~

~~(35)、需給計画の通知の期限および通知の内容は(33)、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は(34)のとおりといたします。~~

~~ホ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じて二に定める内容以外の計画を求めた場合は、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。~~

~~ハ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、発電量調整供給契約等と同一計量する場合は、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を電力広域的運営推進機関を通じて当社に通知していただきます。~~

~~ト 契約者がロもしくはホで通知した計画またはヘで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに、原則として電力広域的運営推進機関を通じて、当社に通知していただきます。~~

~~なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所または発電契約者について、(35)に定める当日計画を変更するときに限り、発電者を通じて、(34)に定める当日計画を変更するときに限り、発電契約者または発電者を通じて、それぞれこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者、発電契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。~~

~~手 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画の調整を行なうことがあります。~~

~~リ 当社は、系統運用上の制約その他によって、低圧で受電または供給する場合を除き、契約者、発電者または需要者に給電指令を行なうことがあります。この場合、契約者、発電者および需要者は当社の給電指令にしたがっていただきます。~~

~~なお、当社は、37（給電指令の実施等）、74（保安等に対する発電者および需要者の協力）(4)および(18)に定める事項その他系統運用上必要な事項について、発電者および需要者と別途申合書を作成いたします。~~

~~(18) 給電指令の実施等~~

~~イ 当社は、接続供給において、37（給電指令の実施等）(2)イ、ロまたはホの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、供給地点における電気の供給に系統運用上の制約がある場合を除き、当該発電の制限または中止の解除までの間、これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。~~

~~ロ 当社は、接続供給において、37（給電指令の実施等）(2)ハの場合で、給電指令等により、原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前以降に発電者の発電を制限し、または中止したときは、当該発電の制限または中止の解除までの間、~~

~~これにより生じた小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気を供給いたします。~~

~~(19) 適正契約の保持等~~

~~当社は、接続受電電力が契約受電電力をこえる場合には、その契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。~~

~~(20) 託送供給の停止~~

~~接続受電電力が契約受電電力をこえ、かつ、当社が契約者にその改善を求めた場合で、38（適正契約の保持等）および(19)に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけないときには、当社は、当該託送供給を停止することがあります。~~

~~(21) 託送供給の停止の解除~~

~~(20)によって託送供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに当該託送供給を再開いたします。~~

~~(22) 託送供給の停止期間中の料金~~

~~(20)によって接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。~~

~~(23) 損害賠償の免責~~

~~(20)によって託送供給を停止した場合または(26)によって接~~

~~続供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電契約者、  
発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いま  
せん。~~

~~(24) 契約の変更~~

~~契約者が特定契約を締結している場合で、発電者が特定契約  
を締結する電気事業者の変更を希望され、当該発電者に係る接  
続供給契約を変更するときは、当社は、49（契約の変更）(3)に  
準じて契約を変更していただくことがあります。~~

~~(25) 供給開始後の契約の消滅または変更にともなう工事費の精算~~

~~イ 次の場合には、当社は、接続供給契約の消滅または変更の  
日に工事費を契約者に精算していただきます。~~

~~なお、この場合は、受電地点ごとに精算するものといたし  
ます。~~

~~(イ) 契約者が契約受電電力を新たに設定し、または増加され  
た後1年に満たないでこれを消滅させる場合は、新たに施  
設した当社の供給設備の工事費にその設備を撤去する場合  
の諸工費を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額  
を差し引いた金額と、既に申し受けた工事費負担金との差  
額（以下「精算工事費」といいます。）を申し受けます。~~

~~(ロ) 契約者が契約受電電力を新たに設定し、または増加され  
た後1年に満たないでこれを減少しようとされる場合は、  
当社の供給設備のうち契約受電電力の減少に見合う部分に  
ついて、精算工事費を申し受けます。~~

~~ロ 発電者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、1年以上利用される契約受電電力等に見合う部分については、イにかかわらず精算いたしません。~~

~~なお、接続供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日にイに準じて精算を行いません。~~

~~ハ 非常変災等やむをえない理由による場合は、イにかかわらず精算いたしません。~~

#### ~~(26) 解約等~~

~~当社は、契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者にその改善を求めた場合で、38（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への修正に応じていただけないときには、接続供給契約を解約することがあります。~~

~~なお、この場合には、その旨を文書により契約者にお知らせいたします。~~

~~イ 頻繁に接続受電電力量と接続対象電力量との間に著しい差が生じるとき~~

~~ロ 接続受電電力が契約受電電力をこえる場合~~

#### ~~(27) 受電地点および施設~~

~~受電地点および施設は55（受電地点、供給地点および施設）~~

~~(1)にかかわらず、次によります。~~

~~イ 電気の受電地点は、当社の供給設備と発電者の電気設備と~~

~~の接続点といたします。ただし、発電者の電気設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は、会社間連系点といたします。~~

~~ロ 受電地点は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所内の地点とし、当社の供給設備から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、55（受電地点、供給地点および施設）(1)ロ(i)、(ii)、(iii)、(iv)または(v)の場合には、契約者と当社との協議により、発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。~~

~~(28) 計量器等の取付け~~

~~計量器等の取付けは61（計量器等の取付け）(1)または(6)にかかわらず、次によります。~~

~~イ 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）については、以下のとおりといたします。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社が発電者または需要者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。~~

~~(i) 接続供給電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、接続送電サービス契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負~~

~~担で取り付けます。ただし、契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等とくに多額の費用を要する場合については、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。~~

~~(n) 接続受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置は、原則として、契約受電電力に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社で取り付けます。この場合、当社は66（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を契約者から申し受けます。~~

~~ロ 法令により受電電力量の計量に必要な計量器およびその付属装置を取り替える場合には、当社は、低圧で受電するときを除き、実費を契約者から申し受けます。~~

#### ~~(20) 受電地点への供給設備の工事費負担金~~

~~受電地点への供給設備の工事費負担金は65（受電地点への供給設備の工事費負担金）にかかわらず、次によります。~~

#### ~~イ 受電側接続設備の工事費負担金~~

~~(i) 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない新たに受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を施設するときには、当社は、標準設計工事費を工事費負担金として契約者から申し受けます。~~

~~(ii) VIII（工事費の負担）の各項において、受電側接続設備とは、当社が高圧または特別高圧で受電する場合において、~~

~~受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であつて、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止等を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る電線および引込線をいいます。また、Ⅷ（工事費の負担）の各項において、受電地点とは会社間連系点以外の受電地点をいい、開閉所は、変電所とみなします。~~

~~ロ 受電地点への特別供給設備の工事費負担金~~

~~(イ) 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。~~

~~a 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で当社が受電地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額~~

~~なお、この場合も、イの工事費負担金を申し受けます。~~

~~b 63（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額~~

~~なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設~~

~~備は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~

~~e 受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）を施設する場合は、(a)および(b)の金額~~

~~(a) 当該供給設備の工事費のうち、指針にもとづき算定した金額~~

~~ただし、平成27年11月5日以前に、この託送供給等約款実施の際現に適用されている旧託送供給約款等にもとづき、旧託送供給約款等における契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加する申込みを行なわれた場合は、旧託送供給約款等にもとづき算定した金額といたします。~~

~~(b) 発電設備からの出力により、当社配電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、(a)にかかわらず、次の金額~~

新増加契約受電電力1キロワットにつき	2,052円00銭
--------------------	-----------

~~(r) 受電地点において21（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金~~

~~として契約者から申し受けます。~~

~~なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、受電側接続設備に該当する供給設備といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、63（専用供給設備）(2)によるものといたします。~~

~~ハ 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金~~

~~(イ) 契約者が契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで、契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は、60（引込線の接続）、61（計量器等の取付け）または62（通信設備等の施設）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。~~

~~(ロ) 42（託送供給等にとりなう協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。~~

~~ニ 契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合もしくは受電地点への供給設備を変更する場合で、低圧で受電するとき（受電の用に供することを主たる目的とするときに限ります。）は、ロ(イ) a、b およびハにかかわらず、その受電の用に供することによって必要となる工事費（ロ(イ) cにより申し受ける金額を除きます。）を工事費負担金として契約者から申し受けます。~~

~~ホ 工事費の算定~~

~~イ、ロ、ハおよびニの場合の工事費は、次により算定いたします。~~

~~(イ) 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、標準設計工事費といたします。~~

~~α 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、補償費および建設分担関連費を含みます。）の合計額といたします。~~

~~なお、撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。~~

~~β 材料費は払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。~~

~~ε 土地費は、工事費に含みません。ただし、架空受電側接続設備の経過地に当社が地役権を設定する場合は、その設定にともなう費用（地役権の登記に要する費用を除きます。）の50パーセントに相当する金額を工事費に含みます。~~

~~δ 架空受電側接続設備の経過地に建造物を構築しない等架空受電側接続設備に支障を及ぼさないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パー~~

~~セントに相当する金額を工事費に含みます。~~

~~e 残地補償費は、補償費と明らかに区分されている場合に限り、工事費に含みます。~~

~~f 建設分担関連費は、電気事業会計規則等に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り、工事費に含みます。~~

~~(n) 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(i)に準じて算定いたします。~~

~~(v) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。~~

~~a 鉄塔を利用して電気を受電する場合~~

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

~~b 管路等を利用して電気を受電する場合~~

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

~~(r) 当社が特別高圧で受電する電気について、使用開始後3年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。~~

~~(#) ロ(イ) e の場合、使用開始後3年以内の供給設備を利用するときは、新たに利用される部分を新たに施設される受電側接続設備以外の供給設備（高圧および特別高圧の供給設備に限ります。また、専用供給設備を除きます。）とみなします。~~

~~(v) 低圧または高圧で受電する場合で、工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(イ)または(ロ)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。~~

~~△ 受電地点への供給設備の工事費負担金は、次の場合を除き、受電地点ごとに、接続供給契約ごとに算定いたします。~~

~~(イ) 契約者が、1発電場所において、2以上の接続供給契約を契約される場合の工事費負担金は、当該2以上の契約を1の契約とみなして算定いたします。この場合、工事費負担金の算定上、当該2以上の契約により同時に受電する最大電力を契約受電電力とみなします。~~

~~(ロ) 2以上の契約者が受電側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。~~

~~α 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の契約者のうち1の契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の契約者による1申込みとみなして算定いたします。~~

~~6 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、契約者ごとに算定いたします。この場合、契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分したものとまたは電力広域的運営推進機関業務規程に定める電源接続案件募集プロセスにおける入札等によって算定された金額といたします。~~

~~(30) 受電用計量器等の工事費負担金~~

~~66 (受電用計量器等の工事費負担金)にかかわらず、契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を変更される場合等で、これにともない新たに受電地点における電力量の計量に必要な計量器、その付属装置および区分装置を取り付けるときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。ただし、低圧で受電する場合で、受電の用に供することを主たる目的とするときには、その受電の用に供することによって必要となる工事費を工事費負担金として契約者から申し受けます。~~

~~(31) 供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け~~

~~70 (供給開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け)にかかわらず、供給設備の一部または全部を施設した後、契約者、発電者または需要者の都合によって託送供給の開始に至らないで接続供給契約を廃止または変更される場合等は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けま~~

~~す。ただし、契約者との間で電源接続案件募集プロセスにもと  
づき入札保証金および工事費負担金補償金等を定める場合は、  
供給設備の工事を行なう前であっても、原則としてその金額を  
契約者から申し受けます。~~

~~なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっ  
ても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を契約者から  
申し受けます。~~

~~(32) 電力量の協定~~

~~接続受電電力量を協議によって定める場合の基準は、原則と  
して別表7（電力量の協定）(2)および(3)に準ずるものといた  
します。~~

~~(33) 需給計画~~

~~需給計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりとい  
たします。~~

対象期間	年間計画 (第1年 度、 第2年 度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時	30分毎の 実需給の 開始時刻 の1時間

通知の内容					前
	需要想定値	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値	日ごとの接続対象電力の最大値および最小値	30分ごとの接続対象電力量
	需要想定値に対する供給力	供給力調達分の計画値合計			＝
<p><del>(注1) 需給計画は、当社所定の様式により提出していただきます。</del></p> <p><del>(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。</del></p> <p><del>(34) 連系線等利用計画</del></p> <p><del>連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。</del></p>					

	対象期間		長期 計画 <del>(第3年 度から 第10年 度)</del>	年間 計画 <del>(第1 年度、 第2年 度)</del>	月間 計画 <del>(翌 月、 翌々 月)</del>	週間 計画 <del>(翌 週、 翌々 週)</del>	翌日 計画	当日 計画
	通知の 期限	調整用	毎年 1月 15日 <del>午後5時</del>	毎年 12月 20日 <del>午後5時</del>	毎月 5日 <del>午後5時</del>	—	—	—
		空容量 算定用	毎年 3月10日 <del>午後5時</del>	毎年 3月1日 <del>午後5時</del>	毎月 15日 <del>午後5時</del>	毎週 火曜日 <del>午後5時</del>	毎日 午前 12時	原則と して30 分ごと の実需 給の開 始時刻 の1時 開前
通知の 内容	振替 供給 の場合	各年度各月の各週の30分ごとの振替受電電 の振替平日お平日お力量(中継振替の場合に 受電電よび休よび休限ります。)および30分 力(中継日の昼日の昼ごとの振替供給電力量 振替の間帯,夜間帯,夜						

				<del>場合に限りず。）の最大値</del>	<del>間帯の振替受電電力（中継および振替供給の最大値）</del>	<del>間帯の振替受電電力（中継および振替供給の最大値）</del>	
		<del>会社間 連系点 を受電 地点と する 接続供 給の場 合</del>	<del>各年度の 接続受電 電力の最 大値</del>	<del>各月の 平日お よび休 日の最 大値</del>	<del>各週の 平日お よび休 日の最 大値</del>	<del>30分ご との接 続受電 電力</del>	

			値	値	
--	--	--	---	---	--

~~(注1) 連系線等利用計画は、当社所定の様式により提出していただきます。~~

~~(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。~~

~~(注3) 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間帯とは昼間帯以外の時間をいいます。~~

~~(35) 発電計画~~

~~発電計画の通知の期限および通知の内容は、別表10（発電計画・調達計画・販売計画）にかかわらず、次のとおりといたします。~~

対象期間	<del>年間計画 (第1年度、 第2年度)</del>	<del>月間計画 (翌月、 翌々月)</del>	<del>週間計画 (翌週、 翌々週)</del>	<del>翌日計画</del>	<del>当日計画</del>
	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1

									時間前
通知の内容	発電場所別発電計画	各月の平日および休日の接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値	日ごとの接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値	30分ごとの接続受電電力または振替受電電力の最大値および最小値				
	発電設備の停止計画	作業の開始日時, 作業の終了日時, 停止内容, その他必要な項目		-	-				
		-	-	計画外作業	計画作業の変更分				
<p><del>(注1) 発電計画は、当社所定の様式により提出していただきます。</del></p> <p><del>(注2) 年度とは、1月1日から翌年の3月31日までの期間といた</del></p>									

~~します。~~

~~(36) 発電場所および需要場所についての特別措置~~

~~特例区域等の契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、65（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1)、(2)もしくは(4)、附則4（発電場所および需要場所についての特別措置）(2)イまたは(29)イ、ロもしくはニにかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。~~

~~なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、(29)ロの場合に準ずるものといたします。~~

~~(37) 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置~~

~~附則5（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者から申出がある場合は、料金および必要となるその他の供給条件は附則5（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置）に準ずるものといたします。~~

~~(38) 負荷変動対応補給電力料金単価等についての特別措置~~

~~イ 負荷変動対応補給電力料金単価等~~

~~離島における負荷変動対応補給電力料金単価または給電指令時補給電力料金単価については、(10)ロ(イ)または(11)ニに~~

~~かかわらず、次のとおりといたします。~~

<del>1キロワット時につき</del>	<del>47円26銭</del>
-----------------------	-------------------

~~ロ 負荷変動対応余剰電力料金単価~~

~~離島における負荷変動対応余剰電力料金単価については、(10)ハ(イ)にかかわらず、次のとおりといたします。~~

<del>1キロワット時につき</del>	<del>18円25銭</del>
-----------------------	-------------------

~~(39) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置~~

~~接続供給の場合で、当該接続供給に係る接続受電電力量を記録型計量器以外の計量器で計量するときの30分ごとの接続受電電力量は、当分の間、契約者と当社との協議によって定めます。~~

~~(40) 損害賠償の免責についての特別措置〔再生可能エネルギー発電設備〕~~

~~発電者が再生可能エネルギー特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、37（給電指令の実施等）によって発電者の発電を制限し、または中止したことにより、発電者が損害（再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トにおいて特定供給者が補償を求めるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、47（損害賠償の免責）(1)にかかわらず、契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号トに定める額を限度として、補償するものといたします。~~

## 12 みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

この約款実施の際現に改正前の電気事業法附則第4条第2項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が、特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち、この約款によりがたい事項については、みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

### 別 表

## 2 近接性評価地域および近接性評価割引額の算定

### (1) 近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都または 県	対象となる市区町村
東京都	東京都23区（品川区を除く）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立

~~なお、当社は、同一の原因により契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。~~

### ~~(41) その他~~

~~その他の事項については、本則および附則（この特別措置を除きます。）に準ずるものといたします。~~

## 13 みなし登録特定送配電事業者についての特別措置

電気事業法附則第4条第2項に規定されるみなし登録特定送配電事業者が、特定送配電事業の用に供するための託送供給を行なう場合の料金および必要となるその他の供給条件のうち、この約款によりがたい事項については、みなし登録特定送配電事業者と当社との協議によって定めます。

### 別 表

## 2 近接性評価地域および近接性評価割引額の算定

### (1) 近接性評価地域

次の地域を近接性評価地域といたします。

都または 県	対象となる市区町村
東京都	東京都23区（品川区を除く）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立

	市，福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，西東京市，瑞穂町
栃木県	宇都宮市，小山市，真岡市，野木町
群馬県	伊勢崎市，太田市，館林市，玉村町，明和町，千代田町，大泉町，邑楽町
茨城県	土浦市，古河市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，守谷市，大洗町，五霞町
埼玉県	さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，行田市，所沢市，東松山市，春日部市，狭山市，羽生市，鴻巣市，深谷市，上尾市，草加市，越谷市，蕨市，戸田市，入間市，朝霞市，志木市，和光市，新座市，桶川市，久喜市，北本市，八潮市，富士見市，三郷市，蓮田市，坂戸市，幸手市，鶴ヶ島市，日高市，吉川市，ふじみ野市，白岡市，伊奈町，三芳町，上里町，宮代町，杉戸町，松伏町
千葉県	千葉市（中央区，若葉区を除く），市川市，船橋市，松戸市，野田市，茂原市，佐倉市，習志野市，柏市，流山市，八千代市，我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，四街道市，白井市
神奈川県	横浜市（鶴見区，中区，磯子区を除く），川崎市（川崎区を除く），相模原市（緑区を除く），横須賀市，平塚市，鎌倉市，藤沢市，小田原市，茅ヶ崎市，逗子市，

	市，福生市，狛江市，東大和市，清瀬市，東久留米市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，西東京市，瑞穂町
栃木県	宇都宮市，小山市，真岡市，野木町
群馬県	伊勢崎市，太田市，館林市，玉村町，明和町，千代田町，大泉町，邑楽町
茨城県	土浦市，古河市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，守谷市，大洗町，五霞町
埼玉県	さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，行田市，所沢市，東松山市，春日部市，狭山市，羽生市，鴻巣市，深谷市，上尾市，草加市，越谷市，蕨市，戸田市，入間市，朝霞市，志木市，和光市，新座市，桶川市，久喜市，北本市，八潮市，富士見市，三郷市，蓮田市，坂戸市，幸手市，鶴ヶ島市，日高市，吉川市，ふじみ野市，白岡市，伊奈町，三芳町，上里町，宮代町，杉戸町，松伏町
千葉県	千葉市（中央区，若葉区を除く），市川市，船橋市，松戸市，野田市，茂原市，佐倉市，習志野市，柏市，流山市，八千代市，我孫子市，鎌ヶ谷市，浦安市，四街道市，白井市
神奈川県	横浜市（鶴見区，中区，磯子区を除く），川崎市（川崎区を除く），相模原市（緑区を除く），横須賀市，平塚市，鎌倉市，藤沢市，小田原市，茅ヶ崎市，逗子市，

	秦野市, 厚木市, 大和市, 伊勢原市, 海老名市, 座間市, 南足柄市, 綾瀬市, 寒川町, 二宮町, 中井町, 開成町, 愛川町
山梨県	中央市, 昭和町, 忍野村
静岡県	沼津市, 三島市, 富士市, 清水町, 長泉町

なお, 平成 28 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で, 次の地域(以下「旧近接性評価地域」といいます。)に立地し, かつ, 受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以上の発電場所については, 当分の間, 近接性評価対象地域に含めるものといたします。

都または県	対象となる市区町村
東京都	品川区, 青梅市, あきる野市, 日の出町, 檜原村, 奥多摩町, 大島町, 利島村, 新島村, 神津島村, 三宅村, 御蔵島村, 八丈町, 青ヶ島村, 小笠原村
埼玉県	秩父市, 飯能市, 加須市, 本庄市, 毛呂山町, 越生町, 滑川町, 嵐山町, 小川町, 川島町, 吉見町, 鳩山町, ときがわ町, 横瀬町, 皆野町, 長瀨町, 小鹿野町, 東秩父村, 美里町, 神川町, 寄居町
神奈川県	横浜市鶴見区, 横浜市中区, 横浜市磯子区, 川崎市川崎区, 相模原市緑区, 三浦市, 葉山町, 大磯町, 大井町, 松田町, 山北町, 箱根町, 真鶴町, 湯河原町, 清

	秦野市, 厚木市, 大和市, 伊勢原市, 海老名市, 座間市, 南足柄市, 綾瀬市, 寒川町, 二宮町, 中井町, 開成町, 愛川町
山梨県	中央市, 昭和町, 忍野村
静岡県	沼津市, 三島市, 富士市, 清水町, 長泉町

なお, 平成 28 年 3 月 31 日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で, 次の地域(以下「旧近接性評価地域」といいます。)に立地し, かつ, 受電電圧が標準電圧 6,000 ボルト以上の発電場所については, 当分の間, 近接性評価対象地域に含めるものといたします。

都または県	対象となる市区町村
東京都	品川区, 青梅市, あきる野市, 日の出町, 檜原村, 奥多摩町, 大島町, 利島村, 新島村, 神津島村, 三宅村, 御蔵島村, 八丈町, 青ヶ島村, 小笠原村
埼玉県	秩父市, 飯能市, 加須市, 本庄市, 毛呂山町, 越生町, 滑川町, 嵐山町, 小川町, 川島町, 吉見町, 鳩山町, ときがわ町, 横瀬町, 皆野町, 長瀨町, 小鹿野町, 東秩父村, 美里町, 神川町, 寄居町
神奈川県	横浜市鶴見区, 横浜市中区, 横浜市磯子区, 川崎市川崎区, 相模原市緑区, 三浦市, 葉山町, 大磯町, 大井町, 松田町, 山北町, 箱根町, 真鶴町, 湯河原町, 清

	川村
山梨県	甲府市, 富士吉田市, 都留市, 山梨市, 大月市, 韮崎市, 南アルプス市, 北杜市, 甲斐市, 笛吹市, 上野原市, 甲州市, 市川三郷町, 早川町, 身延町, 南部町, 富士川町, 道志村, 西桂町, 山中湖村, 鳴沢村, 富士河口湖町, 小菅村, 丹波山村
静岡県	熱海市, 富士宮市, 伊東市, 御殿場市, 下田市, 裾野市, 伊豆市, 伊豆の国市, 東伊豆町, 河津町, 南伊豆町, 松崎町, 西伊豆町, 函南町, 小山町

また、近接性評価地域および近接性評価割引単価については、原則として、この約款実施から4年後に見直しを行なうものいたします。ただし、新たな発電設備の連系等明らかに系統の潮流の変化が生じるなど、4年を経過せずに見直しを行なう合理的な理由がある場合には、4年を経過せずに見直しを行なうことがあります。

(2) 近接性評価割引額の算定

イ 近接性評価割引単価

近接性評価割引単価は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

1 キロワット時に	受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	68銭
-----------	------------------------	-----

	川村
山梨県	甲府市, 富士吉田市, 都留市, 山梨市, 大月市, 韮崎市, 南アルプス市, 北杜市, 甲斐市, 笛吹市, 上野原市, 甲州市, 市川三郷町, 早川町, 身延町, 南部町, 富士川町, 道志村, 西桂町, 山中湖村, 鳴沢村, 富士河口湖町, 小菅村, 丹波山村
静岡県	熱海市, 富士宮市, 伊東市, 御殿場市, 下田市, 裾野市, 伊豆市, 伊豆の国市, 東伊豆町, 河津町, 南伊豆町, 松崎町, 西伊豆町, 函南町, 小山町

また、近接性評価地域および近接性評価割引単価については、原則として、この約款実施から~~5~~年後に見直しを行なうものいたします。ただし、新たな発電設備の連系等明らかに系統の潮流の変化が生じるなど、~~5~~年を経過せずに見直しを行なう合理的な理由がある場合には、~~5~~年を経過せずに見直しを行なうことがあります。

(2) 近接性評価割引額の算定

イ 近接性評価割引単価

近接性評価割引単価は、受電電圧に応じて、次のとおりといたします。

1 キロワット時に	受電電圧が標準電圧6,000ボルト以下の場合	68銭
-----------	------------------------	-----

つき	受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	40銭
	受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	21銭

ただし、平成28年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で、旧近接性評価地域に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所に係る近接性評価割引単価は、受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合の単価を適用いたします。

ロ 近接性評価割引電力量

(イ) 近接性評価割引電力量は、次のaおよびbにもとづき算定した発電バランスンググループごとの電力量を30分ごとに合計したものとし、近接性評価割引単価の区分ごとに算定いたします。

a 発電バランスンググループごとの電力量は、30分ごとに次の算式により算定いたします。

つき	受電電圧が標準電圧6,000ボルトをこえ140,000ボルト以下の場合	40銭
	受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合	21銭

ただし、平成28年3月31日までに接続供給に係る電気を発電する発電場所で、旧近接性評価地域に立地し、かつ、受電電圧が標準電圧6,000ボルト以上の発電場所に係る近接性評価割引単価は、受電電圧が標準電圧140,000ボルトをこえる場合の単価を適用いたします。

ロ 近接性評価割引電力量

(イ) 近接性評価割引電力量は、次のaおよびbにもとづき算定した発電バランスンググループごとの電力量を30分ごとに合計したものとし、近接性評価割引単価の区分ごとに算定いたします。

a 発電バランスンググループごとの電力量は、30分ごとに次の算式により算定いたします。

当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量

当該発電バラnsingグループに係る発電契約者から調達する電力量の計画値  
×  
当該発電バラnsingグループに係る発電契約者が販売する電力量の計画値の合計値

b 発電バラnsingグループの発電量調整受電電力量が、当該発電バラnsingグループの発電量調整受電計画電力量を上回る場合、当該発電バラnsingグループに係る a の電力量の算定上、その30分の当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量は、次の算式により算定された値といたします。

当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量の実績値

当該発電バラnsingグループの発電量調整受電計画電力量  
×  
当該発電バラnsingグループの発電量調整受電電力量

(ロ) 契約者が調達する電力量が接続対象計画電力量を上回る

当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量

当該発電バラnsingグループに係る発電契約者から調達する電力量の計画値  
×  
当該発電バラnsingグループに係る発電契約者が販売する電力量の計画値の合計値

b 発電バラnsingグループの発電量調整受電電力量が、当該発電バラnsingグループの発電量調整受電計画電力量を上回る場合、当該発電バラnsingグループに係る a の電力量の算定上、その30分の当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量は、次の算式により算定された値といたします。

当社が近接性評価対象発電設備から受電した近接性評価割引単価の区分ごとの電力量の実績値

当該発電バラnsingグループの発電量調整受電計画電力量  
×  
当該発電バラnsingグループの発電量調整受電電力量

(ロ) 契約者が調達する電力量が接続対象計画電力量を上回る

場合、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(イ)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{(イ)によって近接性} \\ \text{評価割引電力量とし} \\ \text{て算定された値} \end{array} \times \frac{\text{接続対象計画電力量}}{\text{契約者が調達する電力量}}$$

(ハ) 接続対象電力量が接続対象計画電力量を下回る場合は、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(イ)および(ロ)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{(イ)および(ロ)によっ} \\ \text{て近接性評価割引電} \\ \text{力量として算定され} \\ \text{た値} \end{array} \times \frac{\text{接続対象電力量}}{\text{接続対象計画電力量}}$$

#### ハ 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、近接性評価割引単価の区分ごとに30分ごとの近接性評価割引電力量のその1月（毎月1日から当該月の末日までといたします。）の合計値に(2)イに定める単価を適用して算定された金額の合計といたします。

### 5 平均力率の算定

場合、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(イ)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{(イ)によって近接性} \\ \text{評価割引電力量とし} \\ \text{て算定された値} \end{array} \times \frac{\text{接続対象計画電力量}}{\text{契約者が調達する電力量}}$$

(ハ) 接続対象電力量が接続対象計画電力量を下回る場合は、その30分の近接性評価割引単価の区分ごとの近接性評価割引電力量は、(イ)および(ロ)にかかわらず、次の算式により算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{(イ)および(ロ)によっ} \\ \text{て近接性評価割引電} \\ \text{力量として算定され} \\ \text{た値} \end{array} \times \frac{\text{接続対象電力量}}{\text{接続対象計画電力量}}$$

#### ハ 近接性評価割引額

近接性評価割引額は、近接性評価割引単価の区分ごとに30分ごとの近接性評価割引電力量のその1月（毎月1日から当該月の末日までといたします。）の合計値に(2)イに定める単価を適用して算定された金額の合計といたします。

### 5 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。  
ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、29 (計量) に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、29 (計量) にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

## 7 発電量調整受電計画電力量、接続対象計画電力量および需要抑制量

### 調整受電計画電力量に関する取扱い

#### (1) 発電量調整受電計画電力量の取扱い

発電量調整受電計画電力量は、原則として、別表 11 (発電計画・調達計画・販売計画) に定める当日計画の通知の期限における発電計画といたします。

ただし、発電契約者が通知した販売計画または調達計画が不

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。  
ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2) 有効電力量および無効電力量の計量については、~~29~~ (計量) に準ずるものといたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、~~29~~ (計量) にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧および供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、受電電圧および供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

適当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（約定がない場合は零とみなします。）

ロ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、連系線を利用した販売分または調達分が連系線利用計画と一致しない場合

連系線利用計画の値（連系線利用計画が通知されなかった場合には零とみなします。）

ハ 発電契約者が通知した販売計画または調達計画のうち、イおよびロ以外の分が取引相手の対応する計画と一致しない場合

発電契約者の販売計画または調達計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

なお、当日計画の通知の期限において発電契約者が通知した発電計画と調達計画の合計値が販売計画と一致しない場合、販売計画から調達計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における発電計画とみなします（以下「みなし発電計画」といいます。）。

この場合の発電バランスグループごとの発電計画は、30分ごとに次の算式により得られた値とみなします。

発電バランスグループごとの発電計画

$$\frac{\text{みなし発電計画の値} \times \text{当日計画の通知の期限における発電バランスグループごとの発電計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における発電計画の値}}$$

(2) 接続対象計画電力量の取扱い

接続対象計画電力量は、原則として、別表9（需要計画・調達計画・販売計画）に定める当日計画の通知の期限における需要想定値といたします。

ただし、契約者が通知した調達計画または販売計画が不相当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

イ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（約定がない場合は零とみなします。）

ロ 契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、連系線を利用した販売分または調達分が連系線利用計画と一致しない場合

連系線利用計画の値（連系線利用計画が通知されなかった

場合には零とみなします。)

ハ 契約者が通知した調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画が一致しない場合

契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。)

なお、当日計画の通知の期限において契約者が通知した需要想定値と需要想定値に対する取引計画が一致しない場合、調達計画から販売計画を差し引いた値を当日計画の通知の期限における需要想定値とみなします。

(3) 需要抑制量調整受電計画電力量の取扱い

イ 需要抑制量調整受電計画電力量は、原則として、別表12（需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン）に定める当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

ただし、需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画が不相当と認められる場合には、当該計画は次に定める値とみなします。

(イ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のうち、卸電力取引所への販売分または卸電力取引所からの調達分が卸電力取引所における約定結果と一致しない場合

卸電力取引所における約定結果の値（約定がない場合は零とみなします。)

(ロ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画のう

ち、連系線を利用した販売分または調達分が連系線利用計画と一致しない場合

連系線利用計画の値（連系線利用計画が通知されなかった場合には零とみなします。）

(ハ) 需要抑制契約者が通知した調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画が一致しない場合

需要抑制契約者の調達計画または販売計画と取引相手の対応する計画とのうちいずれか小さい値（取引相手の対応する計画がない場合は零とみなします。）

ロ 需要抑制量調整受電計画差対応補給電力量または需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力量の算定上、次の(イ)または(ロ)に該当する場合は、次に定める値を需要抑制計画とみなします（以下「みなし需要抑制計画」といいます。）。この場合、みなし需要抑制計画が負となるときの30（電力および電力量の算定）(18)イ(ロ)および(ハ)の需要抑制量調整受電計画電力量は、当日計画の通知の期限における需要抑制計画といたします。

なお、需要抑制契約者が複数の需要抑制バランシンググループを設定される場合の需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画は、30分ごとに次の算式により得られた値といたします。

需要抑制バランシンググループごとのみなし需要抑制計画

$$\frac{\text{みなし需要抑制計画の値} \times \text{当日計画の通知の期限における需要抑制バラシンググループごとの需要抑制計画の値}}{\text{当日計画の通知の期限における需要抑制計画の合計値}}$$

(イ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を上回った場合販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値に加えた値

(ロ) 需要抑制契約者が通知した販売計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）が調達計画（イにより変更した場合は変更後の値といたします。）を下回った場合販売計画と調達計画の差を需要抑制計画の合計値から減じた値

## 8 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨

## 7 電力量の協定

電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 定額制供給の場合の接続供給電力量

イ 接続供給電力量の算定式

その1月の接続供給電力量は、接続送電サービスまたは臨

時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、32 (料金の算定) (1) イ, ロ, ハまたはニの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20ワット×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	40ワット×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	60ワット×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	100ワット×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月別使用時間

時接続送電サービスに応じて次により算定いたします。ただし、31 (料金の算定) (1) イ, ロ, ハまたはニの場合は、接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスに応じて次により算定した値を当月の料金の算定期間の日数で除し、協定の対象となる期間（以下「協定期間」といいます。）の日数を乗じた値といたします。

電灯定額接続送電サービス	電灯である契約負荷設備	10ワットまでの1灯につき	10ワット×ロに定める月別使用時間
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20ワット×ロに定める月別使用時間
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	40ワット×ロに定める月別使用時間
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	60ワット×ロに定める月別使用時間
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	100ワット×ロに定める月別使用時間
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	100ワット×ロに定める月別使用時間

	小型機器である契約負荷設備 1 機器につき	20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス		契約灯個数×40キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス		契約電力×200時間

ロ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別 使用 時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別 使用 時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、

	小型機器である契約負荷設備 1 機器につき	20キロワット時
電灯臨時定額接続送電サービス		契約灯個数×40キロワット時
動力臨時定額接続送電サービス		契約電力×200時間

ロ 月別使用時間

月別使用時間は、計算月ごとに下表のとおりといたします。

計算月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別 使用 時間	472	469	401	410	362	342
計算月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別 使用 時間	312	326	348	368	416	435

ただし、閏年となる場合における3月の月別使用時間は、上表にかかわらず、415時間といたします。

(2) 従量制供給の場合の接続供給電力量

イ 過去の接続供給電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定期間または過去の電力量が計量された料金の算定期間に契約電力、

契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間 を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の接続供給電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の接続供給電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の接続供給電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間 を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された接続供給電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された接続供給電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合  
参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、62（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

---

100パーセント+（±誤差率）

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合  
参考のために取り付けた計量器によって計量された接続供給電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、61（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

---

100パーセント+（±誤差率）

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の接続供給電力量を対象として協定いたします。

(イ) 契約者の申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(3) (1)または(2)によって接続供給電力量を定める場合、協定期間の30分ごとの接続供給電力量は、協定期間の接続供給電力量を協定期間における30分ごとの接続供給電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ただし、(2)によって接続供給電力量を定める場合で、協定期間の接続供給電力量を計量器の時間帯区分ごとに定めるときは、協定期間における各時間帯区分ごとの接続供給電力量をそれぞれの時間帯区分の30分ごとの接続供給電力量として均等に

配分してえられる値といたします。

(4) 振替供給電力量および発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。

**9 需要計画・調達計画・販売計画**

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	各月の平日および休日の接続対象電力量の最大値および	各週の平日および休日の接続対象電力量の最大値および	日ごとの接続対象電力量の最大値と予想時刻および最小	30分ごとの接続対象電力量	接続対象電力量

配分してえられる値といたします。

(4) 振替供給電力量および発電量調整受電電力量の協定については、(2)および(3)に準ずるものといたします。

**9 需要計画・調達計画・販売計画**

需要計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度、 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時	30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	各月の平日および休日の接続対象電力量の最大値および	各週の平日および休日の接続対象電力量の最大値および	日ごとの接続対象電力量の最大値と予想時刻および最小	30分ごとの接続対象電力量	接続対象電力量

	最小値	最小値	値と予想時刻	
需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	日ごとの接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値
	供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)			—

(注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提

	最小値	最小値	値と予想時刻	
需要想定値に対する調達計画・販売計画	各月の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	各週の平日および休日の接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	日ごとの接続対象電力の最大値および最小値に対する発電契約者、契約者または需要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値	30分ごとの接続対象電力に対する発電契約者および契約者毎の調達分および販売分の計画値
	供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)			—

(注1) 需要計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提

出させていただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

#### 10 連系線利用計画

#### 11 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前

出させていただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

#### 10 連系線利用計画

#### 10 発電計画・調達計画・販売計画

発電計画・調達計画・販売計画の通知の期限および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時	原則として30分ごとの実需給の開始時刻の1時間前

		発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	日ごとの発電量調整受電電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの発電量調整受電電力量			発電計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値	日ごとの発電量調整受電電力の最大値と予想時刻および最小値と予想時刻	30分ごとの発電量調整受電電力量
通知の内容	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分	日ごとの発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分	30分ごとの発電量調整受電電力量に <u>対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</u>		通知の内容	調達計画・販売計画	各月の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分	各週の平日および休日の発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分	日ごとの発電量調整受電電力の最大値および最小値に対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分	30分ごとの発電量調整受電電力量に <u>対する契約者、発電契約者、または必要抑制契約者毎の調達分および販売分の計画値</u>	

		達分および販売分の計画値	達分および販売分の計画値	分の計画値	
	発電設備の停止計画	作業の開始日時, 作業の終了日時, 停止内容, その他必要な項目		—	—
		—	—	計画外作業	
				計画作業の変更分	

(注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

(注4) 計画外作業及び計画作業の変更分については、発生の都度、速やかに提出していただきます。

(注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

## 12 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースライン

需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインの通知の期限

		の計画値	の計画値		
	発電設備の停止計画	作業の開始日時, 作業の終了日時, 停止内容, その他必要な項目		—	—
		—	—	計画外作業	
				計画作業の変更分	

(注1) 発電計画・調達計画・販売計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 当社が系統運用上必要な場合および料金の算定上必要な場合は、発電場所別の発電計画もあわせて提出していただきます。

(注4) 計画外作業及び計画作業の変更分については、発生の都度、速やかに提出していただきます。

(注5) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

および通知の内容は次のとおりといたします。

対象期間	年間計画				
	(第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画	当日計画
通知の期限	毎年 10月31日	毎月1日	毎週 火曜日	毎日 午前12時	30分ごとの 実需給の開始時刻の1時間前
通知の内容	需要抑制計画	各月の平日および 休日の需要抑制量 調整受電電力の最大 値および最小値	各週の平日および 休日の需要抑制量 調整受電電力の最大 値および最小値	日ごとの需要抑制量 調整受電電力の最大 値と予想時刻	30分ごとの需要抑制 量調整受電電力
	調達計画・販	各月の平日および	各週の平日および	日ごとの需要抑制 量調整受電電力	

売計画	休日の需 要抑制量 調整受電 電力の最 大値およ び最小値 に対する 契約者、 発電契約 者または 需要抑制 契約者毎 の調達分 および販 売分の計 画値	休日の需 要抑制量 調整受電 電力の最 大値およ び最小値 に対する 契約者、 発電契約 者または 需要抑制 契約者毎 の調達分 および販 売分の計 画値	量調整受 電電力の 最大値お よび最小 値に対す る契約 者、発電 契約者ま たは需要 抑制契約 者毎の調 達分およ び販売分 の計画値	量に対する契約者、 発電契約者または 需要抑制契約者毎 の調達分および販 売分の計画値	
ベース ライン	=	=	=	=	30分ごと の値

(注1) 需要抑制計画・調達計画・販売計画・ベースラインは、当社  
所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といた  
します。

(注3) 当社が供給区域の詳細な需給状況を把握する必要がある場

合は、より詳細な断面を提出していただく場合があります。

**13 進相用コンデンサ取付容量基準**

**14 標準設計**

**15 スポットネットワーク方式の工事費の算式**

69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(イ) a (c)の工事費の算定は、次の算式によります。

工事費相当額×工事こう長

$$\times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

69（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(イ) a (b)の工事費単価

$$\times \{100\text{パーセント} + 20\text{パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$

**11 進相用コンデンサ取付容量基準**

**12 標準設計**

**13 スポットネットワーク方式の工事費の算式**

~~68~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(イ) a (c)の工事費の算定は、次の算式によります。

工事費相当額×工事こう長

$$\times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

~~68~~（供給地点への供給設備の工事費負担金）(1)ロ(イ) a (b)の工事費単価

$$\times \{100\text{パーセント} + 20\text{パーセント} \times (\text{利用回線数} - 1)\}$$